



茨城県

令和2年度事業計画概要書

令和2年度 事業計画概要書

茨城県農林水産部農地局

茨城県農林水産部農地局

令和2年度事業計画概要書

編集発行 茨城県農林水産部農地局農村計画課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電 話 029-301-4150

F A X 029-301-4169

農地局HP 「いばらきの農村発見」

<https://www.nouson.pref.ibaraki.jp/>

目 次

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 1. 令和元2年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方 | 1 |
| 2. 農地局の令和元2年度予算 | 4 |
| (1) 令和元2年度茨城県一般会計当初予算の部局別構成 | 4 |
| (2) 令和元2年度農地局一般会計予算 | 4 |
| (3) 令和元2年度当初予算の概要 | 6 |
| ① 事業費ベース | 6 |
| ② 歳出ベース | 7 |
| (参考) 最近7ヶ年の農地局当初・最終補正予算の推移 | 8 |
| 3. 農地局の組織・分掌事務等 | 9 |
| (1) 農地局の組織 | 9 |
| (2) 農林事務所土地改良部門管内図 | 13 |
| (3) 農地局職員数 | 15 |
| 4. 課別事業計画概要 | 17 |
| (1) 農村計画課 | 17 |
| (2) 農地整備課 | 29 |
| 5. 令和元2年度事業予定箇所 | 43 |
| 6. 令和元2年度主要事業の概要 | 49 |
| (1) 生産性の高い水田の基盤づくり | 51 |
| (2) 高品質な成果物を安定生産する畑地の基盤づくり | 53 |
| (3) 基幹用排水施設等の整備 | 55 |
| (4) 基幹的水利施設等の計画的な長寿命化対策 | 57 |
| (5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策 | 59 |
| (6) 地域資源を活用した農村の活性化 | 60 |
| (7) 多面的機能の発揮促進と農村環境の整備 | 61 |
| (8) 自然環境の保全 | 69 |
| (9) 土地改良区の充実強化 | 71 |
| (10) 地籍調査事業の推進 | 72 |
| 7. 関係計画 | 73 |
| (1) 土地改良長期計画 | 75 |
| (2) 生活排水ベストプラン | 78 |
| 8. 農業農村整備事業の制度概要 | 81 |
| (1) 農業農村整備事業の進め方 | 83 |
| (2) 農業農村整備事業の制度概要 | 84 |
| (3) 農業基盤整備資金等 | 109 |
| (4) 農地中間管理事業 | 112 |
| (5) 農地売買等事業 | 113 |
| (参考) 補助率推移表 | 115 |
| 9. 参考資料 | 119 |
| (1) 地域指定の状況 | 121 |
| (2) 土地改良区の状況 | 122 |
| (3) 広域営農団地農道位置図 | 123 |
| (4) 農地局関連の主な会議一覧 | 124 |
| (5) 農業農村整備事業の変遷 | 127 |

1. 令和2年度農業農村整備事業の推進にあたっての基本的な考え方

近年の農業農村を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や減少、耕作放棄地の増大、農地の集積・集約化や畑地基盤整備の遅れ、農業水利施設の老朽化など様々な課題に直面している。さらに、貿易自由化の影響により、地域農業を支える担い手の営農活動ばかりでなく、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮にも大きな影響を与えることが予想される。

このような中、国においては、新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月）及び「土地改良長期計画」（平成28年8月）を策定し、さらに平成28年11月には、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業の構造的な問題を解決し、農業者の所得向上を図るため、「農業競争力強化プログラム」を決定し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の中に位置づけたところである。

また、高度経済成長期等に集中的に整備されたインフラが今後一斉に老朽化していく状況に対処し、また巨大地震等の大規模災害に備える必要性等から、平成25年11月にはインフラの戦略的な維持管理・更新等の基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」が策定されたところである。

県としては、このような国の計画や平成30年11月に策定した「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」に基づき、「儲かる農業」の実現に向けて茨城の農業農村整備を着実に進めていく。

令和2年度の推進施策

- 1 競争力強化のための基盤づくり
- 2 農村地域の強靱化・インフラ長寿命化
- 3 美しく元気な農村の創生

1 競争力強化のための基盤づくり

(1) 生産性の高い水田の基盤づくりの推進

水田農業の生産性向上を図るため、ほ場の大区画化を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を進める。また、用水のパイプライン化やICT等新技術の導入により水管理の省力化を図るとともに、米以外の高収益・多品目の農作物の生産拡大を図る水田の畑地化や汎用化を進めるため、「経営体育成基盤整備事業」等を推進する。

(2) 高品質な青果物を安定供給する畑地の基盤づくりの推進

畑作農業の効率化を図るため、担い手の経営戦略に合わせた畑地整備を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を推進する。また、天候に大きく左右されない安定した畑作農業の実現に向けた畑地かんがいや排水施設の整備を進めるため、「畑地帯総合整備事業」等を推進する。

2 農村地域の強靱化・インフラ長寿命化

(1) 農業水利施設の計画的な長寿命化対策の推進

農業者が将来にわたり安定的な営農を行うため、老朽化の進む農業水利施設の機能診断や長寿命化計画の策定を進めるとともに、施設の更新・補修を計画的に進めるため、「基幹水利施設ストックマネジメント事業」や「土地改良施設維持管理適正化事業」等を推進する。

(2) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進

農地や農業用施設の機能維持、災害の未然防止及び被害解消を図るため、「ため池等整備事業」や「湛水防除事業」、「地盤沈下対策事業」等を推進する。

3 美しく元気な農村づくり

(1) 多面的機能の維持・発揮の促進

農地や水路，農道などの地域資源を保全管理するため，「多面的機能支払交付金」等を活用して地域ぐるみの共同活動を支援する。

(2) 豊かで住みよい農村環境の推進

①農村の生活環境の改善や河川・湖沼などの水質保全を図る農業集落排水施設の整備や接続に向けた取組を支援するため，「農業集落排水事業」等を推進する。また，老朽化した農業集落排水施設の長寿命化を図るため，施設管理者が実施する機能診断調査等を支援する。

②農産物流通の合理化や農村生活環境の改善を図るため，「農道整備事業」等の整備を推進する。

(3) 鳥獣被害防止対策の総合的な推進

広域化する鳥獣被害に対応するため「鳥獣被害総合対策事業」を推進し，ICT を活用した捕獲活動やイノシシ等を「近づけない」環境づくりなど総合的な被害防止対策を支援する。

(4) 地域資源を活用した持続可能な農村づくり

地域資源を活用した農村地域の活性化を図るため「都市農村交流推進事業」等を推進し，景観や自然環境，歴史，食文化など農村の持つ魅力や，農泊などによる都市と農村の交流を進める。

これらに加えて，農業農村整備事業の有効性や効果を農業経営者や県民に理解してもらうため，広報活動を行う。

また，土地改良区の運営基盤の強化を図るため，「土地改良区組織運営基盤強化対策事業」に取り組み土地改良区の合併等の再編整備を促進するとともに，平成30年6月の土地改良法改正に伴い必要となる定款変更や貸借対照表作成等が円滑に実施されるよう支援・指導等を行う。

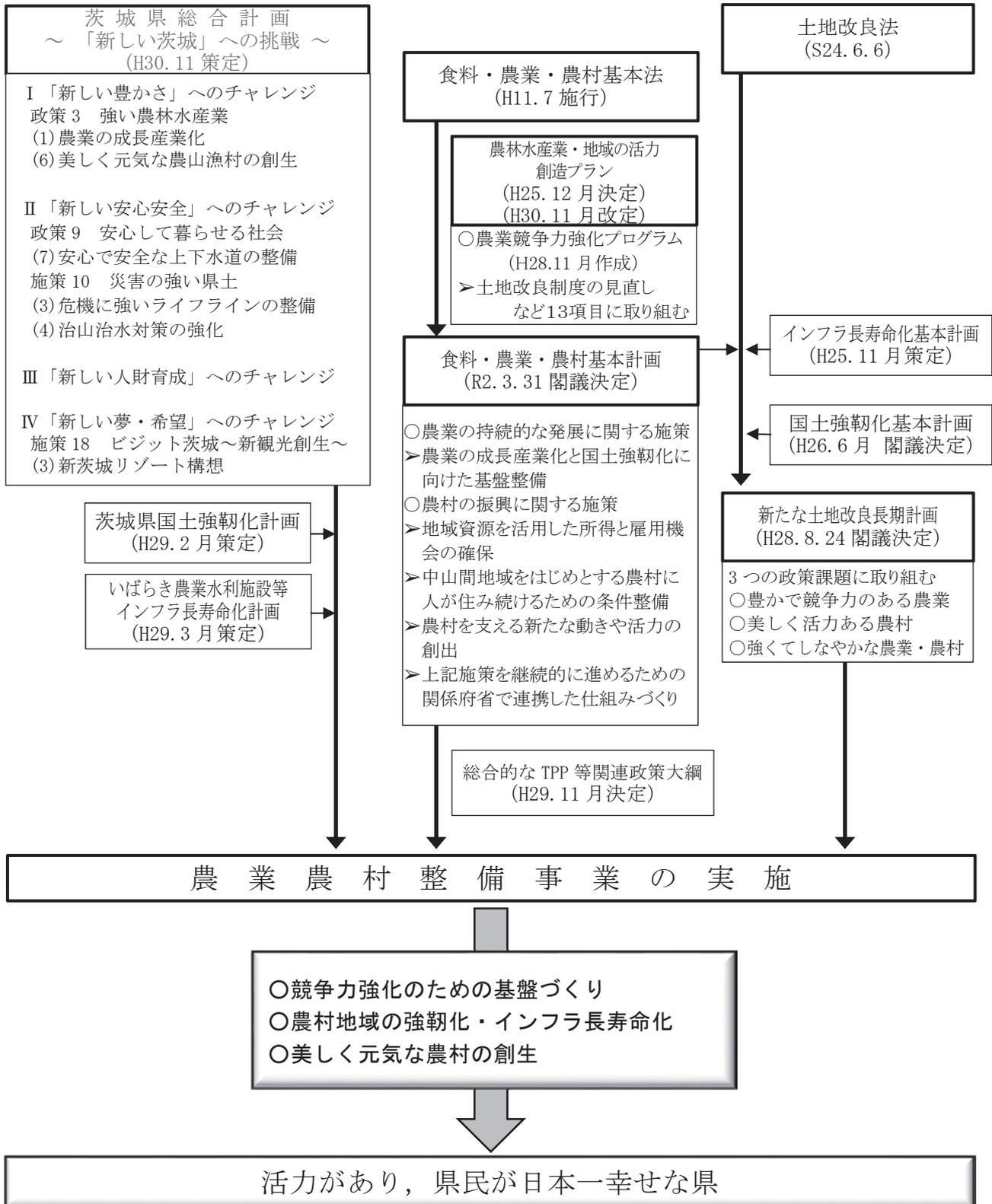
さらに，農業農村整備事業の実施にあたっては，地域の意向を踏まえつつ，自然環境の保全や景観の形成を図り，生物多様性を重視し，環境との調和に配慮する。

【参考】

農業農村整備事業関係施策体系

【県の施策】

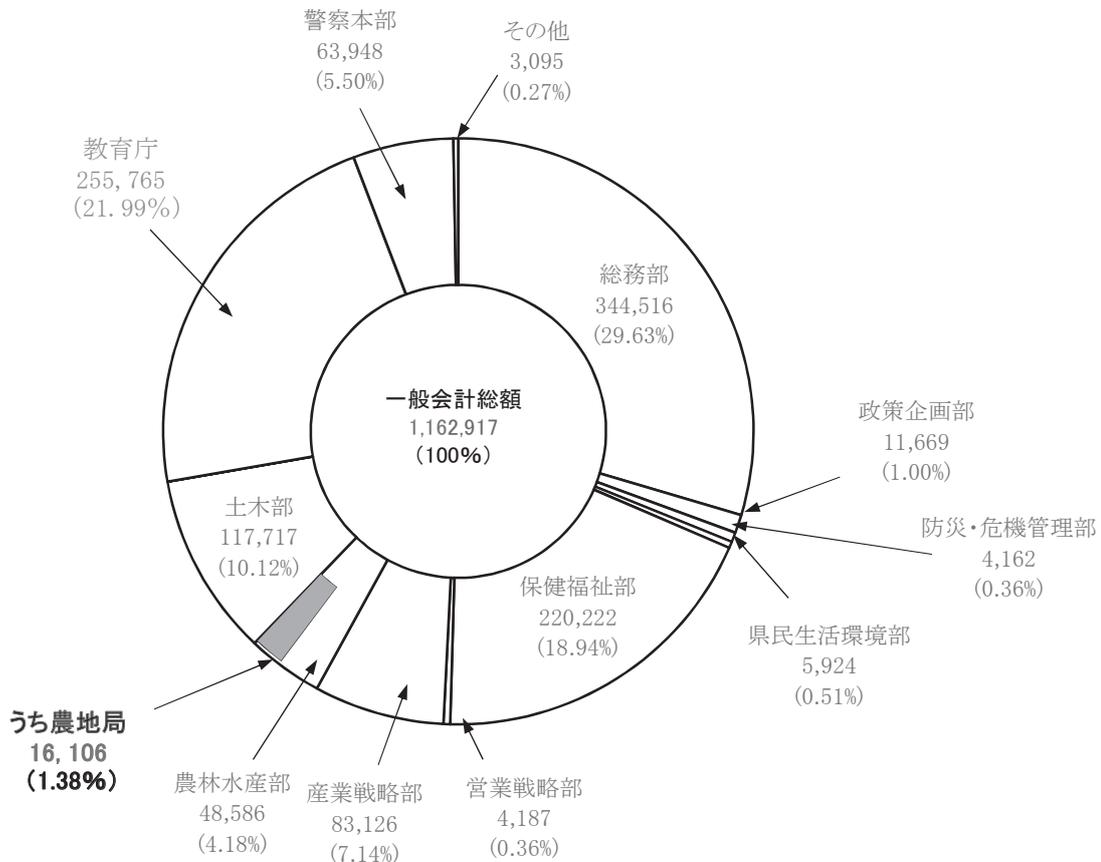
【国の施策】



2 農地局の令和2年度予算

(1) 令和2年度茨城県一般会計当初予算の部局別構成

(単位:百万円)



(2) 令和2年度農地局一般会計予算

① 歳出

ア 非公共及び公共別予算

(単位:千円, %)

| 事項 | 2年度 | 1年度 | | 対前年度比 (A/B) | 2年度 構成比 | |
|-----|-----------------|--------------|--------------|----------------|------------|-------|
| | 当初(A) | 当初(B) | 最終 | | | |
| 非公共 | 国補 | 2,340,320 | 2,369,549 | 1,994,811 | 98.8% | 14.6% |
| | 県単 | 971,190 | 972,051 | 949,819 | 99.9% | 6.0% |
| | 計 | 3,311,510 | 3,341,600 | 2,944,630 | 99.1% | 20.6% |
| 公共 | 国補 | (12,971,899) | (13,251,130) | (19,844,957) | | |
| | | 11,928,358 | 11,843,058 | 18,686,667 | 100.7% | 74.1% |
| | 補助事業 | 10,793,309 | 10,804,424 | 17,613,781 | 99.9% | 67.0% |
| | 国営土地改良 事業負担金 | 1,135,049 | 1,038,634 | 1,072,886 | 109.3% | 7.1% |
| | 県単 | (1,825,519) | (1,909,115) | (1,815,080) | 95.6% | |
| | | 866,066 | 866,066 | 800,604 | 100.0% | 5.3% |
| 計 | (14,797,418) | (15,160,245) | (21,660,037) | | | |
| | 12,794,424 | 12,709,124 | 19,487,271 | 100.7% | 79.4% | |
| 合計 | 16,105,934 | 16,050,724 | 22,431,901 | 100.3% | 100.0% | |

(注) 公共の()は事業費ベース。

イ 課別予算

(単位:千円, %)

| 課 別 | 2 年 度 | 1 年 度 | | 対前年度比 (A/B) |
|-----------|------------|------------|------------|----------------|
| | 当 初(A) | 当 初(B) | 最 終 | |
| 農 村 計 画 課 | 5,419,197 | 5,218,590 | 9,705,143 | 103.8% |
| 農 地 整 備 課 | 10,686,737 | 10,832,134 | 12,726,758 | 98.7% |
| 合 計 | 16,105,934 | 16,050,724 | 22,431,901 | 100.3% |

② 歳 入

(単位:千円, %)

| 区 分 | 2年度 | | 1年度 | | 対前年度比 (A/B) | |
|---------|--------------|-----------|------------|------------|----------------|--------|
| | 当 初(A) | 構 成 比 | 当 初(B) | 最 終 | | |
| 歳 出 | 16,105,934 | 100.0% | 16,050,724 | 22,431,901 | 100.3% | |
| 特 定 財 源 | 国庫支出金 | 7,223,966 | 44.9% | 7,142,239 | 12,221,548 | 101.1% |
| | 分担金 及び負担金 | 1,906,529 | 11.8% | 1,829,848 | 2,317,342 | 104.2% |
| | 使用料 及び手数料 | 80 | 0.0% | 80 | 80 | 100.0% |
| | 財 産 収 入 | 2,428 | 0.0% | 3,378 | 1,488 | 71.9% |
| | 繰 入 金 | 68,413 | 0.4% | 70,469 | 62,474 | 97.1% |
| | 諸 収 入 | 14,382 | 0.1% | 71,130 | 79,487 | 20.2% |
| | 県 債 | 3,111,900 | 19.3% | 2,979,000 | 3,826,100 | 104.5% |
| 特 財 計 | 12,327,698 | 76.5% | 12,096,144 | 18,508,519 | 101.9% | |
| 一 般 財 源 | 3,778,236 | 23.5% | 3,954,580 | 3,923,382 | 95.5% | |

(3) 令和2年度当初予算の概要

①事業費ベース

(単位:千円, %)

| 事業名 | 2年度 | | 1年度 | | 負担区分 | | |
|-----------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|-----------------|----------------|
| | 当初 ① | 前年比 ①/② | 当初 ② | 最終 ③ | 国 | 県 | 地元 |
| 1 ため池等整備事業費 | 977,489 | 328.6% | 297,487 | 522,452 | | | |
| 内訳 | | | | | | | |
| 県営ため池等整備事業費※1 | 387,707 | 157.5% | 246,237 | 260,052 | 定・55・50 | 37・25 | 8・25 |
| 団体営ため池等整備事業費 | 589,782 | 1150.8% | 51,250 | 262,400 | 定・50 | 42 | 8 |
| 2 湛水防除事業費 | 161,750 | 68.6% | 235,800 | 240,843 | 55・50 | 27・30・22.5 | 18・20・22.5 |
| 3 地盤沈下対策事業費 | 385,850 | 48.8% | 790,650 | 1,556,800 | 55 | 39 | 6 |
| 4 過年災害復旧費 | 6,270 | 100.0% | 6,270 | - | 65 | - | 35 |
| 5 現年災害復旧費 | 126,025 | 100.0% | 126,025 | 4,297,532 | 65・50 | 32・25・0 | 50・35・25・18・10 |
| 6 土地改良事業施行予定地区計画調査費 | 197,300 | 100.0% | 197,300 | 195,552 | | | |
| 内訳 | | | | | | | |
| 土地改良事業施行予定地区計画調査費 | 92,300 | 80.8% | 114,200 | 115,452 | - | 50 | 50 |
| 実施計画策定費 | 101,000 | 127.7% | 79,100 | 78,900 | 50 | 25 | 25 |
| 田園環境整備計画策定費 | - | - | - | - | - | 1/3 | 2/3 |
| 産地育成畑地整備促進事業費 | 4,000 | 100.0% | 4,000 | 1,200 | - | 3/4 | 1/4 |
| 7 耕作条件改善事業費 | 580,245 | 98.2% | 590,913 | 521,186 | 定・50・55 | 14 | 36・31 |
| ① 農村計画課 計 1～7 | 2,434,929 | 108.5% | 2,244,445 | 7,334,365 | | | |
| 1 国営土地改良事業負担金 | 1,135,049 | 109.3% | 1,038,634 | 1,072,886 | - | - | - |
| 2 基幹水利施設管理事業費 | 506,669 | 103.7% | 488,689 | 488,551 | 30 | 30 | 40 |
| 3 国営造成施設管理体制整備促進事業費 | 193,916 | 96.3% | 201,352 | 201,009 | 50 | 20 | 30 |
| 4 経営体育成基盤整備事業費 | 3,440,579 | 108.8% | 3,163,460 | 4,354,997 | | | |
| 内訳 | | | | | | | |
| ほ場整備事業費 | 1,191,597 | 97.9% | 1,216,855 | 1,335,011 | 55・50 | 30・27.5 | 22.5～15・0 |
| 土地改良総合整備事業費 | 2,216,732 | 113.9% | 1,946,605 | 3,019,986 | 50 | 30・27.5 | 22.5・20 |
| 農地中間管理機構関連農地整備事業費 | 32,250 | 皆増 | - | - | 62.5 | 27.5 | 10 |
| 5 農地利用集積促進事業費 | 291,220 | 161.3% | 180,534 | 180,034 | 100・55・50 | 50・33.3・30・25・0 | 25・16.7・15・0 |
| 6 県営かんがい排水事業費 | 2,216,800 | 110.1% | 2,013,100 | 2,463,100 | 50 | 25 | 25 |
| 7 県営畑地帯総合整備事業費 | 1,037,475 | 110.8% | 936,207 | 1,144,173 | 55～50 | 30～25 | 25～15 |
| 8 基盤整備促進事業費 | 308,000 | 154.0% | 200,000 | 200,000 | 55・50 | 25～10 | 40～25 |
| 内訳 | | | | | | | |
| 土地改良総合整備 | - | - | - | - | 55・50 | 15 | 35～30 |
| かんがい排水 | 308,000 | 154.0% | 200,000 | 200,000 | 50 | 25～10 | 40～25 |
| 9 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費 | 36,550 | 64.2% | 56,975 | 56,975 | 50 | 50 | |
| 10 高収益畑作モデル基盤整備事業費 | 53,750 | 71.5% | 75,150 | - | 50 | 40 | 10 |
| 11 中山間地域農村活性化総合整備事業費 | 171,150 | 64.1% | 267,000 | 320,250 | 55 | 30～25 | 15～20 |
| 12 農村振興総合整備事業費 | - | 皆減 | 43,000 | 35,475 | | | |
| 内訳 | | | | | | | |
| 県営農村振興総合整備事業費 | - | 皆減 | 43,000 | 35,475 | 50 | 25～15 | 25～35 |
| むらづくり総合整備事業費 | - | - | - | - | 50 | 20～15 | 30～35 |
| 13 広域営農団地農道整備事業費 | - | 皆減 | 79,857 | 79,045 | 50 | 38 | 12 |
| 14 一般農道整備事業費 | 75,150 | 63.7% | 117,900 | 117,900 | 50 | 25 | 25 |
| 15 基幹農道整備事業費 | - | 皆減 | 53,750 | 38,700 | 9/18 | 5/18 | 4/18 |
| 16 農業集落排水事業費 | 1,006,100 | 50.3% | 2,001,177 | 1,667,618 | | | |
| 内訳 | | | | | | | |
| 団体営農業集落排水事業費 | 823,200 | 45.5% | 1,808,477 | 1,477,484 | 50 | - | 50 |
| 農業集落排水事業推進交付金 | 182,900 | 94.9% | 192,700 | 190,134 | - | 100 | - |
| 17 田園整備事業費 | 64,562 | 71.8% | 89,900 | 89,879 | | | |
| 内訳 | | | | | | | |
| 農村空間整備事業費 | - | 皆減 | 19,300 | 19,279 | 50 | 25 | 25 |
| 農村交流基盤整備事業費 | 64,562 | 91.4% | 70,600 | 70,600 | 50 | 25 | 25 |
| ② 農地整備課 計 1～17 | 10,536,970 | 95.7% | 11,006,685 | 12,510,592 | | | |
| ③ 国補公共 計 ①+② | 12,971,899 | 97.9% | 13,251,130 | 19,844,957 | | | |
| 1 県単土地改良事業費 | 1,580,789 | 91.8% | 1,722,740 | 1,707,255 | - | 1/4～2/3 | 1/3～3/4 |
| 2 ICT等新技術調査・検討事業費 | 3,000 | 20.0% | 15,000 | 15,000 | - | 100 | - |
| ④ 農村計画課 計 | 1,583,789 | 91.1% | 1,737,740 | 1,722,255 | | | |
| 1 担い手支援対策事業費 | 7,480 | 31.9% | 23,467 | 6,565 | - | 55・60・70 | 45・40・30 |
| 2 農業水利施設強靱化促進事業費 | 35,000 | 114.8% | 30,500 | 30,052 | - | 100・75 | -・25 |
| 3 水田畑地化推進事業費 | 61,950 | 92.7% | 66,825 | 4,963 | - | 62.5・50・100 | 37.5・50・- |
| 4 ふるさと農道整備事業費 | 113,300 | 314.3% | 36,050 | 35,885 | - | 70 | 30 |
| 5 中山間地域農業基盤整備促進事業費 | 24,000 | 100.0% | 24,000 | 15,360 | - | 62.5 | 37.5 |
| ⑤ 農地整備課 計 | 241,730 | 133.7% | 180,842 | 92,825 | | | |
| ⑥ 県単公共 計 ④+⑤ | 1,825,519 | 95.1% | 1,918,582 | 1,815,080 | | | |
| ⑦ 農地局(公共)計 ③+⑥ | 14,797,418 | 97.5% | 15,169,712 | 21,660,037 | | | |

(注) 農業集落排水事業推進交付金は、団体営農業集落排水事業実施に伴い市町村が起こした地方債(下水道債)の償還財源として(一般流域10%, 霞ヶ浦流域13.5%)を交付するものであり、事業実施の翌年度から5年間で交付する。

担い手支援対策は、市町村が事業主体であるが、貸し手農家の分担金を補助するものであるため、県補助額を記載。

※1 栃木県が施工する地区(穴川用水前堰)含む

② 歳出ベース

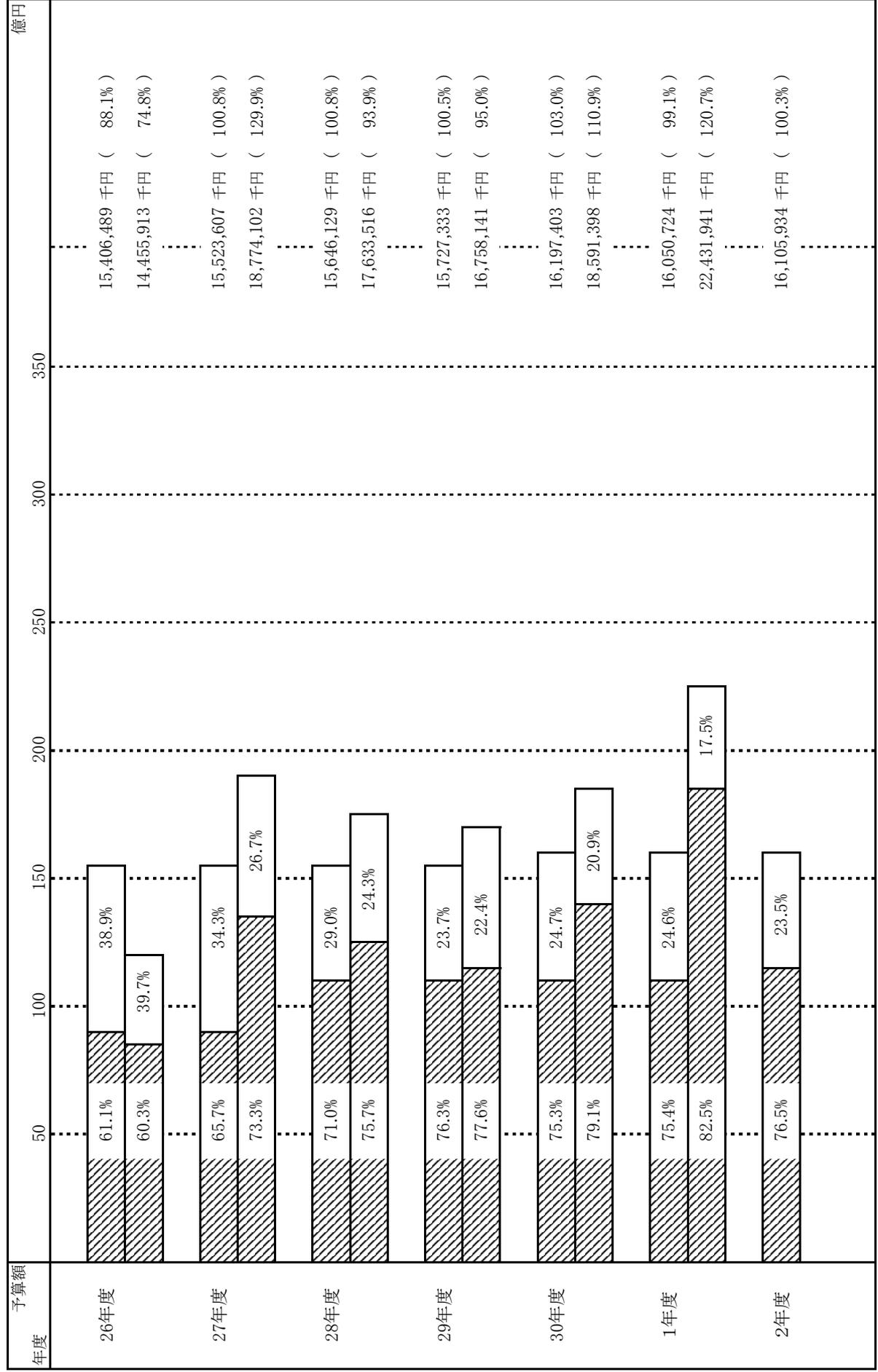
(単位:千円, %)

| 事業名 | 2年度 | | 1年度 | | 地区数 | | | |
|-----------------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|------|------------|----|
| | 当初 ① | 前年比 ①/② | 当初 ② | 最終 ③ | R2 (当初) | うち新規 | R1 (最終) | |
| 1 ため池等整備事業費 | 977,489 | 350.9% | 278,579 | 518,452 | 34 | 16 | 22 | |
| 内訳 | 県営ため池等整備事業費 ※1 | 387,707 | 167.6% | 231,329 | 260,052 | 6 | - | 9 |
| | 団体営ため池等整備事業費 | 589,782 | 1248.2% | 47,250 | 258,400 | 28 | 16 | 13 |
| 2 湛水防除事業費 | 161,750 | 68.6% | 235,800 | 240,843 | 2 | - | 2 | |
| 3 地盤沈下対策事業費 | 385,850 | 48.8% | 790,650 | 1,556,800 | 4 | - | 4 | |
| 4 過年災害復旧費 | 4,170 | 100.0% | 4,170 | - | - | - | - | |
| 5 現年災害復旧費 | 83,195 | 96.3% | 86,385 | 3,905,529 | - | - | 319 | |
| 6 内訳 | 土地改良事業施行予定地区計画調査費 | 197,300 | 100.0% | 197,300 | 195,552 | 54 | 17 | 39 |
| | 土地改良事業施行予定地区計画調査費 | 92,300 | 80.8% | 114,200 | 115,452 | 52 | 15 | 38 |
| | 実施計画策定費 | 101,000 | 127.7% | 79,100 | 78,900 | 12 | - | 14 |
| | 田園環境整備計画策定費 | - | - | - | - | - | - | - |
| | 産地育成畑地整備促進事業費 | 4,000 | 100.0% | 4,000 | 1,200 | 2 | 2 | 1 |
| 7 耕作条件改善事業費 | 424,617 | 116.3% | 365,186 | 321,520 | 41 | 31 | 30 | |
| ① 農村計画課 計 1~7 | 2,234,371 | 114.1% | 1,958,070 | 6,738,696 | 135 | 64 | 416 | |
| 1 国営土地改良事業負担金 | 1,135,049 | 109.3% | 1,038,634 | 1,072,886 | - | - | - | |
| 2 基幹水利施設管理事業費 | 304,421 | 103.7% | 293,633 | 293,495 | 4 | - | 4 | |
| 3 国営造成施設管理体制整備促進事業費 | 137,311 | 96.4% | 142,425 | 142,082 | 9 | 1 | 8 | |
| 4 内訳 | 経営体育成基盤整備事業費 | 3,440,579 | 108.8% | 3,163,460 | 4,354,877 | 43 | 6 | 43 |
| | ほ場整備事業費 | 1,191,597 | 97.9% | 1,216,855 | 1,334,971 | 15 | 1 | 16 |
| | 土地改良総合整備事業費 | 2,216,732 | 113.9% | 1,946,605 | 3,019,906 | 27 | 4 | 27 |
| | 農地中間管理機構関連農地整備事業費 | 32,250 | 皆増 | - | - | 1 | 1 | - |
| 5 農地利用集積促進事業費 | 243,340 | 160.4% | 151,735 | 151,319 | 13 | 2 | 14 | |
| 6 県営かんがい排水事業費 | 2,374,450 | 89.9% | 2,640,085 | 3,379,102 | 30 | 5 | 34 | |
| 7 県営畑地帯総合整備事業費 | 1,037,475 | 110.8% | 936,207 | 1,144,000 | 17 | - | 17 | |
| 8 内訳 | 基盤整備促進事業費 | 231,000 | 154.0% | 150,000 | 150,000 | 2 | - | 2 |
| | かんがい排水 | 231,000 | 154.0% | 150,000 | 150,000 | 2 | - | 2 |
| 9 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費 | 36,550 | 64.2% | 56,975 | 56,975 | 2 | - | 2 | |
| 10 高収益畑作モデル基盤整備事業費 | 53,750 | 71.5% | 75,150 | - | 1 | 1 | - | |
| 11 中山間地域農村活性化総合整備事業費 | 171,150 | 64.1% | 267,000 | 320,250 | 1 | - | 1 | |
| 12 内訳 | 農村振興総合整備事業費 | - | 皆減 | 43,000 | 35,475 | - | - | 1 |
| | 県営農村振興総合整備事業費 | - | 皆減 | 43,000 | 35,475 | - | - | 1 |
| 13 広域営農団地農道整備事業費 | - | 皆減 | 79,857 | 79,045 | - | - | 2 | |
| 14 一般農道整備事業費 | 75,150 | 63.7% | 117,900 | 117,900 | 1 | - | 1 | |
| 15 基幹農道整備事業費 | - | 皆減 | 53,750 | 38,700 | - | - | 1 | |
| 16 内訳 | 農業集落排水事業費 | 389,200 | 66.5% | 585,277 | 521,986 | 48 | 33 | 48 |
| | 団体営農業集落排水事業費 | 206,300 | 52.6% | 392,577 | 331,852 | 36 | 33 | 36 |
| | 農業集落排水事業推進交付金 | 182,900 | 94.9% | 192,700 | 190,134 | 12 | - | 12 |
| 17 内訳 | 田園整備事業費 | 64,562 | 71.8% | 89,900 | 89,879 | 1 | - | 2 |
| | 農村空間整備事業費 | - | 皆減 | 19,300 | 19,279 | - | - | 1 |
| | 農村交流基盤整備事業費 | 64,562 | 91.4% | 70,600 | 70,600 | 1 | - | 1 |
| ② 農地整備課 計 1~17 | 9,693,987 | 98.1% | 9,884,988 | 11,947,971 | 172 | 48 | 180 | |
| ③ 国補公共 計 ①+② | 11,928,358 | 100.7% | 11,843,058 | 18,686,667 | 307 | 112 | 596 | |
| 1 県単土地改良事業費 | 655,156 | 91.9% | 713,116 | 702,411 | 157 | 157 | 215 | |
| 2 ICT等新技術調査・検討事業費 | 3,000 | 20.0% | 15,000 | 15,000 | - | - | - | |
| ④ 農村計画課 計 | 658,156 | 90.4% | 728,116 | 717,411 | 157 | 157 | 215 | |
| 1 担い手支援対策事業費 | 4,610 | 32.9% | 14,000 | 4,080 | 3 | - | 4 | |
| 2 農業水利施設強靱化促進事業費 | 35,000 | 114.8% | 30,500 | 30,052 | 5 | 5 | 2 | |
| 3 水田畑地化推進事業費 | 40,000 | 94.3% | 42,400 | 3,576 | 2 | 2 | 1 | |
| 4 ふるさと農道整備事業費 | 113,300 | 314.3% | 36,050 | 35,885 | 2 | - | 2 | |
| 5 中山間地域農業基盤整備促進事業費 | 15,000 | 100.0% | 15,000 | 9,600 | 6 | 6 | 5 | |
| ⑤ 農地整備課 計 | 207,910 | 150.7% | 137,950 | 83,193 | 18 | 13 | 14 | |
| ⑥ 県単公共 計 ④+⑤ | 866,066 | 100.0% | 866,066 | 800,604 | 175 | 170 | 229 | |
| ⑦ 農地局(公共)計 ③+⑥ | 12,794,424 | 100.7% | 12,709,124 | 19,487,271 | 482 | 282 | 825 | |
| ⑧ 内訳 | 農地局(非公共)計 | 3,311,510 | 99.1% | 3,341,600 | 2,944,630 | | | |
| | 多面的機能支払交付金 | 1,608,075 | 100.0% | 1,608,075 | 1,460,417 | | | |
| | 土地改良施設維持管理適正化事業費補助 | 234,672 | 112.2% | 209,244 | 209,244 | | | |
| | 県営換地清算金処理費 | 14,216 | 24.7% | 57,593 | 57,593 | | | |
| | 国土調査事業費補助 | 285,000 | 112.2% | 253,968 | 252,833 | | | |
| | 霞ヶ浦用水施設管理費 | 312,494 | 113.9% | 274,428 | 266,126 | | | |
| | 農業集落排水施設接続支援事業 | 41,260 | 100.0% | 41,260 | 34,993 | | | |
| その他 | 815,793 | 90.9% | 897,032 | 663,424 | | | | |
| A 農地局 計 ⑦+⑧ | 16,105,934 | 100.3% | 16,050,724 | 22,431,901 | 482 | 282 | 825 | |

※1 栃木県が施工する地区(穴川用水大前堰)含む

(参考)

最近7ヶ年の農地局当初・最終予算の推移



(注1)

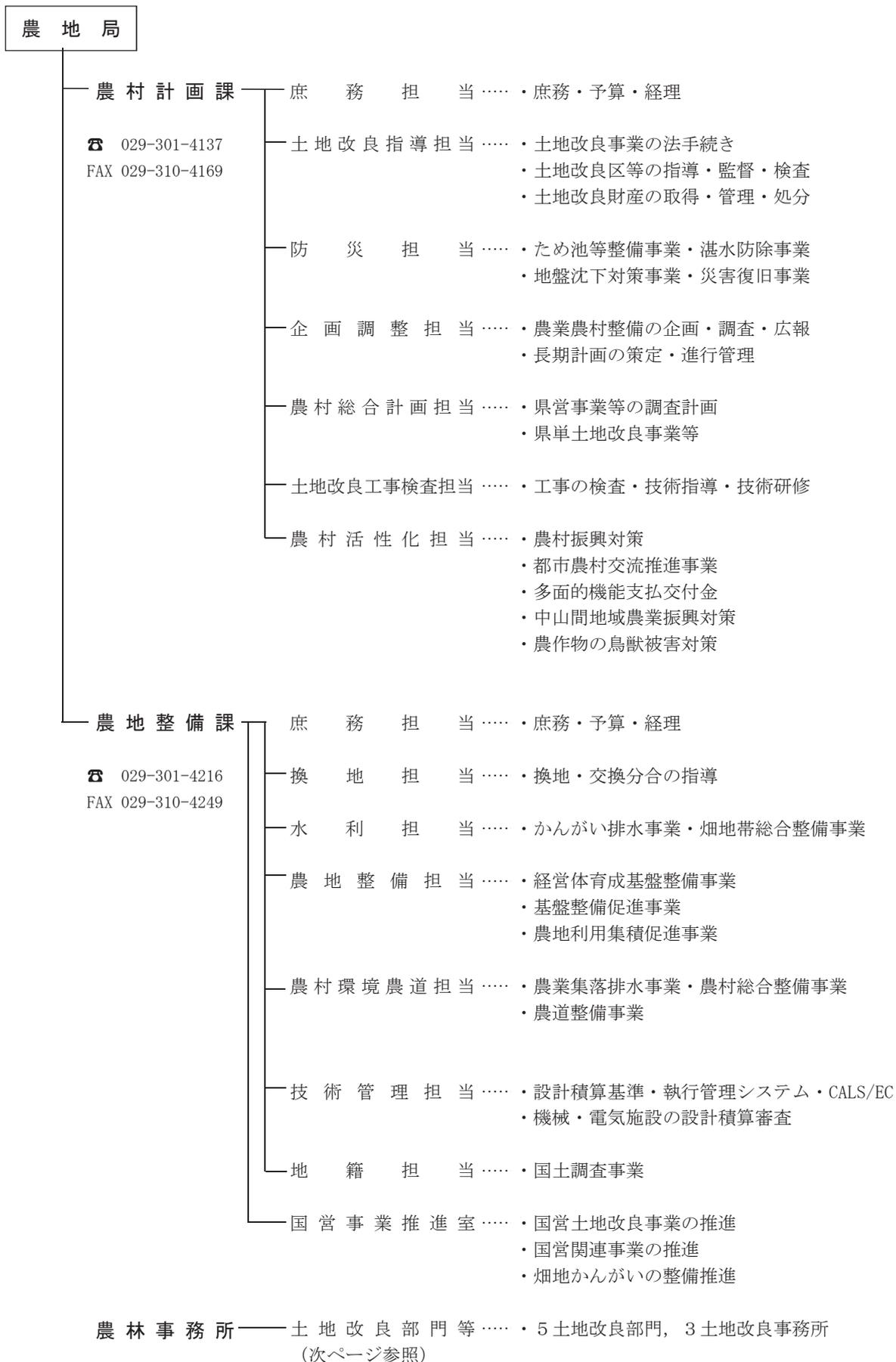
部分は特定財源

(注2) 年度下段グラフは最終予算

(注3) ()内の%は対前年比

3. 農地局の組織・分掌事務等

(1) 農地局の組織



農林事務所 土地改良部門及び土地改良事務所

① 県北農林事務所

土地改良部門（常陸太田土地改良事務所）
常陸太田市山下町4119 常陸太田合同庁舎内 〒313-0013
☎ 0294-80-3350 FAX 0294-80-3358

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課

高萩土地改良事務所
高萩市春日町3-1 高萩合同庁舎内 〒318-0031
☎ 0293-22-2379 FAX 0293-24-4660

- 契約用地課
- 工務課

② 県央農林事務所

土地改良部門（水戸土地改良事務所）
水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎内 〒310-0802
☎ 029-224-3411 FAX 029-226-6871

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課
- 那珂川沿岸農業水利事業推進課

③ 鹿行農林事務所

土地改良部門（鉾田土地改良事務所）
鉾田市鉾田1367-3 鉾田合同庁舎内 〒311-1593
☎ 0291-33-4120 FAX 0291-33-5956

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課

④ 県南農林事務所

土地改良部門（土浦土地改良事務所）
土浦市真鍋5-17-26 土浦合同庁舎内 〒300-0051
☎ 029-822-5045 FAX 029-822-7346

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課

稲敷土地改良事務所
稲敷市江戸崎甲541 稲敷合同庁舎内 〒300-0504
☎ 029-892-2411 FAX 029-892-2435

- 契約用地課
- 工務課

⑤ 県西農林事務所

土地改良部門（筑西土地改良事務所）
筑西市二木成615 筑西合同庁舎内 〒308-0841
☎ 0296-24-9241 FAX 0296-22-2681

- 事業調整課
- 用地管理課
- 工務課
- 霞ヶ浦用水推進課

境土地改良事務所
猿島郡境町2174-13 〒306-0433
☎ 0280-87-0822 FAX 0280-87-0825

- 契約用地課
- 工務課

農地局各課・出先機関の分掌事務

○ 農村計画課

1. 土地改良区等の指導に関する事
2. 土地改良法（昭和24年法律第195号）の施行に関する事（農地整備課の所管に係るものを除く）
3. 土地改良財産の取得、管理及び処分に関する事
4. 山村振興法の施行に関する事
5. 中山間地域の振興に関する事
6. 市民農園に関する事
7. 農村地域の保全活動に関する事
8. ふるさと水と土基金に関する事
9. 都市農村交流に関する事
10. 農作物の鳥獣被害対策に関する事
11. 農地等の防災事業、災害復旧事業及び突発事故復旧事業に関する事
12. 農業農村整備事業に係る基礎調査及び基本計画に関する事
13. 農業用利水に関する事
14. 水田水質保全対策モデル事業に関する事
15. 農業農村整備事業に係る事業計画及び効果に関する事
16. 耕作条件改善事業に関する事
17. 県単土地改良事業に関する事
18. 県営土地改良事業の工事に係る検査及び指導に関する事
19. 農地局内の予算及び決算のとりまとめ並びに公共事務費に関する事

○ 農地整備課

1. 土地改良法に基づく換地等に関する事
2. 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査及び土地分類調査に関する事
3. 県営かんがい排水事業に関する事
4. 県営畑地帯総合整備事業に関する事
5. 経営体育成基盤整備事業に関する事
6. 基盤整備促進事業に関する事
7. 農業集落排水事業に関する事
8. 農道整備事業に関する事
9. 農村総合整備事業に関する事
10. 農業農村整備事業に係る農地集積に関する事
11. 農業農村整備事業の技術管理及び積算に関する事

（国営事業推進室）

1. 国営土地改良事業の推進及び調整に関する事
2. 国営関連事業の推進に関する事
3. 畑地かんがいの整備推進に関する事

◎ 土地改良部門

1. 農業農村整備事業の実施に関する総合調整に関する事
2. 農業農村整備事業に係る基本調査に関する事
3. 農業農村整備事業予定地区の調査及び計画に関する事
4. 団体営農業農村整備事業の設計及び施行の指導に関する事（支所（土地改良事務所に限る。）の担当区域に関する事務を除く。以下、6、7及び12から22までについて同じ。）
5. 農業用利水の調査、調整及び指導に関する事
6. 非補助土地改良事業の設計及び施行の指導に関する事
7. 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事
8. 震災対策農業水利施設整備事業（耐震性点検・調査計画事業）に関する事
9. 基幹水利施設管理事業に関する事
10. 国営造成施設管理体制整備促進事業に関する事
11. 農地、農業用水等の資源の保全に係る推進及び指導等に関する事
12. 用地買収及び補償に関する事
13. 登記事務に関する事
14. 土地改良区等の指導及び監督に関する事
15. 土地改良事業に係る許可、認可等に関する事
16. 換地に関する事
17. 交換分合の指導に関する事
18. 土地改良事業の融資に関する事
19. 土地改良財産の管理及び処分に関する事
20. 干拓地配分に関する事
21. 農用地集団化事業に関する事
22. 県営農業農村整備事業工事の設計、施行及び監督に関する事
23. 国営那珂川沿岸農業水利事業の推進に関する事（県央農林事務所に限る。24において同じ）
24. 国営那珂川沿岸農業水利事業に係る営農対策の調整に関する事
25. 霞ヶ浦用水事業の推進に関する事（県西農林事務所に限る。以下27までにおいて同じ）
26. 霞ヶ浦用水関連農業農村整備事業の啓もう、普及及び指導に関する事

27. 霞ヶ浦用水事業に係る営農対策に関する事

◎ 土地改良事務所

1. 用地買収及び補償に関する事
2. 登記事務に関する事
3. 土地改良区等の指導及び監督に関する事
4. 土地改良事業に係る許可、認可等に関する事
5. 換地に関する事
6. 交換分合の指導に関する事
7. 土地改良事業の融資に関する事
8. 土地改良財産の管理及び処分に関する事
9. 干拓地配分に関する事
10. 農用地集団化事業に関する事
11. 農業農村整備事業の実施に関する総合調整に関する事
12. 団体営農業農村整備事業の設計及び施行の指導に関する事
13. 非補助土地改良事業の設計及び施行の指導に関する事
14. 農地及び農業用施設の災害復旧に関する事
15. 県営農業農村整備事業工事の設計、施行及び監督に関する事

(2)農林事務所土地改良部門管内図

農林事務所土地改良部門管内状況

| 土地改良部門等 | 関係市町村数 | 管内面積 (km ²) | 農振地域内 現況農用地面積 (ha) | 農用地区域内 現況農用地面積 (ha) |
|---------------|--------|-------------------------|-----------------------|------------------------|
| 県北農林事務所土地改良部門 | 8市町村 | 1,788.14 | 23,853 | 11,899 |
| うち高萩土地改良事務所 | 3市 | 606.12 | 4,196 | 1,959 |
| 県央農林事務所土地改良部門 | 7市町 | 1,009.51 | 31,560 | 19,708 |
| 鹿行農林事務所土地改良部門 | 5市 | 754.49 | 24,546 | 18,299 |
| 県南農林事務所土地改良部門 | 14市町村 | 1514.04 | 58,823 | 38,349 |
| うち稲敷土地改良事務所 | 6市町村 | 525.59 | 21,293 | 15,565 |
| 県西農林事務所土地改良部門 | 10市町 | 1030.94 | 49,321 | 35,987 |
| うち境土地改良事務所 | 4市町 | 316.31 | 14,151 | 9,658 |
| 計 | 44市町村 | 6,097.12 | 188,104 | 124,241 |

(注1)管内面積は、県統計課調べによる。境界未定の市町村は、総務省統計局において推定。

(注2)農用地面積は、平成30年12月31日現在。

(注3)端数処理の関係上、内数と計は必ずしも一致しない

(注4)農業振興地域:農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用の見地から今後相当長期にわたり総合的に農業の振興を図るべき地域をいう

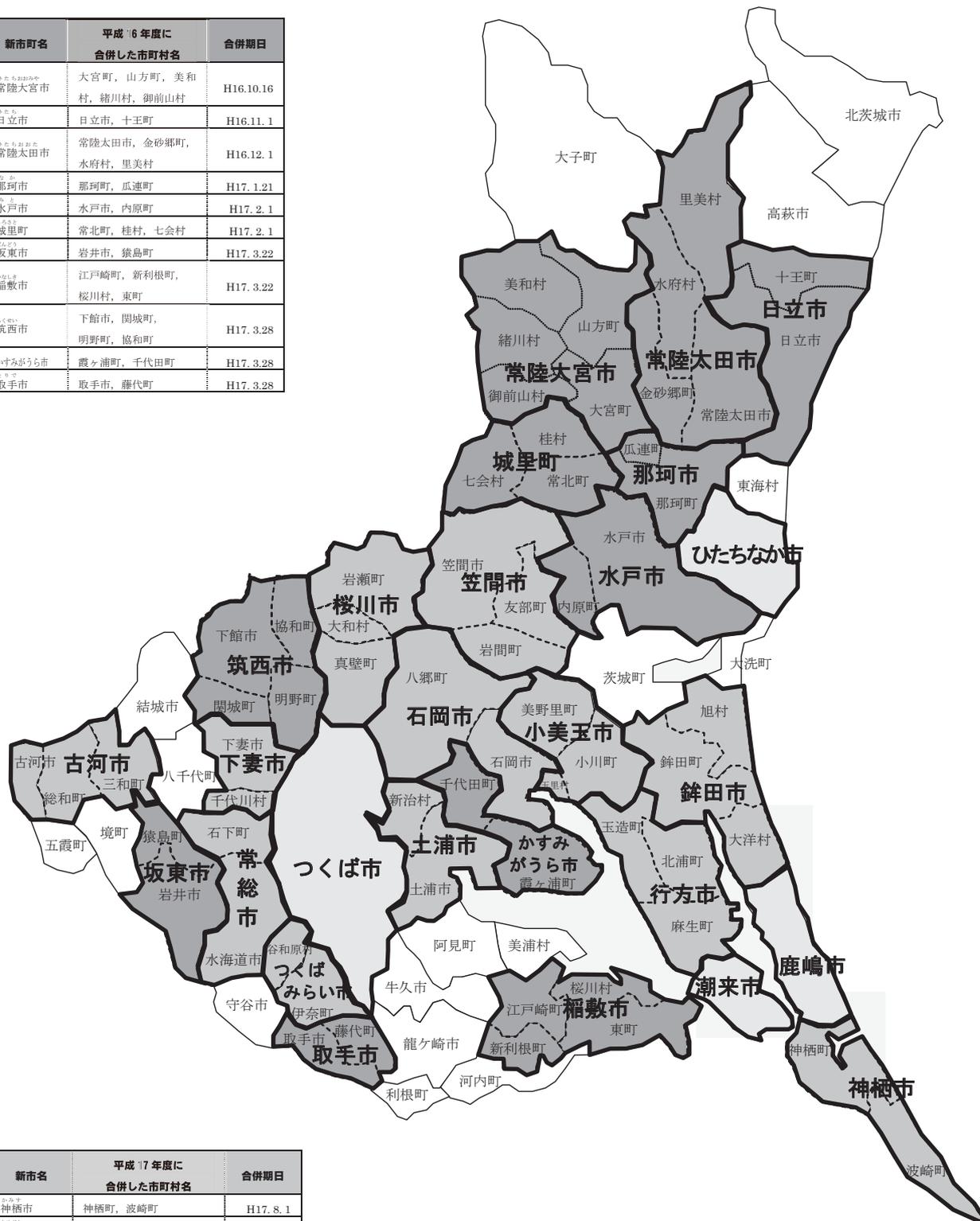
(注5)農用地区域:農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地等として利用すべき土地の区域をいう



新しい いばらきの市町村

市町村数は83から44へ（平成18年4月から）

| 新市町名 | 平成16年度に 合併した市町村名 | 合併期日 |
|-------|--------------------------|-----------|
| 常陸大宮市 | 大宮町, 山方町, 美和村, 緒川村, 御前山村 | H16.10.16 |
| 日立市 | 日立市, 十王町 | H16.11.1 |
| 常陸太田市 | 常陸太田市, 金砂郷町, 水府村, 里美村 | H16.12.1 |
| 那珂市 | 那珂町, 瓜連町 | H17.1.21 |
| 水戸市 | 水戸市, 内原町 | H17.2.1 |
| 城里町 | 常北町, 桂村, 七会村 | H17.2.1 |
| 坂東市 | 岩井市, 猿島町 | H17.3.22 |
| 稲敷市 | 江戸崎町, 新利根町, 桜川村, 東町 | H17.3.22 |
| 筑西市 | 下館市, 関城町, 明野町, 協和町 | H17.3.28 |
| かすが市 | 霞ヶ浦町, 千代田町 | H17.3.28 |
| 取手市 | 取手市, 藤代町 | H17.3.28 |



| 新市名 | 平成17年度に 合併した市町村名 | 合併期日 |
|---------|---------------------|-----------|
| 神栖市 | 神栖町, 波崎町 | H17.8.1 |
| 行方市 | 麻生町, 北浦町, 玉造町 | H17.9.2 |
| 古河市 | 古河市, 総和町, 三和町 | H17.9.12 |
| 桜川市 | 岩瀬町, 真壁町, 大和村 | H17.10.1 |
| 石岡市 | 石岡市, 八郷町 | H17.10.1 |
| 鉾田市 | 旭村, 鉾田町, 大洋村 | H17.10.11 |
| 常総市 | 水海道市, 石下町 | H18.1.1 |
| 下妻市 | 下妻市, 千代川村 | H18.1.1 |
| 土浦市 | 土浦市, 新治村 | H18.2.20 |
| 笠間市 | 笠間市, 友部町, 岩間町 | H18.3.19 |
| つくばみらい市 | 伊奈町, 谷和原村 | H18.3.27 |
| 小美玉市 | 小川町, 美野里町, 玉里村 | H18.3.27 |

| 新市名 | 平成に 合併した市町村名 | 合併期日 |
|--------|-----------------|----------|
| 水戸市 | 水戸市, 常陸村 | H4.3.3 |
| ひたちなか市 | 勝田市, 那珂湊市 | H6.11.1 |
| 鹿嶋市 | 鹿嶋町, 大野村 | H7.9.1 |
| 潮来市 | 潮来町, 牛堀町 | H13.4.1 |
| つくば市 | つくば市, 荃崎町 | H14.11.1 |

(3) 農地局職員数

令和2年度

令和2年4月1日現在(単位:人)

| 課 所 名 | 現 員 | 同 左 内 訳 | |
|-----------------|-----|---------|-------|
| | | 事 務 職 | 技 術 職 |
| 農 村 計 画 課 | 32 | 17※1 | 15※3 |
| 農 地 整 備 課 | 32 | 13※2 | 19 |
| 2 課 計 | 64 | 30 | 34 |
| (農林事務所 土地改良部門等) | | | |
| 県北農林事務所 土地改良部門 | 19 | 4 | 15 |
| 〃 高萩土地改良事務所 | 9 | 3 | 6 |
| 県央農林事務所 土地改良部門 | 29 | 7 | 22 |
| 鹿行農林事務所 土地改良部門 | 20 | 6 | 14 |
| 県南農林事務所 土地改良部門 | 21 | 4 | 17 |
| 〃 稲敷土地改良事務所 | 18 | 8 | 10 |
| 県西農林事務所 土地改良部門 | 24 | 5 | 19 |
| 〃 境土地改良事務所 | 19 | 7 | 12 |
| 農林事務所土地改良部門等計 | 159 | 44 | 115 |
| 農 地 局 外 | 13 | — | 13 |
| 局 計 | 236 | 74 | 162 |

※再任用, 会計年度任用職員, 事務支援員は含まない。

※1 農業職4名を含む

※2 電気職1名, 機械職1名を除く

※3 農地局長を含む

(参 考) 最近3ヶ年の農地局職員数(現員)

| 年度 | 人数 | | 人 |
|--------|----------|-----------|------|
| | 事務職 | 技術職 | |
| 平成29年度 | 73人(33%) | 151人(67%) | 226人 |
| 30年度 | 72人(33%) | 150人(67%) | 224人 |
| 令和元年度 | 72人(33%) | 150人(67%) | 222人 |

(注) 各年度とも4月1日現在, 局外に配属されている人数を除く

4 . 課別事業計画概要

(1) 農村計画課

令和 2 年 度 施 策 の 概 要

1 農業農村整備に係る調査・計画・実証

- (1) 土地改良事業を計画的、効率的に推進するため、「水利用調査」、「土地利用調査」など基礎的な調査や土地改良事業を予定している地区の計画・調査を実施する。
- (2) 霞ヶ浦に対する農地からの流出負荷を軽減させるため、土地改良施設を活用した水質保全への取組を推進する。

2 土地改良区等の指導及び体制強化

- (1) 土地改良事業の推進や土地改良施設の維持管理を通して、地域農業の振興に大きな役割を果たしている土地改良区等の適切な運営を確保するための検査・指導を行うとともに、組織及び運営基盤の強化を図るため合併等の統合整備を推進するほか、土地改良区の組合員資格及び体制改善に関する措置を内容とする土地改良法改正に適切に対応する。
- (2) 土地改良事業により造成された施設の適正な維持管理を図るため、施設を管理する土地改良区等に対し、施設の補修費等を補助する。
- (3) 土地改良事業が円滑に施行されるよう、適正な法手続を行う。

3 農村地域の維持・活性化の促進

- (1) 地域が共同で行う地域資源（農用地、水路、農道等）の保全管理及び施設の補修、中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）の農業生産活動を支援する日本型直接支払制度を推進し、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図る。
- (2) 中山間地域等において、農業農村の有する多面的機能の良好な発揮と住民活動の活性化を図るため、これらを推進する人材の育成を図るとともに、施設や農地の保全活動等を促進する。
- (3) 農山漁村における交流拠点施設や市民農園等の開設、農泊等を推進するための施設整備を支援するとともに、都市農村交流団体の活動を促進し、農山漁村と都市との交流を進める。
- (4) 市町村と協力し国の交付金や県独自の事業を活用することにより、野生鳥獣による農作物の被害軽減を図る。

4 県単土地改良事業等の実施

- (1) 農業の振興や農村の活性化等を図るため、県単土地改良事業や耕作条件改善事業により、小規模な農用地や農業用排水施設、農道等の整備を支援する。
- (2) 土地改良施設の突発的な故障等に速やかに対応するため、県単土地改良事業により施設の機能維持を図るための緊急補修を支援する。

5 防災事業及び災害復旧事業の実施

農地及び農業用施設の防災機能の維持向上、災害の未然防止及び被害解消のための防災事業、並びに農地及び農業用施設等の災害復旧を行う。

- (1) 県土の保全等を図るため、災害のおそれがある農業用排水施設等を計画的に改修する。
- (2) 農地や農業用施設、公共施設等の漏水被害を防止するため、排水機場・排水路等の整備を進める。
- (3) 地下水の汲み上げに起因する地盤沈下により、機能が低下した農業用排水施設等について、施設の機能回復を図る。
- (4) 豪雨、洪水等の災害により、農地や農業用施設等に被害が出た場合に被災箇所を復旧する。
- (5) 自然災害などの事由によらず発生した突発事故により、土地改良施設に被害が出た場合に事故箇所を復旧する。

6 土地改良工事の適切な執行

土地改良工事の適切な執行を図るため、工事に関わる検査及び指導を実施する。

| 事項 | 予算額 | 特定財源 | 一般財源 | 事項区分 | 事業計画の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|-------------------|----------------------------------|------------------|---|--|---|---|-----|---------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|---|---|--------|-----|---|-----|-------|----|----|---|---|
| 農村計画課 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 地域振興対策費 山村振興対策費 | 270,156 63,334 | 国庫 176,104 国庫 41,519 | 94,052 21,815 | 中山間地域等直接支払交付金事業費 中山間地域等直接支払交付金 62,316 市町村推進事業費補助 300 県推進事業費 718 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> <tr> <td>直接支払交付金</td> <td>1/2</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>〃(特認)</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>基金積立金</td> <td>10/10</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市町村事業費</td> <td>1/2</td> <td>—</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>推進事業費</td> <td>定額</td> <td>定額</td> <td>—</td> </tr> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | 直接支払交付金 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | 〃(特認) | 1/3 | 1/3 | 1/3 | 基金積立金 | 10/10 | — | — | 市町村事業費 | 1/2 | — | 1/2 | 推進事業費 | 定額 | 定額 | — | 耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ、多面的機能を確保する観点から、直接支払を実施する。 事業主体 農業者の組織する団体等 事業期間 R2～R6(5年間) |
| 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 直接支払交付金 | 1/2 | 1/4 | 1/4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 〃(特認) | 1/3 | 1/3 | 1/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 基金積立金 | 10/10 | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村事業費 | 1/2 | — | 1/2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進事業費 | 定額 | 定額 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 鳥獣被害防止 対策費 | 206,822 | 国庫 134,585 | 72,237 | 鳥獣被害防止総合対策事業費 (1) 市町村支援事業 181,636 ①鳥獣被害防止総合支援事業 ・推進事業 1/2以内 ・整備事業 1/2以内 ②鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 ・推進事業 定額(上限あり) ③イノシシを「近づけない」環境づくりの推進(1/4以内) (2) モデル地区、レンコン等被害軽減対策 24,000 | 国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し、わなの購入経費や防除活動の経費、侵入防止施設等の整備費を助成することなどにより、市町村等で取り組む鳥獣被害防止活動を支援する。 有害捕獲に係る捕獲活動経費や、鳥獣被害防止対策施設等の設置経費、には県単の上乗せ助成により市町村の取組を支援する。 また、「近づけない」対策を推進するため、県単の上乗せ助成制度により、市町村の取組を支援する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 農村環境整備費 住みよい農村環境 整備事業費 | 7,761 | 国庫 2,500 繰入金 4,958 計 7,458 | 303 | 鳥獣被害防止対策費 県推進事業費 1,186 | 野生鳥獣により農作物被害防止対策を進めるため、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 7,761 | 国庫 2,500 繰入金 4,958 計 7,458 | 303 | 都市農村交流推進事業費 都市農村交流推進事業費 7,761 | 農業・農村に対する都市住民の理解を深めるため、都市農村交流実践者等の活動を支援する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|---|-------------|---------|--------------------------------------|--|---------|---|------------------|--|
| 3 | 農地総務費 | 316,933 | 諸収入 | 120 | 316,813 | | | |
| | 農地総務費 | 301,418 | 諸収入 | 22 | 301,396 | 職員給与費等 | | |
| | 農地諸費 | 15,515 | 諸収入 | 98 | 15,417 | 一般土地改良行政費 | | |
| 4 | 土地改良管理指導費 | 299,922 | 国庫 負担金 手数料 財産収入 諸収入 計 | 41,533 1,175 80 1,500 46 44,334 | 255,588 | | | |
| | 土地改良事業推進対策費 | 284,274 | 国庫 負担金 手数料 計 | 41,533 1,175 80 42,788 | 241,486 | 専門技術者調査委託費 土地改良区検査指導費 | 1,823 617 | |
| | | | | | | 土地改良区組織運営基盤強化対策費 国 1/2, 県 1/2 | 3,566 | |
| | | | | | | 土地改良区統合整備推進協議会等、研修会の開催等 土地改良事業の施行に伴う諸問題の増加と土地改良施設管理の粗放化に対処するため、土地改良施設の点検、診断及び指導、土地改良施設維持管理適正化事業の推進に関する調査指導を行う 国土地改良事業団体連合会に助成する。 190 施設 また、土地改良法改正（平成 30 年法律第 43 号）に伴う土地改良区の複式簿記会計導入に対応するため、土地改良施設の資産評価データ整備を行う 国土地改良事業団体連合会に助成する。 | | |

| 事項 | 予算額 | 特定財源 | 一般財源 | 事項区分 | 事業計画の概要 |
|-----------|-----------|---|-----------|--|--|
| 土地改良財産管理費 | 千円 | 千円 | 千円 | 土地改良施設維持管理適正化事業費補助 234,672 | 用排水機場等の土地改良施設機能の保持と耐用年数の確保を図るため、土地改良区等が定期的に適正な補修を行う土地改良施設維持管理適正化事業に対し事業費の30%を助成する。 事業主体：茨城県土地改良事業団体連合会 対象施設：79 施設 |
| | 15,648 | 財産収入 1,500 諸収入 46 計 1,546 | 14,102 | 登記事務促進費 9,047 土地改良財産管理費 2,457 湛水防除施設管理費補助 4,144 | 県営土地改良事業によって取得した用地について登記の促進を図る。 土地改良財産の適正な管理及び譲与の促進を図る。 県営湛水防除事業により造成された施設は、農地の湛水防除以外にも効果を有する公共的施設であるため、管理費の一部を補助する。 事業主体：市町村、土地改良区等 対象施設：湛水防除機場 42 施設 |
| 5 土地改良事業費 | 4,437,060 | 国庫 2,512,995 分担金 12,680 負担金 205,781 財産収入 928 繰入金 22,195 県債 420,300 計 3,174,879 | 1,262,181 | | |
| 県単土地改良事業費 | 655,156 | — | 655,156 | 農業生産基盤整備事業費補助 616,036 負担区分 県 1/4~2/3 事業費補助 1/3~3/4 調査設計事業費補助 29,120 負担区分 県 50.0% 事業費補助 50.0% 事務費 10,000 | 事業実施地区 148 地区 土地改良事業の円滑な推進を図るため、国補事業対象外の小規模土地改良事業を実施する。 事業実施地区 9 地区 県単土地改良事業の調査設計を実施する。 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|---------|-----------------------------|--------|--|---|---|---|----|-----|---|-----|-----|------|---|---|----|-----|-----|-----|-----|------|---|---|----|-----|------|---|---|------|---|---|-----|-----|---|-----|-----|------|---|---|----|-----|---|-----|-----|
| 水利調査費 | 700 | 700 | — | <p>水利基本調査費</p> <p>国委 400</p> <p>土地利用調査費</p> <p>国委 300</p> | <p>社会情勢の変化に伴う土地利用や農業構造の変化などに対応した農業農村整備事業の展開方向の検討に資するため、各種基礎調査を実施する。</p> <p>農業水利基本調査 (国委)</p> <p>水利調整や農業水利施設整備の円滑化を図るため、水利権など農業用水の実態を把握する。</p> <p>農業基盤情報基礎調査 (国委)</p> <p>事業実績及び農業生産基盤の整備状況を把握し、農業農村整備事業の計画的な実施のための基礎資料とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 700 | 700 | — | <p>土地改良事業施行予定地区計画調査費</p> <p>108,300</p> <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>—</td> <td>50%</td> <td>50%</td> </tr> </table> <p>実施計画策定費 85,000</p> <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table> <p>実施計画策定費 —</p> <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <p>田園環境整備計画策定費 —</p> <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>—</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> </tr> </table> <p>産地育成畑地整備促進事業費 4,000</p> <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>—</td> <td>75%</td> <td>25%</td> </tr> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 事業費 | — | 50% | 50% | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 事業費 | 50% | 25% | 25% | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 事業費 | 100% | — | — | 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | 事業費 | — | 1/3 | 2/3 | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 事業費 | — | 75% | 25% |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | — | 50% | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 50% | 25% | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 100% | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | — | 1/3 | 2/3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | — | 75% | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地改良計画調査費 | 197,300 | 42,500 76,400 118,900 | 78,400 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事項 | 予算額 千円 | 特定財源 千円 | 一般財源 千円 | 事項区分 | 事業計画の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|-----------|--|------------|---|--------------|--|--|--|------|---|---|----|-----|------|-----|-----|---|---|------|---|----------------------|--|--|--|------|---|---|----|-------|---|---|---|-----|---|---|---|---|--|--|--|------|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-----|---|------|---|---------|--|--|--|------|---|---|----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|
| ため池等整備事業費 | 977,489 | 777,550 9,080 28,931 161,800 977,361 | 128 | <table border="1"> <tr> <th colspan="4">団体営調査設計事業費</th> </tr> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>50%</td> <td>10%</td> <td>40%</td> </tr> </table> | 団体営調査設計事業費 | | | | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 事業費 | 50% | 10% | 40% | 団体営土地改良事業が行われる予定地区について、調査・計画書作成を行う市町村・土地改良区等に対し補助を行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 団体営調査設計事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費 | 50% | 10% | 40% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | <table border="1"> <tr> <th colspan="4">県営ため池等整備事業</th> </tr> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>55%</td> <td>37%</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">農地用河川工作物応急対策事業費・大規模</th> </tr> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">農業用排水施設整備事業費・小規模</th> </tr> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">調査計画事業費</th> </tr> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> | 県営ため池等整備事業 | | | | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 工事費 | 55% | 37% | 8% | 事務費 | — | 100% | — | 農地用河川工作物応急対策事業費・大規模 | | | | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 工事費 | — | — | — | 事務費 | — | — | — | 農業用排水施設整備事業費・小規模 | | | | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 工事費 | 50% | 25% | 25% | 事務費 | — | 100% | — | 調査計画事業費 | | | | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 工事費 | — | — | — | 事務費 | — | — | — | 築造後における自然的・社会的状況の変化に対応して、早急に整備を要する農業用施設の改修や計画調査を行う。 6 地区 ※栃木県が施工する穴川用水大前堰地区を含む。 |
| 県営ため池等整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | 55% | 37% | 8% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | 100% | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農地用河川工作物応急対策事業費・大規模 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業用排水施設整備事業費・小規模 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | 50% | 25% | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | 100% | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査計画事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | <table border="1"> <tr> <th colspan="4">団体営ため池等整備事業費</th> </tr> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="4">団体営ため池緊急防災環境整備事業・団体営</th> </tr> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費補助</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </table> | 団体営ため池等整備事業費 | | | | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 工事費 | 100% | — | — | 事務費 | — | 100% | — | 団体営ため池緊急防災環境整備事業・団体営 | | | | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 工事費補助 | — | — | — | 事務費 | — | — | — | 築造後における自然的・社会的状況の変化に対応して、早急に整備を要する農業用施設の改修を行う。 28 地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体営ため池等整備事業費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | 100% | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | 100% | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体営ため池緊急防災環境整備事業・団体営 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費補助 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | — | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事項 | 予算額 千円 | 特定財源 千円 | 一般財源 千円 | 事項区分 | 事業計画の概要 |
|------------------|-------------|----------------------------------|------------|--|--|
| ふるさと水と土 保全対策費 | 千円 9,123 | 千円 928 8,195 9,123 計 | 千円 - | ふるさと水と土基金積立金 928 ふるさと水と土保全対策事業費 8,195 | 中山間地域や棚田地域において、土地改良施設やこれと一体的に保全することが必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、基金の運用益等の活用により、農業・農村の重要性を理解するために必要な取り組み等を支援する。 1. 調査研究事業 2. 研修事業 3. 推進事業 |
| | 1,608,075 | 1,082,650 | 525,425 | 多面的機能支払事業費 803,250 農地維持支払交付金 773,025 資源向上支払交付金 31,800 多面的機能支払推進交付金 負担割合 負担区分 国 県 地元 農地維持 1/2 1/4 1/4 資源向上 1/2 1/4 1/4 推進交付金 10/10 - | 地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。 ・事業主体：「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織 ・活動計画：5年間 ・支援単価：農地維持支払（単位：円/10a） 基準単価 3,000 畑 2,000 草地 240 加算単価 ※1 1,000 600 80 ※1 既存活動組織が総農家数10戸以下の小規模集落を取り込んだ場合、新しく取り組んだ農用地面積に加算。 ・支援単価：資源向上支払（単位：円/10a） 地域資源の質的向上 2,400 畑 1,440 草地 240 を図る共同活動 ※2 加算単価 ※3 400 240 40 加算単価 ※4 400 240 40 施設の長寿命化のための活動 4,400 2,000 400 ※2 多面的機能の増進を図る活動に取り組みない場合は5/6を乗じた単価 ※3 多面的機能の増進を図る活動を新たに1つ以上増加した場に加算 ※4 ※3に加え、構成員のうち、非農業者の占める割合が4割以上、かつ、8割以上が参加する実践活動を行う場に加算 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------------------|-----|---|---|--------------|----------------|--------|-------------------|-----------|-----|------------------|---------------|-----------------|-----|----------|-----------------------------|---------------------------|------|--------|-----|-------------|-----|----------|-----|-------|--|
| 6 災害耕地復旧費 | 87,365 | 国庫 負担金 県債 計 | 62,800 3,180 21,200 87,180 | 185 | | 農地及び農業用施設等の災害や突発事故による被害を復旧し、農業生産の維持と農業経営の安定を図る。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年災害復旧費 | 4,170 | 国庫 県債 計 | 3,900 200 4,100 | 70 | <table border="1"> <tr> <td>団体営 過年災害工事費補助 事務費</td> <td>3,900 270</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国 県 地元</td> </tr> <tr> <td>過年災害 工事費 補助</td> <td>65% — 35%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>— 100% —</td> </tr> </table> | 団体営 過年災害工事費補助 事務費 | 3,900 270 | 負担区分 | 国 県 地元 | 過年災害 工事費 補助 | 65% — 35% | 事務費 | — 100% — | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体営 過年災害工事費補助 事務費 | 3,900 270 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 県 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 過年災害 工事費 補助 | 65% — 35% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — 100% — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年災害復旧費 | 83,195 | 国庫 負担金 県債 計 | 58,900 3,180 21,000 83,080 | 115 | <table border="1"> <tr> <td>県営 現年災害工事費</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>団体営 災害工事費補助</td> <td>34,900</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国 県 地元</td> </tr> <tr> <td>県 営</td> <td>50・65% 25 25・10%</td> </tr> <tr> <td>現年災害工 事費補助</td> <td>50・65% — 50・35%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>— 100% —</td> </tr> <tr> <td>突発事故復旧事業費 工事負担金 工事費補助</td> <td>27,270 6,680 20,590</td> </tr> <tr> <td>負担区分</td> <td>国 県 地元</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50% 21% 29%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>— 100% —</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>5,025</td> </tr> </table> | 県営 現年災害工事費 | 16,000 | 団体営 災害工事費補助 | 34,900 | 負担区分 | 国 県 地元 | 県 営 | 50・65% 25 25・10% | 現年災害工 事費補助 | 50・65% — 50・35% | 事務費 | — 100% — | 突発事故復旧事業費 工事負担金 工事費補助 | 27,270 6,680 20,590 | 負担区分 | 国 県 地元 | 工事費 | 50% 21% 29% | 事務費 | — 100% — | 事務費 | 5,025 | |
| 県営 現年災害工事費 | 16,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 団体営 災害工事費補助 | 34,900 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 県 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県 営 | 50・65% 25 25・10% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現年災害工 事費補助 | 50・65% — 50・35% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — 100% — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 突発事故復旧事業費 工事負担金 工事費補助 | 27,270 6,680 20,590 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 県 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | 50% 21% 29% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — 100% — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | 5,025 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事項 | 予算額 千円 | 特定財源 千円 | 一般財源 千円 | 事項区分 | 事業計画の概要 |
|--------|-----------|---|------------|------|---------|
| 農村計画課計 | 5,419,197 | 国庫 2,795,932 分担金 12,680 負担金 210,136 手数料 80 財産収入 2,428 繰入金 27,153 諸収入 166 県債 441,500 計 3,490,075 | 1,929,122 | | |

(2) 農地整備課

令和2年度施策の概要

1 生産基盤の整備

(1) 水田においては、経営体育成基盤整備事業により、区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤の整備と併せ経営体（担い手）の育成を図るとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を図る。

また、畑地においては、県営畑地帯総合整備事業により、畑作農業の営農コスト削減を図るため、区画整理や農道などの生産基盤の整備を進めるとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地の集積を進め、畑作経営の改善・安定を図る。

(2) 農業用水の安定供給、排水条件の改善など水利用の安定と合理化を図るため、県営かんがい排水事業等により、用排水機場や用排水路などの農業用排水施設の整備を行う。

また、各種土地改良事業で造成された農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、効率的な保全対策工事を行う。

(3) 高品質な青果物を安定的に供給できる産地づくりを進めるため、県営畑地帯総合整備事業等により畑地かんがい施設を整備するとともに、畑地かんがい営農確立普及事業により畑地かんがいの利用促進を図る。

2 農村の環境整備

(1) 農村集落における生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、し尿や生活雑排水等の汚水を処理する農業集落排水施設の整備や接続を支援する。

(2) 農道や農業用排水路等の農業生産基盤と集落道等の農村生活環境を整備するとともに、農産物流の合理化等を図るため、基幹的農道を整備する。

3 基幹的農業水利施設の適正な管理

国営土地改良事業等により造成された基幹的農業水利施設は、農業生産基盤の根幹を担う重要な施設であるとともに、国土保全や地下水涵養などの多面的かつ公益的な機能を有していることから、これら基幹的農業水利施設の管理が適正に行われるよう、管理者である市町村に対し管理費を支援する。

4 換地処分の促進

区画整理を伴う土地改良事業においては、農地の集団化や担い手への農地の利用集積を図るため、換地業務従事者への研修・指導や異議紛争の解決に向けた取り組み等を行うことにより、換地処分を円滑に進める。

5 国営土地改良事業及び関連事業の推進

国（農林水産省）と地元市町村、土地改良区等と協議調整を行うなど事業の円滑な推進を図るとともに、国営土地改良事業と密接に関連する県営かんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業、県営畑地帯総合整備事業等の推進を図る。

6 国営土地改良事業の償還対策

国営土地改良事業に係る受益者負担金の軽減を図るため、県独自の支援策を実施する。

7 国土調査の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、併せて地籍の明確化を図るため、国土調査を推進する。

| 事項 | 予算額 | 特定財源 | 一般財源 | 事項区分 | 事業計画の概要 |
|-------------|---------|---|---------|--|--|
| 農地整備課 | 千円 | 千円 | 千円 | | |
| 1 土地改良管理指導費 | 571,918 | 国庫 負担金 1,959 諸収入 14,216 計 378,150 | 193,768 | | |
| 農地集約化事業費 | 130,186 | 国庫 諸収入 14,216 計 128,830 | 1,356 | 土地改良換地等強化事業費補助 2,228 | 土地改良事業の施行に伴う換地事務の円滑な処理体制の確立等を図るため、県土地改良事業団体連合会に対し助成する。 1. 換地選定に関する指導等 2. 換地技術向上研修等 |
| | | | | 負担区分 国 50% 県 50% | |
| | | | | 換地調整事務費 242 | 訴訟事務費 一時利用地の指定等に対する不服申立ての調整等を行う。 1. 県営事業に係る審査請求の調整・裁決等 2. 団体営事業に係る異議申出の調整・決定等 また、県営土地改良事業の換地処分等に対して提起された訴訟事件について、対応する。 |
| | | | | 県営換地清算金処理費 14,216 | 土地改良法第89条の2第11項の規定に基づき、県営換地清算金の支払・徴収を関係土地改良区との間で行う。 1 地区 1 換地区 (248.0ha) |
| | | | | 国営茨城中部地区換地等事務費 113,500 | 国営土地改良事業茨城中部地区に係る(受託)換地事務を実施し、農地の土地利用の再編、担い手への農地利用集積を進め、生産性の向上と耕作放棄地の解消・発生防止による優良農地の早期確保を図る。(13 換地区, 675ha) |
| 国営土地改良財産管理費 | 441,732 | 国庫 負担金 1,959 計 249,320 | 192,412 | 基幹水利施設管理事業費 304,421 事業費補助 303,372 事務費 1,049 うち人件費 891 | 国から管理委託されている大規模で公共性の高い頭首工・用排水機場・幹線用排水路などの国営事業造成施設について、市町村等が土地改良区と連携を図り地域の農業実態や社会情勢の変化に対応した管理を行い、当該施設の効率的な運用を一層図るため、当該管理に係る事業費等について国及び県が同率の30%を事業主体に補助する。 対象地区 4地区 対象施設 17 機場・1 頭首工 |
| | | | | 負担区分 国 30% 県 30% 地元 40% | |
| | | | | 事務費 100% | |

| 事項 | 予算額 千円 | 特定財源 千円 | 一般財源 千円 | 事項区分 | 事業計画の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|---|------------|--|---|---|-----|-------|-------|-----|--------|------|-------|-----|-----|------|--|-----|-----|-----|-------|---|------|---|---|
| | 千円 | 千円 | 千円 | 国営造成施設管理体制整備促進事業費 137,311 計画策定事業費 2,500 推進事業費補助 4,204 支援事業費補助 128,041 支援事業事務費 2,566 うち人件費 2,181 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>計画策定費</td> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>推進費補助</td> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>支援費補助</td> <td>50%</td> <td>20%</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>支援事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | 計画策定費 | 50% | 20% | 30% | 推進費補助 | 50% | 20% | 30% | 支援費補助 | 50% | 20% | 30% | 支援事務費 | — | 100% | — | 農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のために、地域における適切な取り組みを促進する観点から、県及び市町村が事業主体となつて、地域と連携して土地改良区の管理体制の整備を行う。 ・計画策定事業 管理水準、管理体制、費用の分担など具体的な目標の設定を行う。 ・推進事業 推進協議会を組織し、計画策定事業との協議調整や支援事業の実践の評価及び農家・地域住民に対して啓発活動を行う。 ・支援事業 都市化・混住化に伴う管理の高度化及び多面的機能の発揮に要する経費の助成を行う。 |
| 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計画策定費 | 50% | 20% | 30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進費補助 | 50% | 20% | 30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援費補助 | 50% | 20% | 30% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支援事務費 | — | 100% | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 土地改良事業費 | 9,825,855 | 国庫 3,874,077 分担金 614,394 負担金 1,067,360 繰入金 41,260 県債 2,670,400 計 8,267,491 | 1,558,364 | 国営土地改良事業負担金 528,349 | 土地改良法等の規定に基づいて、国営土地改良事業の負担金を国へ納付する。 国営土地改良事業 霞ヶ浦用水地区外3地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国営土地改良事業負担金 | 1,135,049 | 県債 606,700 | 528,349 | 国営土地改良事業負担金 | 土地改良法等の規定に基づいて、国営土地改良事業の負担金を国へ納付する。 霞ヶ浦用水地区外3地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 担い手支援対策事業費 | 4,610 | — | 4,610 | 担い手支援対策事業費 農地集積基盤整備推進事業費補助 4,610 <table border="1"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>市町村</td> <td>(貸し手)</td> </tr> <tr> <td>事業費補助</td> <td>70～</td> <td>25・20%</td> <td>(10～</td> </tr> <tr> <td></td> <td>55%</td> <td></td> <td>20%)</td> </tr> </table> | 負担区分 | 県 | 市町村 | (貸し手) | 事業費補助 | 70～ | 25・20% | (10～ | | 55% | | 20%) | 経営体への農地の利用集積を促進するため、貸し手農家の土地改良事業の負担分の一部を県が市町村に補助する。 3地区 | | | | | | | | |
| 負担区分 | 県 | 市町村 | (貸し手) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業費補助 | 70～ | 25・20% | (10～ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 55% | | 20%) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | |
|----------------|---------|--|--------|---|---|
| 一般農業費 整備事業費 | 75,150 | 国庫 負担金 県債 計 35,000 17,500 22,600 75,100 | 50 | 一般農道整備事業費 工事費 事務費 うち人件費 70,000 5,150 3,573 負担区分 国 県 地元 50% 25% 25% - 100% - 工事費 事務費 | 農村地域を対象とした受益面積50ha以上、総事業費5千万円以上、全幅員4.5m以上を有する中規模な農道や農道網の整備を行う。 事業実施 県 営 1 地区 (北茨城市 関南地区) |
| 基盤整備促進事業費 | 231,000 | 国庫 県債 計 154,000 43,100 197,100 | 33,900 | 基盤整備促進事業費 工事費補助 231,000 負担区分 国 県 地元 50% 10~ 40~ (55%) 25% 25% 工事費補助 ()は過疎・山振・特定農山村指定地域 | 地域の実情に即したきめの細かい基盤整備を実施し、農業生産性を向上させ、効率的・安定的な農業経営の確立を促進するため、市町村・土地改良区等に対し補助を行う。 ・かんがい排水 2 地区 (うち国営関連 2 地区) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更に対し補助を行う。 |
| 農地利用集積促進事業費 | 243,340 | 国庫 148,400 | 94,940 | 経営体育成関連流通動化促進事業費 高生産性農業集積促進事業費 239,393 土地利用調整指導事業費 610 土地利用調整推進事業費補助 3,337 負担区分 国 県 市町村 指導費 50% 50% - (100%) (-) (-) 推進費 50% 25% 25% (100%) (-) (-) 促進費 50% 33.3% 16.7% (55%) (30%) (15%) ()は耕作放棄地 | 経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、将来の農業生産を担う効率的・安定的な経営体を育成し、かつ農用地の利用集積促進することにより、生産性の高い農業構造の実現を図る。 土地利用調整事業 9 地区 高生産性農業集積促進事業 6 地区 |
| ふるさと農道整備事業費 | 113,300 | 負担金 県債 計 33,000 80,300 113,300 | 0 | ふるさと農道整備事業費 工事費 事務費 うち人件費 110,000 3,300 2,805 負担区分 国 県 地元 - 70% 30% - 100% - 工事費 事務費 | 集落間や集落と基幹幹道などを結ぶ農道を整備し、農村地域の定住環境の改善を図る。受益面積50ha以上、総事業費6千万円以上を有する農道整備を行う。 事業実施 県 営 2 地区 (常陸太田市 小目地区ほか) ※ 過疎、山振等地域では、受益面積概ね30ha以上 |

| 事項 | 予算額 | 特定財源 | 一般財源 | 事項区分 | 事業計画の概要 | | |
|--------------------|---------|---|---------|------------------------------|--|-------|--------|
| 農家負担金軽減 支援対策事業費 | 千円 | 千円 | 千円 | | | | |
| | 375 | — | 375 | 土地改良負担金償還平準化事業費補助 | 土地改良事業の農家負担軽減と計画的償還の一層の推進を図るため、土地改良事業負担金の償還平準化に必要な借換え資金に対して、利子を補給する。 利子補給及び助成地区 1 地区 | | |
| 国営土地改良 事業推進費 | 1,441 | 負担金 471 | 970 | 国営土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2 | 国営事業により造成された水利施設の有効利用を図るため、 末端整備（特に畑地基盤整備）の推進を図る。 石岡台地地区、鹿島南部地区 | | |
| 震ヶ浦用水 事業推進費 | 595 | — | 595 | 震ヶ浦用水事業推進事業費 | 504 | | |
| | | | | 震ヶ浦用水事業推進費補助 | 91 | | |
| 那珂川沿岸土地 改良事業推進費 | 7,493 | 負担金 131 | 7,362 | 那珂川沿岸土地改良事業推進対策費 地元負担 1/2 | 国営、県営、団体営の各用水事業計画の推進と事業者及び関係機関との連携調整を図るとともに、震ヶ浦用水計画地域における関連事業を計画的に実施するため、地元関係機関との協議・調整を行い、また、水源転換及び末端畑地整備の推進を行う。 | | |
| 畑地帯総合整備 推進費 | 53,750 | 国庫 負担金 25,000 県債 5,000 計 17,500 47,500 | 6,250 | 高収益畑作モデル基盤整備事業費 | 高収益な畑作営農を實踐する担い手の経営戦略に早急に対応できる基盤を整備するため、小区画を大区画にする簡易な畑地基盤整備をモデル的に実施する。 | | |
| | | | | | | 工事費 | 50,000 |
| | | | | | | 事務費 | 3,750 |
| | | | | | | うち人件費 | 2,602 |
| 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | | | | |
| 工事費 | 50% | 40% | 10% | | | | |
| 事業費 | — | 100% | — | | | | |
| 震ヶ浦用水施設 管理費 | 312,494 | — | 312,494 | 震ヶ浦用水施設管理費 | 公共性の高い水資源機構管震ヶ浦用水事業の送水施設の管理費を負担する。 | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|------------------|--|----------------|---|------|---|----|------|-------|--------|---|-------|-----|---|------|---|---|
| <p>県営かんがい排水事業費</p> | <p>2,374,450</p> | <p>国庫 分担金 1,149,900 負担金 175,900 負債 357,550 計 691,100 2,374,450</p> | <p>0</p> | <p>県営かんがい排水事業費 工事費 2,216,800 事務費 157,650 うち人件費 109,369</p> <table border="1" data-bbox="272 786 379 1229"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元負担</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 地元負担 | 工事費 | 50% | 25% | 25% | 事務費 | — | 100% | — | <p>農業用水の安定供給、排水条件の改善など水利用の安定と合理化を図るため、農業用排水施設の整備を行う。</p> <p>継続 新規 計</p> <p>一般型 6 0 6 排水対策特別型 3 0 3 保全型 7 0 7 基幹水利用ストマネ型 9 5 14 合計 25 5 30</p> |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元負担 | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | 50% | 25% | 25% | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | 100% | — | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>県営畑地帯総合整備事業費</p> | <p>1,037,475</p> | <p>国庫 分担金 469,570 負担金 51,620 負債 198,835 計 185,400 905,425</p> | <p>132,050</p> | <p>県営畑地帯総合整備事業費 工事費 971,850 事務費 65,625 うち人件費 45,826</p> <table border="1" data-bbox="568 786 675 1229"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>地元負担</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>55～50%</td> <td>30～25%</td> <td>25～15</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 地元負担 | 工事費 | 55～50% | 30～25% | 25～15 | 事務費 | — | 100% | — | <p>担い手農家の経営の安定に資するため、畑地帯において、農業用排水路、農道、区画整理等の基盤整備を総合的に実施する。</p> <p>継続 新規 計</p> <p>担い手支援型 3 0 3 担い手育成型 14 0 14 合計 17 0 17</p> |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元負担 | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | 55～50% | 30～25% | 25～15 | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | 100% | — | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>中山間地域農業基盤整備促進事業費</p> | <p>15,000</p> | <p>—</p> | <p>15,000</p> | <p>工事費補助</p> <table border="1" data-bbox="727 786 799 1229"> <tr> <td>負担区分</td> <td>県</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>62.5%</td> <td>37.5%</td> </tr> </table> | 負担区分 | 県 | 地元 | 工事費 | 62.5% | 37.5% | <p>生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等を行う簡易な基盤整備に対し補助し、特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、意欲のある農業者を育成する。</p> | | | | | | |
| 負担区分 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | 62.5% | 37.5% | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>畑地かんがい整備推進費</p> | <p>37,582</p> | <p>国庫 17,500 負債 19,500 計 37,000</p> | <p>582</p> | <p>畑地かんがい営農確立普及事業費 1,032</p> <p>畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費 34,000</p> <p>事務費 2,550 うち人件費 1,769</p> <table border="1" data-bbox="1182 786 1289 1229"> <tr> <td>負担区分</td> <td>国</td> <td>県</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td>50%</td> <td>50%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> </tr> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | 工事費 | 50% | 50% | — | 事務費 | — | 100% | — | <p>畑かん効果の普及啓発を行い、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。</p> |
| 負担区分 | 国 | 県 | 市町村 | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | 50% | 50% | — | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | — | 100% | — | | | | | | | | | | | | | | |

| 事項 | 予算額 | 特定財源 | 一般財源 | 事項区分 | 事業計画の概要 |
|------------------|--------------|---|----------|--|--|
| 田園整備事業費 | 千円 64,562 | 千円 国庫 30,055 負担金 15,027 県債 19,400 計 64,482 | 千円 80 | 農村交流基盤整備事業費 工事費 60,110 事務費 4,452 うち人件費 3,089 負担区分 国 県 地元 工事費 50% 25% 25% 事務費 - 100% - | 集落間、都市と農村の交流を促進する基幹農道を整備する。 採択条件 延長1km以上(中山間地域0.8km以上) 農村空間整備事業と併せ行う 事業実施 県 営 1地区(石岡市 八郷中央地区) |
| | 3,440,579 | 国庫 1,555,502 分担金 386,874 負担金 409,046 県債 925,700 計 3,277,122 | 163,457 | 経営体育成基盤整備事業費 工事費 3,212,008 事務費 228,571 うち人件費 160,488 負担区分 国 県 地元 工事費 50%・55%・ 27.5%・ 22.5%~ 62.5% 30%・50% 10%・0% 事務費 - 100% - | 地域における経営体の育成状況、農地利用集積の状況ならびに農地の整備状況を踏まえ、必要となる土地改良事業を総合的・一体的に実施する。 継続 新規 計 ほ場整備 14 1 15 土地改良総合整備 23 4 27 機構関連 0 1 1 合計 37 6 43 |
| P C B 廃棄物処理促進事業費 | 1,000 | 国庫 1,000 | - | P C B 廃棄物処理促進事業費 負担区分 国 地元 事業費補助 50% 50% | 土地改良区等が保管または使用するP C B含有機器の収集・運搬費用を助成することで、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を促進する。 |
| 農業水利施設強靱化促進事業費 | 35,000 | 負担金 6,800 | 28,200 | 農業水利施設強靱化促進事業費 | 施設管理者と地域住民の協働による保全管理体制の構築を促進し、持続性のある強靱な農業生産基盤を実現するため、施設監視に係る技術指針の作成等を行う。 保全管理強化 7地区 |
| 水田畑地化推進整備事業費 | 40,000 | - | 40,000 | 畑地化基盤整備事業費 36,250 畑地化調査・調整事業費 200 畑地化指導事業費 2,690 事務費 860 | 水田として営農されている農地を畑地化するために必要な整備などへの支援を行う。 |

| 農業集落排水事業費 | 千円 430,460 | 千円 国庫 繰入金 計 200,150 41,260 241,410 | 千円 189,050 | <p>団体営農業集落排水事業費 工事費補助 事務費 うち人件費 農業集落排水事業推進交付金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地</th> <th>元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事費補助</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>50%</td> <td>-</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査</td> <td>50%</td> <td>-</td> <td>50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機能診断</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最適整備構想</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>推進交付金※</td> <td>[50%]</td> <td>[50%]</td> <td>[-]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 地 | 元 | 工事費補助 | | | | | 工事 | 50% | - | 50% | | 調査 | 50% | - | 50% | | 機能診断 | 100% | - | - | | 最適整備構想 | 100% | - | - | | 事務費 | - | 100% | - | | 推進交付金※ | [50%] | [50%] | [-] | | | - | 100% | - | | <p>農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図る。</p> <p>工事費補助 新築 1 地区 (笠間市 友部北部Ⅱ期地区) [汚水交] 改築 2 地区 (古河市 恩名地区ほか) [汚水交] 計 3 地区</p> <p>機能診断 40 施設 (筑西市ほか) 12 市町</p> <p>最適整備構想 21 市町村 (常陸大宮市ほか)</p> <p>農業集落排水事業推進交付金 12 市町 (水戸市ほか)</p> <p>霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。</p> <p>・事業期間：平成30年度から令和3年度の4年間（第3期、森林湖沼環境税）</p> <p>・補助対象：供用開始後3年以内の接続 さらに、霞ヶ浦流域限定で供用開始後4年目以降も対象（ただし、平成30年度以降供用開始を除く）</p> <p>・補助額：市町村が交付する額の1/2（但し、1戸あたり2万円を限度）</p> <p>さらに、霞ヶ浦流域限定で「65歳以上の高齢者または18歳未満の児童のいる世帯」のうち世帯収入600万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助</p> <p>※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる</p> |
|------------------|---------------|--|---------------|---|---|---|---|---|---|-------|--|--|--|--|----|-----|---|-----|--|----|-----|---|-----|--|------|------|---|---|--|--------|------|---|---|--|-----|---|------|---|--|--------|-------|-------|-----|--|--|---|------|---|--|--|
| 負担区分 | 国 | 県 | 地 | 元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費補助 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事 | 50% | - | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 調査 | 50% | - | 50% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 機能診断 | 100% | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 最適整備構想 | 100% | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | - | 100% | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 推進交付金※ | [50%] | [50%] | [-] | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | - | 100% | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>農業集落排水事業費</p> | | | | <p>194,000 12,300 12,300 182,900</p> | <p>（ ）は霞ヶ浦流域 []は汚水処理設備整備交付金 ※県は農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で、事業費の10%（霞ヶ浦流域は13.5%）を交付。</p> <p>農業集落排水施設接続支援事業 41,260</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 事項 | 予算額 | 特定財源 | 一般財源 | 事項区分 | 事業計画の概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------------------|--|------------------|---|---|---|---|----|-----|-----|-----|-----|-----------------------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|---|------|---|---|
| 中山間地域農村活性化総合整備事業費 | 171,150 | 国庫 88,000 負担金 24,000 県債 59,100 計 171,100 | 50 | 県営中山間地域総合整備事業費 工事費 160,000 事務費 11,150 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>工事費</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業生産基盤</td> <td>55%</td> <td>30%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>農村生活環境</td> <td>55%</td> <td>25%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>-</td> <td>100%</td> <td>-</td> </tr> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 工事費 | | | | 農業生産基盤 | 55% | 30% | 15% | 農村生活環境 | 55% | 25% | 20% | 事務費 | - | 100% | - | 中山間地域における農業生産基盤や生活環境基盤等の整備を総合的・一体的に行い、農業農村の活性化を図る。 実施地区 県営1地区(高萩市 高萩地区) |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 工事費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業生産基盤 | 55% | 30% | 15% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農村生活環境 | 55% | 25% | 20% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | - | 100% | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 国土調査費 | 288,964 | 国庫 191,982 | 96,982 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国土調査事業費補助 | 285,000 | 国庫 190,000 | 95,000 | 地籍調査事業費補助 <table border="1"> <tr> <th>負担区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>地元</th> </tr> <tr> <td>事務費</td> <td>50%</td> <td>25%</td> <td>25%</td> </tr> </table> | 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | 事務費 | 50% | 25% | 25% | 水戸市他21市町の地籍調査事業に補助する。 | | | | | | | | | | | | |
| 負担区分 | 国 | 県 | 地元 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事務費 | 50% | 25% | 25% | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国土調査事業費 | 3,964 | 国庫 1,982 | 1,982 | 地籍調査指導事務費 国補×50% | 水戸市他21市町に対する検査指導事務費 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農地整備課計 | 10,686,737 | 国庫 4,428,034 分担金 614,394 負担金 1,069,319 繰入金 41,260 諸収入 14,216 県債 2,670,400 計 8,837,623 | 1,849,114 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【環境対策課からの振替予算】 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 霞ヶ浦対策費 | 10,606 | 繰入金 10,606 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 霞ヶ浦水質保全対策費 | 10,606 | 繰入金 10,606 | 0 | 排水処理施設りん除去支援事業費 10,606 | 森林湖沼環境税を財源として、霞ヶ浦の水質保全を図るため、農業集落排水施設の排水水から更なるりん除去に取り組み市町村に対して補助する。 補助先：霞ヶ浦流域に排水する農業集落排水施設を管理する15市町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 補助要件：施設の排水処理工程にりん除去薬剤を追加することにより更なるりん除去に取り組むこと | | | |
|---|-------------------------|--------------|-----------------|
| 補助率：10/10 | | | |
| 補助額： | | | |
| 項目 | 施設の排水量 | 1施設当りの補助金上限額 | 補助対象経費 |
| 基本経費 | 200 m ³ /日未満 | 490,000 円 | 薬剤費（凝集剤等） |
| | 200 m ³ /日以上 | 590,000 円 | 汚泥処理費 水質分析費等 |
| その他経費 | — | 県が認める額 | 機器改修費 (ポンプ等) |

5. 令和2年度事業予定箇所

5. 令和2年度事業予定箇所

令和2年4月1日現在(単位：歳出ベース，百万円)

| 事業名 | 予算額 | 事業予定箇所 |
|---|-------|---|
| 国営土地改良事業 負担金 | 1,135 | ◆国営農業水利事業 (霞ヶ浦用水), 那珂川沿岸, 茨城中部, 鬼怒川南部 ※()の地区は完了地区 |
| ため池等整備事業費 県営 継 5地区 新 一地区 計 5地区 団体営 (ハード) (ソフト) 継 1地区 継 17地区 新 一地区 新 11地区 計 1地区 計 28地区 | 977 | ◆県営 (継続) 大貫池 (大洗), 玉里排水機場 (小美玉), 茂田堰 (筑西), 青木堰 (桜川), 穴川用水大前堰 (筑西, 施工は栃木県) ◆団体営 (ハード) (継続) 西脇水門 (水戸) ◆団体営 (ソフト) (継続) 高萩市防災 (高萩), 那珂市防災 (那珂), 東海村防災 (東海), 大子町防災 (大子), 水戸市防災 (水戸), 小美玉市防災 (小美玉), 鹿嶋市防災 (鹿嶋), 鉾田市防災 (鉾田), 手野土地改良区防災地区 (土浦), 守谷土地改良区防災 (取手), つくば市防災 (つくば), 守谷市防災 (守谷), 福岡堰土地改良区防災 (つくばみらい), 稲敷市防災 (稲敷), 西ノ州甘田入土地改良区防災 (稲敷), 筑西市防災 (筑西), 桜川市防災 (桜川) ◆新規 大洗町防災 (大洗), 常北土地改良区防災 (城里), 潮来市防災 (潮来), 潮来市土地改良区防災 (潮来), 波崎土地改良区防災 (神栖), 土浦土地改良区防災 (土浦), 霞ヶ浦土地改良区防災 (かすみがうら), 新利根川土地改良区防災 (稲敷, 河内), 江戸崎入土地改良区防災 (稲敷), 江連八間土地改良区防災 (下妻, 常総), 吉田用水土地改良区防災 (八千代) |
| 湛水防除事業費 継 2地区 新 一地区 計 2地区 | 162 | ◆継続 東大場・島 (水戸), 新郷2期 (古河) |
| 地盤沈下対策事業費 継 4地区 新 一地区 計 4地区 | 386 | ◆継続 小貝東部2期 (つくばみらい外2), 福岡堰4期 (つくばみらい外1), 南総上流2期 (坂東外3), 五霞3期 (五霞) |
| 災害耕地復旧費 | 87 | 現年発生災害復旧, 過年発生災害復旧, 突発事故復旧 |
| 経営体育成基盤 整備事業費 継 37地区 ほ場整備 14地区 土地 総 23地区 新 6地区 ほ場整備 1地区 土地 総 4地区 機構関連 1地区 計 43地区 ほ場整備 15地区 土地 総 27地区 機構関連 1地区 | 3,441 | ◆ほ場整備 (継続) 小目 (常陸太田), 新木崎 (那珂), 下桜井 (北茨城), 萱場 (水戸), 大貫2期 (大洗), 下手 (つくば), 西の洲・甘田入 (稲敷), 利根北部4期 (利根, 龍ヶ崎), 利根西部 (利根), 総上・豊加美 (下妻), 大宝沼2期 (下妻, 筑西), 三坂 (常総), 蓮沼 (筑西), 幸江崎2期 (古河, 結城) ◆新規 笠間大淵 (笠間) ◆土地改良総合整備 (継続) 有ヶ池 (那珂), 三原 (水戸), 友部小原 (笠間), 友部市原 (笠間), 友部中央 (笠間), 随分附 (笠間), 北川根 (笠間, 茨城), 牛堀 (潮来), 牛堀2期 (潮来), 牛堀3期 (潮来), 梶無 (行方), 梶無2期 (行方), 玉造上 (行方), 麻生東部2期 (行方), 守谷 (守谷, 取手), 小絹 (つくばみらい), 小絹2期 (つくばみらい), 伊奈北部 (つくばみらい), 伊奈二期 (つくばみらい), 川原代 (龍ヶ崎), 蔵後余郷入2期 (美浦), 西田 (筑西), 西田2期 (筑西) ◆新規 麻生東部3期 (行方), 北浦 (行方, 鉾田), 伊奈北部2期 (つくばみらい), 川原代2期 (龍ヶ崎) ◆農地中間管理機構関連農地整備 (新規) 南友部 (笠間) |

| 事業名 | 予算額 | 事業予定箇所 |
|---|-------|---|
| 農地利用集積促進事業費 〈土地利用調整〉 継 9 地区 新 0 地区 計 9 地区 〈高生産性農業集積促進〉 継 2 地区 新 4 地区 計 6 地区 | 243 | ◆土地利用調整事業 〈継続〉三美(常陸大宮), 下桜井(北茨城), 潮来市牛堀(潮来), 牛堀(潮来), 麻生東部(行方), 玉造上(行方), 梶無(行方), 総上・豊加美(下妻), 大宝沼(下妻, 筑西) ◆高生産性農業集積促進事業 〈継続〉利根北部(利根, 龍ヶ崎), 黒子(筑西) 〈新規〉三美(常陸大宮), 玉造上(行方), 蔵後余郷入(美浦), 西田(筑西) |
| 県営かんがい排水事業費 〈ハード事業〉 継 22 地区 一 般 6 地区 排 特 3 地区 保 全 7 地区 ストマネ 6 地区 新 2 地区 ストマネ 2 地区 計 24 地区 一 般 6 地区 排 特 3 地区 保 全 7 地区 ストマネ 8 地区 〈ソフト事業〉 継 3 地区 ストマネ 3 地区 新 3 地区 ストマネ 3 地区 計 6 地区 ストマネ 6 地区 | 2,374 | ◆一般 〈継続〉那珂川沿岸(水戸外7), 中野東2期(鹿嶋), 余郷入(稲敷, 美浦), 早井(河内), 早井東部(河内), 霞ヶ浦用水第Ⅲ期(下妻外9) ◆排特 〈継続〉下桜井(北茨城), 潮来福島(潮来), 岡郷(古河) ◆保全 〈継続〉本新排水機場(稲敷), 田川用排水機場(河内), 田谷川(筑西), 大山沼排水機場(古河), 猿島西部用水機場2期(古河, 境), 积水排水機場(古河, 境), 一の谷沼用排水機場(境, 坂東) ◆基幹水利施設ストマネ(ストマネ) 〈継続〉辰ノ口堰(常陸太田, 常陸大宮), 岩崎堰(常陸大宮, 那珂), 新利根第1機場(稲敷, 河内), 島津用水機場(阿見, 美浦), 伊讚美揚水機場(筑西), 矢作排水機場(坂東) 〈新規〉柴間揚水機場(石岡), 飯沼第2機場(坂東外3) ◆基幹水利施設ストマネ(ストマネ) 〈ソフト事業〉 〈継続〉茨城鹿行(行方外3), 茨城県南2期(守谷外4), 茨城県西2期(八千代外4) 〈新規〉辰ノ口堰長寿命化計画(常陸太田, 常陸大宮), 岩崎堰長寿命化計画(常陸大宮, 那珂), 茨城県西3期(八千代外4) |
| 県営畑地帯総合整備事業費 継 17 地区 担い手支援 3 地区 担い手育成 14 地区 新 一地区 担い手支援 一地区 担い手育成 一地区 計 17 地区 担い手支援 3 地区 担い手育成 14 地区 | 1,037 | ◆担い手支援 〈継続〉柳河(水戸), 飯富岩根(水戸, 城里), 小山(鹿嶋) ◆担い手育成 〈継続〉三美(常陸大宮), 上小岩戸(小美玉), 豊郷台(鹿嶋), 本郷高野(神栖), 東成井西部(石岡), 上郷角内(つくば), 武井(結城), 鴻野山(常総), 尾崎北部(古河), 山田(古河), 東山田(古河, 坂東), 坂東中央(坂東), 坂東中央2期(坂東), 富田(坂東) |

| 事業名 | 予算額 | 事業予定箇所 |
|--|-----|---|
| 基盤整備促進事業費 継 2地区 かん排 2地区 新 1地区 計 2地区 かん排 2地区 | 231 | ◆かん排 〈継続〉 那珂川沿岸(水戸外7), 霞ヶ浦用水西部(下妻外11) |
| 畑地かんがい営農技術 実証ほ場整備事業費 継 2地区 新 1地区 計 2地区 | 37 | 〈継続〉 飯田(那珂), 村岡(下妻) |
| 高収益畑作モデル基盤整 備事業費 継 1地区 新 1地区 計 1地区 | 54 | 〈継続〉 石岡台地(小美玉外6) |
| 農村交流基盤整備事業費 継 1地区 新 1地区 計 1地区 | 65 | 〈継続〉 八郷中央(石岡) |
| 県営中山間地域総合整備 事業費 継 1地区 新 1地区 計 1地区 | 171 | 〈継続〉 高萩(高萩) |
| 一般農道整備事業費 継 1地区 新 1地区 計 1地区 | 75 | 〈継続〉 関南(北茨城) |
| ふるさと農道整備事業費 継 2地区 新 1地区 計 2地区 | 113 | 〈継続〉 小目(常陸太田), 総上・豊加美(下妻) |

| 事業名 | 予算額 | 事業予定箇所 |
|---|-----|--|
| 団体営農業集落排水事業費 〈ハード事業〉 継 3地区 新 一地区 計 3地区 〈ソフト事業〉 ・機能診断 12市町 40施設 ・最適整備構想 21市町村 | 389 | ◆ハード事業 〈継続〉 【新設】友部北部Ⅱ期(笠間) [汚水交] 【改築】大生原(潮来) [汚水交] , 恩名(古河) [汚水交] ◆ソフト事業 【機能診断】 里美南部外 2(常陸太田), 鷲子外 4(常陸大宮), 神崎額田外 2(那珂), 堅倉南部(小美玉), 東成井外 3(石岡), 市之代(取手), 志筑外 4(かすみがうら), 榎生山外 10(筑西), 南飯田外 2(桜川), 川尻今里外 1(八千代), 三和北部(古河), 猿島西部(坂東) 【最適整備構想】 常陸大宮市, 茨城町, 城里町, 鹿嶋市, 鉾田市, 土浦市, 石岡市, 取手市, 守谷市, かすみがうら市, つくばみらい市, 稲敷市, 美浦村, 常総市, 筑西市, 桜川市, 八千代町, 古河市, 坂東市, 五霞町, 境町 |
| 担い手支援対策事業 〈農地集積基盤整備推進事業費補助〉 継 3地区 新 一地区 計 3地区 | 5 | 〈継続〉 上小岩戸(小美玉), 尾崎北部(古河), 坂東中央(坂東) |

6. 令和2年度主要事業の概要

- (1) 生産性の高い水田の基盤づくり
- (2) 高品質な青果物を安定供給する畑地の基盤づくり
- (3) 基幹用排水施設等の整備
- (4) 基幹的農業水利施設等の計画的な長寿命化対策
- (5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策
- (6) 地域資源を活用した農村の活性化
- (7) 多面的機能の発揮促進と農村環境の整備
- (8) 自然環境の保全
- (9) 土地改良区の充実強化
- (10) 地籍調査事業の推進

(1) 生産性の高い水田の基盤づくり

低コスト化や高収益化を目的とした水田や畑地の生産基盤を整備するとともに、経営体等への農地の利用集積を促進し、高生産性農業の実現を目指す。

◎ **経営体育成基盤整備事業**（予算額 3,440,579 千円（地区数 43 地区））

地域農業の展開方向及び生産基盤整備の状況等を踏まえ、必要となる区画整理や農業用排水施設、暗渠排水などの生産基盤整備等を経営体（担い手）の育成を図りながら一体的に実施するとともに、担い手への農地の利用集積を促進し、効率的かつ安定的な水田農業経営の確立を図る。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 県
- (2) 採択要件 受益面積：20ha 以上 ほか
- (3) 負担割合 国 50・55・62.5%，県 27.5・30%，地元 22.5～10.0%

◎ **〔県単〕担い手支援対策事業（農地集積基盤整備推進事業）**（予算額 4,610 千円（地区数 3 地区））

水田等の生産基盤の整備（区画整理）を契機として、面的なまとまりを重視した経営体へ農地の利用集積を推進するため、貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を補助する。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 市町村
- (2) 採択要件
- (3) 負担割合

| 区 分 | 採択要件 |
|--------|----------------|
| 受益面積 | 概ね 40(20)ha 以上 |
| 経営面積率 | 概ね 40(20)% 以上 |
| 大区画化 | 概ね 50% 以上 |
| (流動化率) | (概ね 20% 以上) |

| 区 分 | 負 担 区 分 | | |
|--------------|---------|-----|---------|
| | 県 | 市町村 | 地元(貸し手) |
| H15～H17 採択地区 | 70% | 20% | (10%) |
| H18～H20 採択地区 | 60% | 20% | (20%) |
| H21～H26 採択地区 | 55% | 25% | (20%) |

() は畑地帯総合整備事業

◎ **〔国補〕経営体育成関連流動化促進事業(国名称：農業経営高度化支援事業)**（予算額 243,340 千円（地区数 13 地区））

ア) 土地利用調整指導事業（国名称：高度土地利用調整事業等／指導事業等）（予算額 610 千円（地区数 9 地区））

土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するため、県が指導等を行う事業。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 県
- (2) 採択要件 農業経営高度化計画等を作成すること
- (3) 負担割合 国 50% 県 50%

イ) 土地利用調査推進事業（国名称：高度土地利用調整事業等/調査・調整事業）（予算額 3,337 千円（地区数 9 地区））

市町村等が行う、関係農家の意向調査活動、関係機関との調整等の土地利用調整活動を推進する事業。

〔事業採択要件等〕

- (1) 事業主体 市町村等
- (2) 採択要件 農業経営高度化計画等を作成すること
- (3) 負担割合 国 50% 県 25% 地元 25%
- (4) 補助限度額 以下の基準額 × 調整事業の実施年数
 - 1) 受益面積 60ha 未満 1,200 千円
 - 2) 受益面積 60ha 以上 200ha 未満 1,600 千円
 - 3) 受益面積 200ha 以上 3,200 千円

ウ) 高生産性農業集積促進事業（国名称：農業経営高度化促進事業/中心経営体農地集積促進事業等）

（予算額 239,393 千円(地区数 6 地区)）

高度経営体，中心経営体への農地集積をより一層促進させるため，高度経営体への一定の農地利用集積の増加，中心経営体への一定の利用集積等を達成した地区に対して，総事業費の一定割合を助成する事業。

〔事業採択要件等〕

(1)事業主体 市町村等

(2)採択要件 ・促進計画に定める目標年度において，当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が 55%以上となること。（農業競争力強化農地整備事業，水利施設等保全高度化事業の場合）
 ・農業経営高度化計画等を作成すること。

(3)負担割合 国 3/6 県 2/6 市町村 1/6

(4)助成割合 〈農業競争力強化農地整備事業，水利施設等保全高度化事業の場合〉

中心経営体集積率

55%以上 65%未満 5.5%（うち 80%以上を集約化 6.5%）
 65%以上 75%未満 6.5%（うち 80%以上を集約化 8.5%）
 75%以上 85%未満 7.5%（うち 80%以上を集約化 10.5%）
 85%以上 8.5%（うち 80%以上を集約化 12.5%）

〈農山漁村地域整備交付金の場合〉

中心経営体集積率

35%以上 45%未満 3.5%
 45%以上 55%未満 4.5%
 55%以上 65%未満 5.5%
 65%以上 75%未満 6.5%
 75%以上 7.5% ※助成割合は，予算種別，事業採択年度，事業型により異なる

エ) 耕地利用高度化推進事業（国名称：耕地利用高度化推進事業等）

営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理，その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動を行う。

〔事業採択要件等〕

(1)事業主体 市町村

(2)採択要件 農業経営高度化計画等を作成すること

(3)負担割合 国 3/6 県 2/6 市町村 1/6

(4)限度額 生産基盤整備事業等の総事業費の 2%以内

◎ 国営緊急農地再編整備事業

農地の大区画化や排水改良などの基盤整備と併せ，耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し，耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進める。

〔事業採択要件等〕

(1)事業主体 国

(2)採択要件 ・受益面積：400ha 以上（うち区画整理 200ha 以上）
 ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれのある農地を 10%以上含むこと。
 ・担い手への農地の利用集積の割合が一定以上増加すること。

(3)負担割合 国 (20/30)，県 (6/30)，地元 (4/30)

・事業概要

| 地区名 | 受益面積 (ha) | 関係市町 | 工期 | 事業内容 | 事業費 (億円) | 進捗率(%) (R 元) |
|------|-----------------------|------------|--------|------------|-------------|-----------------|
| 茨城中部 | 675 (水田 664, 畑 11) | 水戸市 茨城町 | H28～R7 | 区画整理 675ha | 133 | 32 |

※事業費ベース

(2) 高品質な青果物を安定生産する畑地の基盤づくり

消費者ニーズに応えられる高収益作物の計画的かつ安定的な生産を図るため、地域の営農形態に応じた畑地基盤整備を推進するとともに、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させるため、国営農業水利事業関連地区等におけるかんがい施設整備を促進する。

基盤整備

◎ 畑地帯総合整備事業（予算額 1,037,475 千円（地区数 17 地区））

畑作農業経営の体質強化のため、農業用排水施設、農道及び区画整理などの基盤整備を行うとともに、農業集落道などの環境整備を一体的に行い、担い手農家の経営安定に資する畑地帯整備を総合的に行う。

(1) 令和 2 年度実施予定

| | |
|--------|-------------------|
| 担い手育成型 | 尾崎北部（古河市）など 14 地区 |
| 担い手支援型 | 柳河（水戸市）など 3 地区 |

(2) 負担割合

| 国 | 県 | 地元 |
|--------|--------|--------|
| 55～50% | 30～25% | 25～15% |

◎ 水田畑地化推進事業（県単）（予算額 40,000 千円）

米中心の営農から野菜など高収益な作物中心の営農への転換を推進するため、水田の畑地化のために必要な整備などへの支援を行う。

(1) 畑地化基盤整備事業

- ① 事業主体 市町村, 改良区, 農協, 農業法人 等
- ② 整備内容 用排水施設整備, 暗渠排水, 客土, 畦畔除去 等
- ③ 採択要件 水田受益面積 1ha 以上 20ha 未満 かつ 畑地化面積 1ha 以上
※中山間地域は 0.5ha 以上 10ha 未満 かつ 畑地化面積 0.5ha 以上
- ④ 負担割合 県 62.5% 地元 37.5%

(2) 畑地化調査・調整事業

- ① 事業主体 市町村, 改良区, 農協, 農業法人 等
- ② 事業内容 土地利用・作付調整・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動, 関係機関との調整や調査活動 等
- ③ 負担割合 県 50% 地元 50%

(3) 畑地化指導事業

- ① 事業主体 県
- ② 事業内容 高収益作物の導入を推進するために県が行う普及・指導事業
- ③ 負担割合 県 100%

啓発事業

◎ 産地育成畑地整備促進事業（県単）

産地育成に向けた畑地整備構想を策定し、高収益作物を計画的かつ安定的に生産するための畑地基盤整備を推進する。

(1) 啓発調査事業（1～3年）

- ① 事業内容 産地育成畑地整備促進協議会の設立, 地形図作成等基礎調査の実施, 産地育成構想の作成, 畑地整備構想の作成
- ② 負担割合 県 75%, 市町村 25%

◎ 畑地かんがい営農確立普及事業（予算額 37,582 千円）

実証試験結果等により畑かん効果を広く農業者に対し普及啓発を行い、畑かん施設設備への機運を高め、用水を活用した収益性の高い安定的な畑かん営農を地域に確立させ、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。

(1) 畑地かんがい活用新規作物導入実践事業費（予算額 729 千円）

簡易な実証ほ場を設置し、用水活用によるかん水効果の期待できる高収益作物の導入の可能性を検討する。

(国調査活用)

- ① 事業主体：県
- ② 事業期間：平成 30 年度～令和 4 年度

(2) 畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費（予算額 36,550 千円）

野菜作を対象とした実証ほ場を設置し，水利用技術・作物栽培管理技術の確立とその啓発普及を図る。（国補事業活用）

- ① 事業主体：県
- ② 事業期間：平成 30 年度～令和 4 年度

(3) 畑地かんがい営農普及推進事業費（予算額 303 千円）

上記実証ほ場実施地区内の関係者で「畑かん研究会(仮)」を設置し，研修会等を通じて実証結果を周辺地域や地域農業者へ情報提供を行い，畑かん営農の普及啓発を図る。

- ① 事業主体：県
- ② 事業期間：平成 30 年度～令和 4 年度

◎ 高収益畑作モデル基盤整備事業（予算額 53,750 千円）

高収益な畑作営農を実践する担い手の経営戦略に早期に対応できる基盤を整備するため，小区画を大区画にする簡易な畑地基盤整備をモデル的に実施する。

- ①事業主体：県
- ②事業期間：平成 31 年度～令和 4 年度
- ③整備内容：簡易な基盤整備，用水施設整備
- ④採択要件：国営農業水利事業の畑受益地内
受益面積 A=10ha 未満/地区
- ⑤負担区分：国 50% 県 40% 市町村 10%

(3) 基幹用排水施設等の整備

◎ 県営かんがい排水事業

(1) 〔一般型〕(予算額 563,075 千円(地区数 6 地区))

農業用水の安定供給, 排水条件の改善など水利用の安定と合理化を図る事業で, 農業生産条件の基幹をなす農業用排水施設等の整備を実施する。

- ① 採択要件: 受益面積 200 (100) ha 以上, 末端支配面積 100 (20) ha 以上 ※ () は畑地を受益とする場合
- ② 負担割合: 国 50%, 県 25%, 地元 25%

(2) 〔排水対策特別型〕(予算額 358,575 千円(地区数 3 地区))

麦・大豆・飼料用作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るため, 特に水田の排水条件が不良で転作が困難な地域を対象に, 水田の汎用化のための基盤条件である排水路, 排水樋門, 排水機場等の更新または整備を実施する。

- ① 採択要件: 受益面積 20ha 以上, 末端支配面積 5 ha 以上
- ② 負担割合: 国 50%, 県 25%, 地元 25%

(3) 〔保全型〕(予算額 1,019,465 千円(地区数 7 地区))

機能保全計画が策定されている既存の基幹的農業水利施設の更新や突発的事故に対し, 機能を回復するための緊急工事等を実施する。また, 農地集積等の目標が掲げられた農業水利施設の水管理の合理化, 省力化を目的とした施設整備を実施する。

- ① 採択要件: 受益面積 100ha 以上(末端支配面積 100ha 以上), または, 農地集積等の目標が掲げられ受益面積が概ね 20ha 以上
- ② 負担割合: 国 50%, 県 25%, 地元 25%

(4) 〔基幹水利施設ストックマネジメント事業〕(予算額 433,335 千円(地区数 14 地区))

国営及び県営事業で造成された基幹的農業水利施設の機能診断を行い, 機能保全計画を策定する。また, 策定した機能保全計画等に基づき, 劣化の状況に応じた適切な対策工事を行い, ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を図る。

- ① 採択要件: 国営及び県営事業で造成された末端支配面積 100 (畑 20) ha 以上の農業水利施設
- ② 負担割合: 国 50%, 県 25%, 地元 25%

◎ 那珂川沿岸農業水利事業

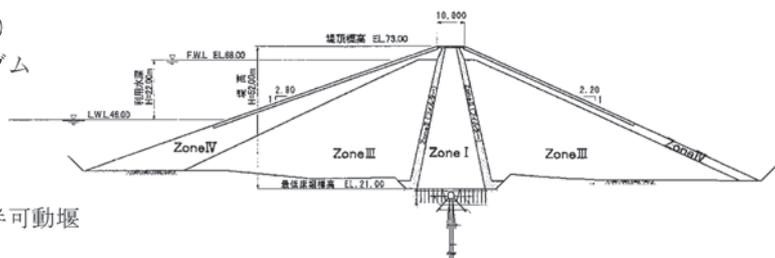
那珂川沿岸周辺 8 市町村 8,617ha を対象に, 農業用水の水源確保と安定供給を図り, 生産性の高い農業が営めるよう大規模な農業水利事業を実施している。

(1) 事業概要

| 受益面積 (ha) | 工 期 | 事 業 内 容 | 事 業 費 (億円) | 進捗率 (%) (R 元まで) |
|--------------------------------|-----------|---|------------|-----------------|
| 8,617 (水田 6,687 畑 1,930) | H 4 ~ R 6 | ダ ム 1 カ所 用 水 路 123 km (改修 62 km) 揚水機場 5 カ所 (改修 4 カ所) 頭 首 工 1 カ所 (改修) | 884 | 82 |

(2) 施設計画

- ① ダ ム 御前山ダム (農業用水専用ダム)
中心遮水ゾーン型ロックフィルダム
総貯水量 7,200 千³m
有効貯水量 6,500 千³m
頭首工 小場江頭首工 (改修)
フローティングタイプ半可動堰



- ② 揚水機場 那珂川揚水機場（新設）1.95 m³/S（水戸市飯富町）
赤沢揚水機場（改修）0.72 m³/S（東茨城郡城里町御前山）
下江戸揚水機場（改修）2.30 m³/S（那珂市下江戸）
渡里揚水機場（改修）3.71 m³/S（水戸市渡里町）
大杉山揚水機場（改修）2.53 m³/S（水戸市三の丸）
- ③ 用水路 幹線用水路 123 km（うち改修 62 km）

◎ 鬼怒川南部国営施設応急対策事業

茨城県と栃木県の9市町 8,805ha の水田に農業用水を供給している本地区の基幹的な農業水利施設の機能を保全するための整備を行う。

| 受益面積 (ha) | 関係市町 | 工期 | 事業内容 | 事業費 (億円) | 進捗率(%) (R元まで) |
|-----------------------------|---|----------------|---------------------------------|-------------|------------------|
| 8,805 (うち栃木県 1,684ha) | 茨城県：古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，八千代町 栃木県：小山市，真岡市 | R2 ～ R10 | 揚水機場 改修1カ所 用水路 改修3.5km ほか | 55 | — |

参考

国営完了地区及び機構営事業

| 地区名 | 工期 | 受益面積 (ha) | 事業内容 | 事業費 (百万円) | 関係市町村 |
|-----------------------------|---------|-------------------------------------|--|--------------|--|
| 国営鬼怒川南部地区 | S40～S50 | 9,428 (うち栃木県 1,695) | 頭首工 1ヶ所 取水工 2ヶ所 幹線水路約88kmほか | 8,480 | 茨城県：古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，八千代町 栃木県：小山市，真岡市 |
| 国営鬼怒川南部地区 (国営造成土地改良施設整備) | H21～H24 | 8,955 (うち栃木県 1,697) | 勝瓜頭首工付帯施設改修 1式(護床，ゲート設備等) | 1,897 | 茨城県：古河市，結城市，下妻市，常総市，筑西市，坂東市，八千代町 栃木県：小山市，真岡市 |
| 国営鹿島南部地区 | S42～H3 | 2,285 田 畑 1,609 | 揚水機場 1ヶ所 幹線用水路 13km | 7,354 | 神栖市 |
| 国営石岡台地地区 | S45～H元 | 7,405 田 畑 4,176 3,229 | 揚水機場 3ヶ所 幹線用水路 42kmほか | 23,242 | 石岡市，笠間市，かすみがうら市，行方市，銚田市，小美玉市，茨城町 |
| 国営新利根川沿岸地区 | S56～H4 | 7,030 田 畑 6,765 265 | 用水機場 2ヶ所 排水機場 5ヶ所 用排水機場 1ヶ所 用水路 9km 排水路 34km | 30,044 | 稲敷市，河内町 |
| 水資源機構営霞ヶ浦用水地区 | S54～H5 | 19,294 田 畑 10,919 8,375 | 揚水機場 1ヶ所 基幹線水路 53.3km | 73,495 | 土浦市，古河市，石岡市，結城市，下妻市，常総市，笠間市，つくば市，筑西市，坂東市，桜川市，八千代町，境町 |
| 国営霞ヶ浦用水1期地区 | S55～H4 | | 用水路 101km 調整池 4ヶ所 揚水機場 4ヶ所 | 49,288 | |
| 国営霞ヶ浦用水2期地区 | H4～H20 | | 用水路 111km 調整池 2ヶ所 揚水機場 3ヶ所 | 52,847 | |
| 森林総合研究所営 多賀地区 | S58～H2 | | 農業用道路 18.2km | 13,162 | 日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市，大子町 |
| 森林総合研究所営 奥久慈地区 | H5～H12 | 区画整理 108 暗渠排水 48 農業用道路 3,314 | 区画整理 108ha 暗渠排水 48ha 農業用道路 10.4km 排水改良 | 14,383 | 大子町 |

(4) 基幹的農業水利施設等の計画的な長寿命化

県内には、国営・県営・団体営事業で造成された約 7 千箇所にのぼる農業水利施設が存在し、近年更新時期を迎える施設が増加する傾向にあり、計画的な補修・更新が必要になっている。そのため、農業水利施設のストックマネジメントの取組を推進し、効率的に農業水利施設の持つ用水供給機能や排水機能を確保する。

機能診断・保全計画策定

◎ 基幹水利施設ストックマネジメント事業（予算額 89,225 千円）

(1) 事業内容

施設の劣化状況等を調べる機能診断を行い、これに基づき、施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた機能保全計画の策定を行う。

(2) 負担割合 国：50%，県：25%，地元：25%

対策工事

◎ 県営かんがい排水事業（保全型）（予算額 1,019,465 千円）

◎ 基幹水利施設ストックマネジメント事業（予算額 344,130 千円）

(1) 事業内容

機能保全計画に基づき更新や対策工事を実施する。

(2) 負担割合 国：50%，県：25%，地元：25%

管理体制支援

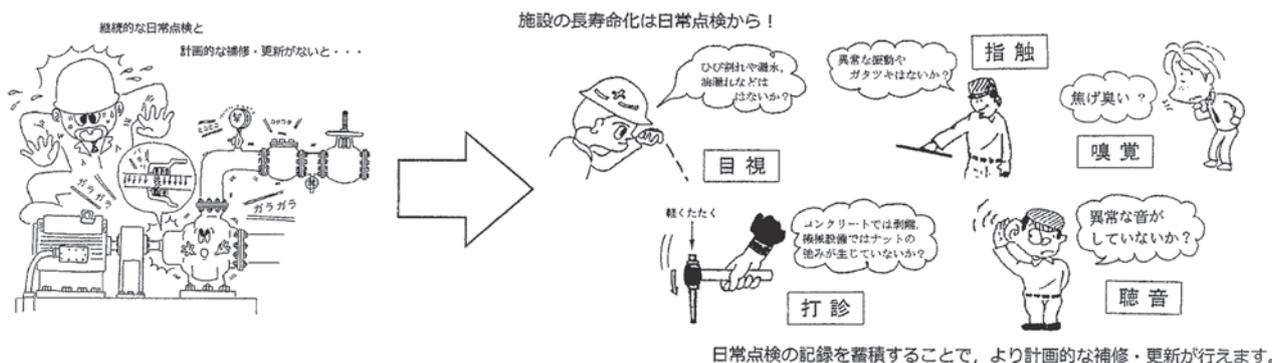
◎ 農業水利施設強靱化促進事業（予算額 35,000 千円）

(1) 事業内容

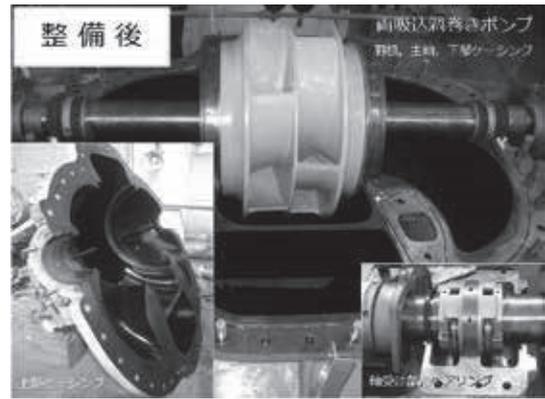
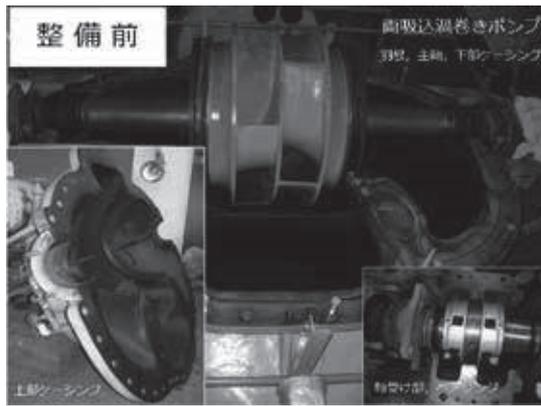
施設管理者と地域住民の協働による保全管理体制（ストックマネジメントサイクル）の構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査、検討等を行う。

(2) 負担割合 施設監視支援 県：100%

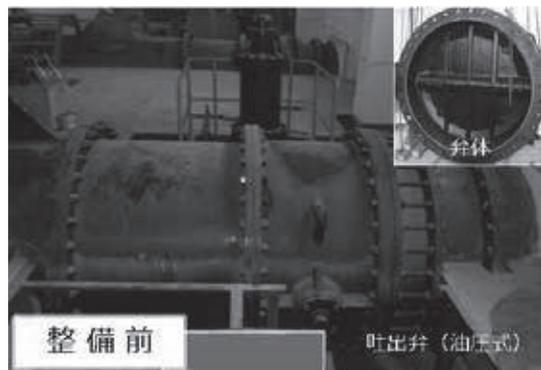
保全管理強化 県：75%，地元 25%



【ポンプ】



【吐出弁】



【電気設備】



【ゲート】



(5) 農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策

◎ ため池等整備事業（予算額 977,489 千円）

築造後における自然的・社会的状況の変化等に起因した決壊その他の事故による農地・農業用施設・公共施設・人家等への災害を未然に防止するために、農業用施設の整備・補強を行う。

・採択要件及び補助率

| | 受益面積 | 事業費 | 補助率 | 事業主体 |
|---------------------|---------|------------|-----------------|---------------|
| ため池整備事業（県営） | 2ha 以上 | 800 万円以上 | 国 50 県 25 地元 25 | 県 |
| 農業用河川工作物応急対策事業（県営） | — | 1 億円以上 | 国 55 県 37 地元 8 | 県 |
| 農業用河川工作物応急対策事業（団体営） | — | 5,000 万円以上 | 国 50 県 42 地元 8 | 市町村 土地改良区等 |
| 農業用排水施設整備事業（団体営） | 20ha 以上 | 800 万円以上 | 国 50 県 18 地元 32 | 市町村 土地改良区等 |

◎ 湛水防除事業（予算額 161,750 千円）

土地改良事業等によって排水施設が整備されていたものが、流域の開発等による排出量の増大・立地条件の変化により湛水被害が発生している地域において、排水機場・排水路等の新設・改修を行い、農地・農業用施設等の湛水被害を防止する。

・採択要件及び補助率

| | 受益面積 | 事業費 | 補助率 | 事業主体 |
|----------------|---------|------------|-------------------------|------|
| 小規模 （一般地域） | 30ha 以上 | 5,000 万円以上 | 基幹：国 50 県 30 地元 20 | 県 |
| | | | その他：国 50 県 25 地元 25 | |
| 小規模 （中山間地域） | | | 基幹：国 55 県 27 地元 18 | |
| | | | その他：国 55 県 22.5 地元 22.5 | |

基幹施設：排水機場・排水樋門・貯留施設等
その他：排水路等基幹施設以外の施設

◎ 地盤沈下対策事業（予算額 385,850 千円）

地下水の採取に起因して地盤沈下を起こしている地域において、効用の低下した農業用施設を従前の状態に回復するために、農業用施設の新設または改修を行う。

・採択要件及び補助率

| | 受益面積 | 補助率 | 事業主体 |
|-----|----------|----------------|------|
| 大規模 | 400ha 以上 | 国 55 県 39 地元 6 | 県 |



湛水防除事業 久賀（2期）地区



ため池等整備事業（河川応急） 村田堰地区

(6) 地域資源を活用した農村の活性化

◎ 都市農村交流推進事業（予算額 7,761 千円）

農村地域では、人口減少等による活力低下が問題となっていることから、都市農村交流により地域を活性化し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

(1) 人材の育成・確保

- ・体験メニューの創出や異業種と連携した事業づくりができる人材の育成事業を実施し、活動を推進できる人材の確保を図る。
- ・都市農村交流の実践者等で組織する「茨城むらまちネット」の活動を支援する。
- ・都市農村交流推進研修会を開催し、実践者の取組の発展を図る。

(2) 体験モニターツアー

農業農村体験モニターツアーの実施により、観光コンテンツとして商品化できる体験メニュー等を創出し、交流人口の拡大や所得の向上を図る。

(3) 情報発信

「いばらきのグリーン・ツーリズム」ホームページやフェイスブック、冊子等を通じて本県の都市農村交流に関する情報を発信する。

(7) 多面的機能の発揮促進と農村環境の整備

◎ 多面的機能支払交付金事業（予算額 1,608,075 千円）

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援する。

事業業の概要

（農地維持支払）

【活動内容】農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等

【事業主体】「農業者のみ」又は「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織

【支援単価】基本単価：田 3,000 円/10a, 畑 2,000 円/10a, 草地 240 円/10a

加算単価：田 1,000 円/10a, 畑 600 円/10a, 草地 80 円/10a

既存の活動組織が総農家数 10 戸以下の小規模集落を取り込む場合、新たに取り込む農用地面積に加算

【負担割合】国：県：市町村=1/2：1/4：1/4

○農地維持支払



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の砂利補充

（資源向上支払）

【活動内容】①地域資源の質的向上を図る共同活動

水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等

②施設の長寿命化のための活動

コンクリート水路敷設、ポンプの更新等

【事業主体】「農業者及びその他の者（地域住民、団体等）」で構成する活動組織（②は農業者のみで可能）

【支援単価】①基本単価：田 2,400 円/10a, 畑 1,440 円/10a, 草地 240 円/10a

多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は 5/6 を乗じた単価

加算単価：田 400 円/10a, 畑 240 円/10a, 草地 40 円/10a

多面的機能の増進を図る活動を新たに 1 つ以上増加した場合に加算

加算単価：田 400 円/10a, 畑 240 円/10a, 草地 40 円/10a

上記の加算単価に取り組むことに加え、構成員のうち、非農業者の占める割合が 4 割以上、かつ、8 割以上が参加する実践活動を行う場合に加算

②田 4,400 円/10a, 畑 2,000 円/10a, 草地 400 円/10a

上記単価を上限に国からの交付金の範囲内での交付

広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない場合は 5/6 を乗じた単価

【負担割合】国：県：市町村=1/2：1/4：1/4

○資源向上支払



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外來種駆除

◎ 中山間地域等直接支払交付金事業（予算額 63,334 千円）

農業生産条件の不利な中山間地域等において、農業生産活動等の維持を図りながら農業の持つ多面的機能の確保・発揮を図る。

(1) 事業対象地域

過疎法，山村振興法，特定農山村法及び棚田地域振興法指定地域，又はこれに準ずる地域として知事が認める地域

(2) 事業内容

急傾斜農地等を対象に，集落協定又は個別協定に基づき

①集落の将来像を明確化した活動計画の下での 5 年以上継続して行われる農業生産活動等

②6～10 年後を見据えた集落の将来像を明確化し，共有する集落戦略を作成した農業者等に対し直接支払交付金を交付する。

（①のみの実施の場合は 8 割単価）

(3) 事業実施期間

令和 2 年度～令和 6 年度（ 5 ヶ年間）

(4) 補助率

法指定地域 3/4（国 1/2，県 1/4），市町村 1/4

知事特認地域 2/3（国 1/3，県 1/3），市町村 1/3



◎ 団体営農業集落排水事業（予算額 389,200 千円）

農業用排水の水質保全や農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する施設及び汚泥のたい肥化施設等を整備する。

(1) 事業の種類

- ①工 事 生活雑排水等の処理施設、管路施設の整備又は改築を行う。
- ②調 査 ①の工事施工に必要な調査及び計画を策定する。
- ③機 能 診 断 農業集落排水施設の劣化状況等を調べ、調査結果から設備や装置等の性能低下の状態やその要因を把握し、それぞれの健全度を評価する。
- ④最適整備構想 ③の機能診断調査結果に基づき、各施設の機能を保全するために必要な対策工法等を定めた機能保全計画を取りまとめ、市町村が管理する全ての施設を対象に、予算の平準化など、保全管理に向けた最適な実施シナリオとなる最適整備構想を策定する。

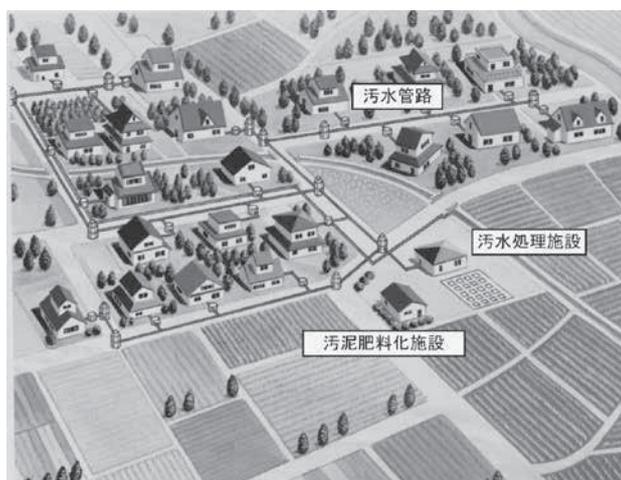
(2) 負担割合

| 事業名 | 地域区分 | 実施地区数 | 負担割合 | | | 備考 |
|-------------|------|--------|------|---|----|---|
| | | | 国 | 県 | 地元 | |
| 団体営農業集落排水事業 | | | | | | |
| 工 事 | 一 般 | 2 [1] | 50 | ※ | 50 | S59～ 農業振興地域 受益戸数 20 戸以上 人口 1,000 人程度 |
| | 霞流域 | 1 [1] | 50 | ※ | 50 | |
| | 計 | 3 [2] | | | | |
| 調 査 | — | 0 | 50 | — | 50 | |
| 機 能 診 断 | | 12 市町 | 100 | — | — | |
| 最適整備構想 | | 21 市町村 | 100 | — | — | |
| 合 計 | | 36 | | | | |

(注1) 霞流域とは、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」の適用地域

(注2) 実施地区数 [] 書きは、改築実施地区数で内数

※県は、農業集落排水事業推進交付金（一般地域は事業費の10%、霞流域は13.5%）として事業実施の翌年度から5ヶ年間で市町村に交付



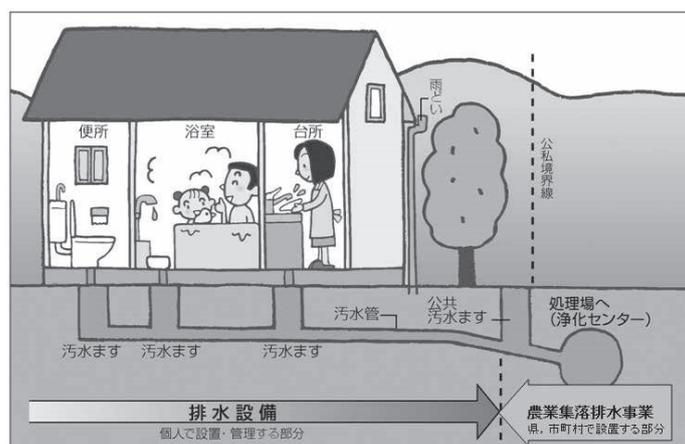
◎ 農業集落排水施設接続支援事業（予算額 41,260 千円）

(1) 事業の目的

霞ヶ浦、澗沼、牛久沼における水質保全のため、農業集落排水施設の接続率向上に向けた取組に対し支援することにより、受益者負担の軽減を図り、より一層の接続を促進する。

(2) 事業概要

- ①補助内容 霞ヶ浦・澗沼・牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設への接続支援事業を行う市町村に対して補助する。
- ②事業期間 平成20年度から令和3年度 14年間（森林湖沼環境税）
※第3期 平成30年から令和3年度の4年間
- ③補助対象 供用開始後3年以内の接続
さらに霞ヶ浦流域限定で供用開始後4年目以降も対象（ただし、平成30年度以降供用開始を除く）
- ④補助額 市町村が交付する額の1/2を限度（但し、1戸あたり2万円を限度）
さらに、霞ヶ浦流域限定で「65歳以上の高齢者または18歳未満の児童のいる世帯」のうち世帯収入600万円未満の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助
※世帯収入は目安であり、世帯構成等により異なる
※財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率90%
※下線部が平成30年度拡充



◎ 排水処理施設りん除去支援事業（予算額 10,606 千円※）

(1) 事業の目的

森林湖沼環境税を財源として、農業集落排水施設の排水から更なるりん除去に取り組む市町村に対して補助することにより、霞ヶ浦流域における水質保全を図る。

(2) 事業概要

- ①補助内容 更なるりん除去に要する薬剤追加等の経費に対する掛かり増し経費の補助
- ②事業期間 平成24年度から令和2年度まで
- ③補助対象 霞ヶ浦流域に排水している農業集落排水施設（市町村）
- ④補助額

| 項目 | 施設の排水量 | 補助率 | 1施設当りの補助金上限額 | 補助対象経費 |
|-------|------------------------|-------|--------------|--------------------------|
| 基本経費 | 200m ³ /日未満 | 10/10 | 490,000円 | 薬剤費（凝集剤等薬剤費）汚泥処理費、水質分析費等 |
| | 200m ³ /日以上 | 10/10 | 590,000円 | |
| その他経費 | — | 10/10 | 県が認める額 | ポンプ等の機器改修費 |

⑤目標数値

| 現状水質（りん濃度） | 目標水質（りん濃度） |
|------------|---------------|
| 1 mg/L より大 | 概ね 1 mg/L 以下 |
| 1 mg/L 以下 | 概ね 0.5mg/L 以下 |

※当事業は、環境対策課からの振替予算による事業

農業集落排水事業実施市町村

(令和2年4月1日現在)

| 市町村名 | | 農業集落排水事業 | 機能強化 | 緊急集排事業 | モデル事業 | 県単集排事業 | 処理区数の計 |
|--------|----|--|-------------------|---------|---------|--------|------------|
| 水戸市 | 完了 | 平須, 飯富, 宿根古屋, 上国井, 大場森戸, 加倉井, 藤井岩根成沢, 下大野上大野, 内原北部 | 大足, 平須, 下入野, 宿根古屋 | 筑地赤尾関 | 大足, 下入野 | 金谷 | 13 (17) |
| ひたちなか市 | 完了 | 西中根 | 西中根 | 東中根 | | | 2 (3) |
| 笠間市 | 完了 | 市原, 枝折川, 岩間南部 | | 安居, 北川根 | | | 6 |
| | 継続 | 友部北部 | | | | | |
| 小美玉市 | 完了 | 納場北部, 巴南部, 堅倉南部, 巴中部 | 納場北部 | | | | 4 (5) |
| 茨城町 | 完了 | 飯沼, 下石崎, 涸沼南, 逆川 | | | | | 4 |
| 城里町 | 完了 | 上入野, 北方高久, 常北青山, 孫根, 古内 | | | | | 5 |
| 常陸太田市 | 完了 | 里美中部, 里野宮, 花房新地, 天下野, 松栄青木, 町屋, 里美南部, 中野小島, 佐都四 | | | | | 9 |
| 常陸大宮市 | 完了 | 長倉, 高渡, 岩崎, 富岡, 野口, 大岩小舟, 塩原, 西野内, 鷺子, 油河内, 岩瀬, 美和中部, 小瀬 | | | | | 13 |
| 那珂市 | 完了 | 戸崎, 西木倉, 門部, 戸多北部, 鴻巣, 酒出 | | 神崎額田 | | | 7 |
| 鹿嶋市 | 完了 | 中村, 大船津, 爪木 | | | | | 3 |
| 潮来市 | 完了 | 大生原 | | | | | 1 (2) |
| | 継続 | | 大生原 | | | | |
| 行方市 | 完了 | 榎本, 玉造北部 | 榎本 | | | | 2 (3) |
| 銚田市 | 完了 | 青山, 上島西部, 舟木 | | | | | 3 |
| 龍ヶ崎市 | 完了 | | | 板橋大塚 | | | 1 |
| 稲敷市 | 完了 | 浮島, 阿波東部, 古渡東部, 君賀, 阿波西部, 曲渚, 東中部 | 浮島, 阿波東部 | 鳩崎 | | | 8 (10) |
| 美浦村 | 完了 | 舟子, 信太, 安中, 大須賀津 | 舟子, 安中(大須賀津, 山内) | | | 山内 | 5 (9) |
| 阿見町 | 完了 | 小池, 君島大杉, 福田, 実穀上長 | | | | | 4 |
| 土浦市 | 完了 | 高岡, 土浦市西部, 沢辺, 土浦市北部, 土浦市東部, 土浦市西根 | | | | | 6 |

| 市町村名 | | 農業集落排水事業 | 機能強化 | 緊急集排事業 | モデル事業 | 単集排事業 | 処理区数の計 |
|---------|----|---|------------------|-----------------|---------------|------------------------|--------------|
| 石岡市 | 完了 | 東成井, 出し山, 東成井第二, 石岡西部, 恋瀬 | | 関川石川 | | | 6 |
| 取手市 | 完了 | | | | | 市之代 | 1 |
| 守谷市 | 完了 | 西板戸井 | | | | | 1 |
| かすみがうら市 | 完了 | 土田, 柏崎, 志筑, 大和田, 深谷, 上稲吉 | | 新治, 千代田東部 | | | 8 |
| つくばみらい市 | 完了 | 福岡, 十和, 高岡狸穴, 豊南部, 三島 | | 下小目 | 上平柳, 弥柳 | | 8 |
| 筑西市 | 完了 | 深見, 協和中部, 神分, 東石田, 木戸, 協和南部, 嘉家佐和, 関館花田, 上野西, 河間東部, 協和北第一, 山崎, 本郷分中, 明野西部, 関城東, 竹島, 協和北第三, 河間北部 | 木戸 | 宮後, 茂田第一, 協和北第二 | | 国府田, 榎生山, 上平塚, 茂田, 野谷部 | 27 (28) |
| 結城市 | 完了 | 大戦防, 矢畑, 江川南 | 大戦防・武井南 | | | | 3 (4) |
| 桜川市 | 完了 | 源法寺, 高久, 南飯田, 長方, 大國西部, 谷貝北 | | 谷貝南, 富谷 | | | 8 |
| 常総市 | 完了 | 報恩寺, 大花羽 | | 大生郷, 五箇 | | 沖新田 | 5 |
| 八千代町 | 完了 | 西豊田中部, 沼森, 栗野片角, 川尻今里, 川西中部, 川西南部, 中結城東部 | 西豊田中部 | 太田, 川西北部 | 佐野西 | 東大山, 中野, 荻橋, 大戸 | 13 (14) |
| 古河市 | 完了 | 大綱, 恩名, 前林, 大新, 三和北部, 高野, 間中橋, 上大野, 東山田東部, 葛生 | 大綱 | 柳橋 | | | 11 (13) |
| | 継続 | | 恩名 | | | | |
| 坂東市 | 完了 | 大口, 猿島西部, 猿島北部, 猿島中部, 猿島東部 | 大口 | 長須 | | | 6 (7) |
| 五霞町 | 完了 | 五霞東部 | 大福田 | 五霞北部, 五霞南部 | 大福田 | | 4 (5) |
| 境町 | 完了 | 長田北部, 境第二, 境第三, 境第四 | | | | | 4 |
| 32市町村 | 完了 | 157 処理区 30 市町村 | 19 処理区 11 市町村 | 24 処理区 16 市町 | 6 処理区 4 市町 | 13 処理区 6 市町村 | 201 (222) |
| | 継続 | 1 処理区 1 市 | 2 処理区 2 市 | | | | |

(注) 「地区数の計」における上段は「機能強化(同一処理区における改築等)」を含まない。下段()は含む。

◎ 中山間地域農業基盤整備促進事業（予算額 15,000 千円）

(1) 事業の目的

中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成する。

(2) 事業の内容

生産条件が不利な中山間地域における水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。

(3) 事業概要

| 区 分 | 内 容 |
|------|---|
| 事業要件 | 1 ha 未満の農地， 2 名以上の地権者 |
| 事業期間 | 平成 27 年度～ |
| 事業主体 | 市町， 土地改良区， 農業協同組合， その他適当と認める団体 |
| 補助率 | 県：62.5%， 市町＋地元：37.5% |
| 対象地域 | 中山間地域等直接支払制度の対象地域 (北茨城市， 高萩市， 日上市， 常陸太田市， 常陸大宮市， 大子町， 城里町， 笠間市， 桜川市) |
| 整備内容 | 簡易な基盤整備 (畦畔除去（段差修正含む）， 暗渠排水， 客土， 用排水路， 進入路， 電牧柵等) |

遊休水田をブドウ畑に転換



◎ 鳥獣被害防止総合対策事業費（予算額 205,636 千円）

国の「鳥獣被害防止総合対策交付金」等を活用し、わなの購入経費や防除活動の経費、侵入防止施設の整備費を助成することなどにより、市町村で取り組む鳥獣被害防止活動を支援する。

(1) 市町村支援事業（181,636 千円）

① 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村策定の鳥獣被害防止計画の実施に要する経費を助成する。

ア 推進事業（予算額 14,056 千円）

箱わな等の購入経費、被害対策研修会の開催経費等に対する助成

- ・事業主体 市町村鳥獣被害対策協議会
- ・補助率 1/2 以内、新規協議会等は定額

イ 整備事業（予算額 96,145 千円）

侵入防止柵、防鳥ネット等設置経費に対する助成

- ・事業主体 市町村鳥獣被害対策協議会等
- ・補助率 1/2 以内（自力施工の場合は資材費 10/10）

② 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（予算額 69,760 千円）

有害捕獲に係る捕獲活動経費に対する助成（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る）

- ・事業主体 市町村鳥獣被害対策協議会等
- ・補助率 定額（上限単価あり）

③ イノシシを「近づけない」環境づくりの推進（予算額 1,675 千円）

イノシシを「近づけない」環境づくり（緩衝帯の設置、刈払い等）経費への助成

- ・事業主体 市町村鳥獣被害対策協議会
- ・補助率 国補定額

(2) モデル地区、レンコン等被害軽減対策事業（24,000 千円）

① 農作物被害の軽減のためのカモ類の捕獲の実施（予算額 2,000 千円）

レンコン等の農作物被害の軽減のためのカモ類の捕獲を県猟友会に委託

② 市町村等研修の開催（予算額 3,486 千円）

研修会や現地実習等により、獣害対策サポーターの資質向上を図る。

- ・実施内容 研修会、情報交換、現地実習等

③ 鳥獣被害対策モデル地区の設置及び被害状況調査等の実施（予算額 18,090 千円）

農林事務所がモデル地区を選定し、地域住民と共同で実施する被害状況調査、集落点検、被害防止対策、ミニ猪塾の開催等に要する費用を助成することにより、地域ぐるみの被害防止活動を支援する。あわせて、ICTによる捕獲の新技术の検証を行う。

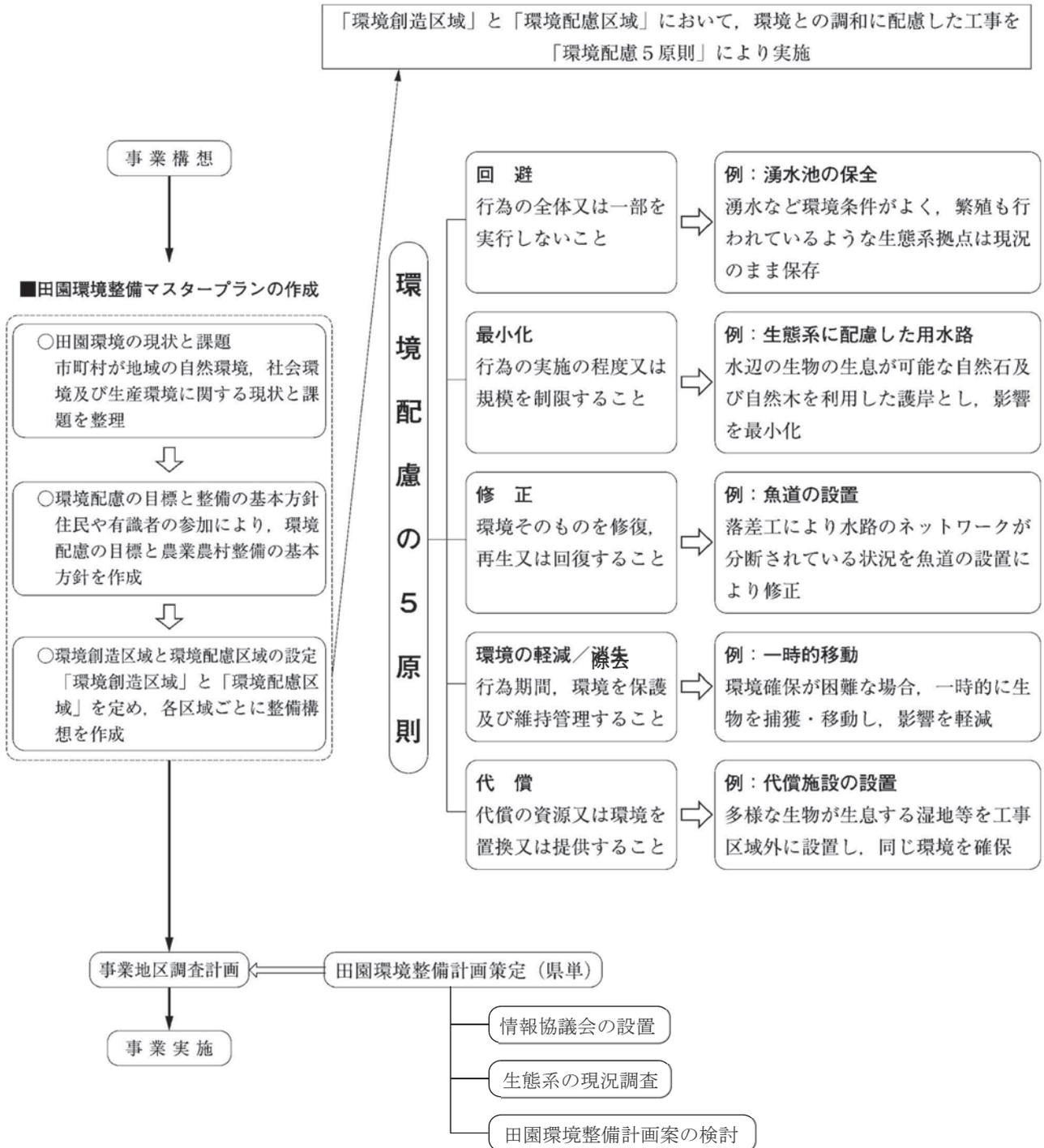
④ 有害鳥獣捕獲実施体制の整備（予算額 424 千円）

県で箱わなを整備し、市町村に貸出すことで広域的な有害鳥獣捕獲の実施体制を整備する。

(8) 自然環境の保全

◎ 田園環境整備計画の策定

平成 14 年度新規採択地区より全事業で実施



◎水田水質保全対策モデル事業（予算額 14,000 千円）

霞ヶ浦流域の農地において、既存の土地改良施設を活用した水質保全への取組を推進することにより、霞ヶ浦への流出負荷を軽減させると共に農業地域における水質保全への取組の定着を図る。

(1) 水質保全対策整備事業

既存の土地改良施設を用いた水質保全対策を行うために必要な改修等を支援。

- ① 補助対象 土地改良区等
- ② 補助機関 1年間
- ③ 補助額 7,000 千円/地区(上限)
- ④ 取組例 循環かんがい, 水管理の改善(節水) 等

(2) 水質保全対策運用事業

整備事業で構築した施設を用いて行う水質保全対策の運用や関係者への意識啓発活動に必要な経費を支援。

- ① 補助対象 土地改良区等
- ② 補助期間 3年間(最大)
- ③ 補助額 2,000 千円/地区(上限)

(9) 土地改良区の充実強化

1 土地改良団体の組織強化

大規模経営体と小規模農家の二極分化，土地持ち非農家の増加など農業構造・農村が変化している中で農地・農業用水等の中心的な管理主体である土地改良区は，賦課金の未納，維持管理費の増大，農業水利施設の老朽化など多くの問題を抱え，また地区面積が300ha未満という零細小規模で財政運営基盤が脆弱なところが県内で約7割を占める現状にあることから，土地改良区の運営基盤を強化するため，計画的に統合整備を推進する。

◎ 土地改良区組織運営基盤強化対策事業（予算額 3,566千円）

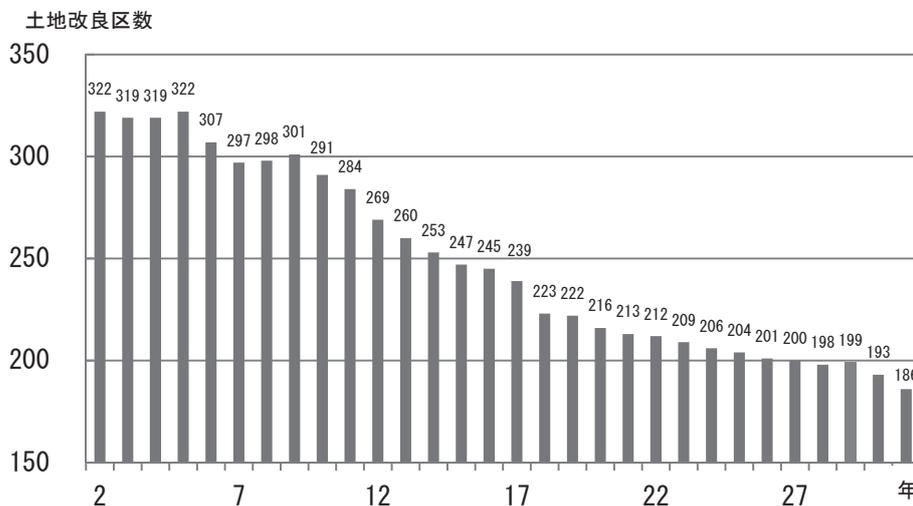
- ・ 統合再編整備事業 3,336千円

合併を予定する土地改良区に対し，合併推進に資するため土地改良区施設管理再編整備計画策定に係る費用を助成する。

- ・ 育成・強化対策事業 230千円

茨城県土地改良区統合整備推進協議会の運営を行うとともに，合併等の啓発及び機運の醸成を図り，合併等の指導等により統合整備を推進する。

○茨城県内の土地改良区数の推移



2 土地改良施設維持管理への支援

国土の保全や水資源の管理など，多くの公益的機能を有している土地改良施設の維持管理のため，土地改良区等に助成する。

◎ 土地改良施設維持管理適正化事業（予算額 234,672千円）

土地改良施設の機能の保持と耐用年数の確保のため，土地改良区が行う土地改良施設の定期的整備補修等に対して助成する。

国，県，土地改良区が事業費の30%ずつを5年間均等に土地改良事業団体連合会に抛出し，事業実施年に事業費の90%について，同連合会から土地改良区に交付される。（残りの10%は土地改良区負担）

◎ 基幹水利施設管理事業（予算額 304,421千円）

基幹水利施設管理強化計画に基づき土地改良区と連携を図りつつ，基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理を行う市町村に助成する。

◎ 湛水防除施設管理費補助事業（予算額 4,144千円）

土地改良事業で造成された湛水防除施設の管理費について市町村等の一部助成する。

◎ 国営造成施設管理体制整備促進事業（予算額 137,311千円）

農業水利施設の有する多面的機能の発揮等のため，地域における適切な取り組みを促進する観点から，県及び市町村が事業主体となって地域と連携して土地改良区の管理体制の整備を行う。

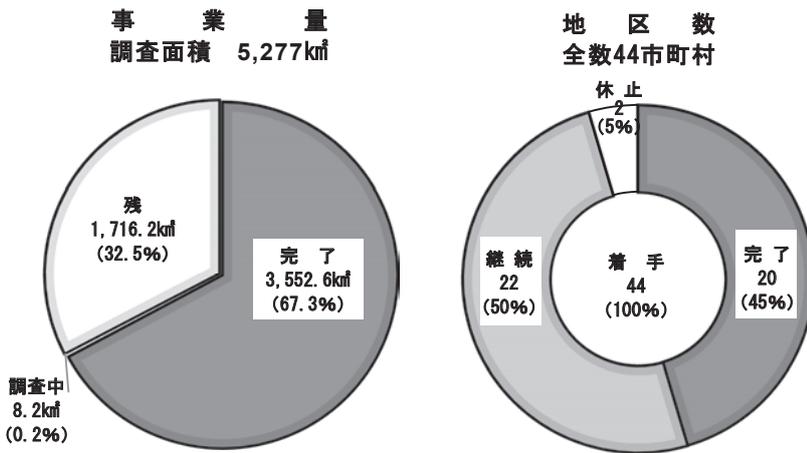
(10) 地籍調査事業の推進

国土の開発及び保全並びにその利用の高度化に資するとともに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土調査法に基づき調査を実施する。

令和2年度からスタートした第7次国土調査事業10ヶ年計画により計画的な推進を図る。

- (1) 事業地域：市町村の全面積より国有林・公有水面等を除外した地域
- (2) 事業主体：市町村
- (3) 予算額：285,000千円（R2当初）
- (4) 補助率：国50%，県25%，市町村25%

① 本県地籍調査事業の進捗状況（令和元年度迄見込）

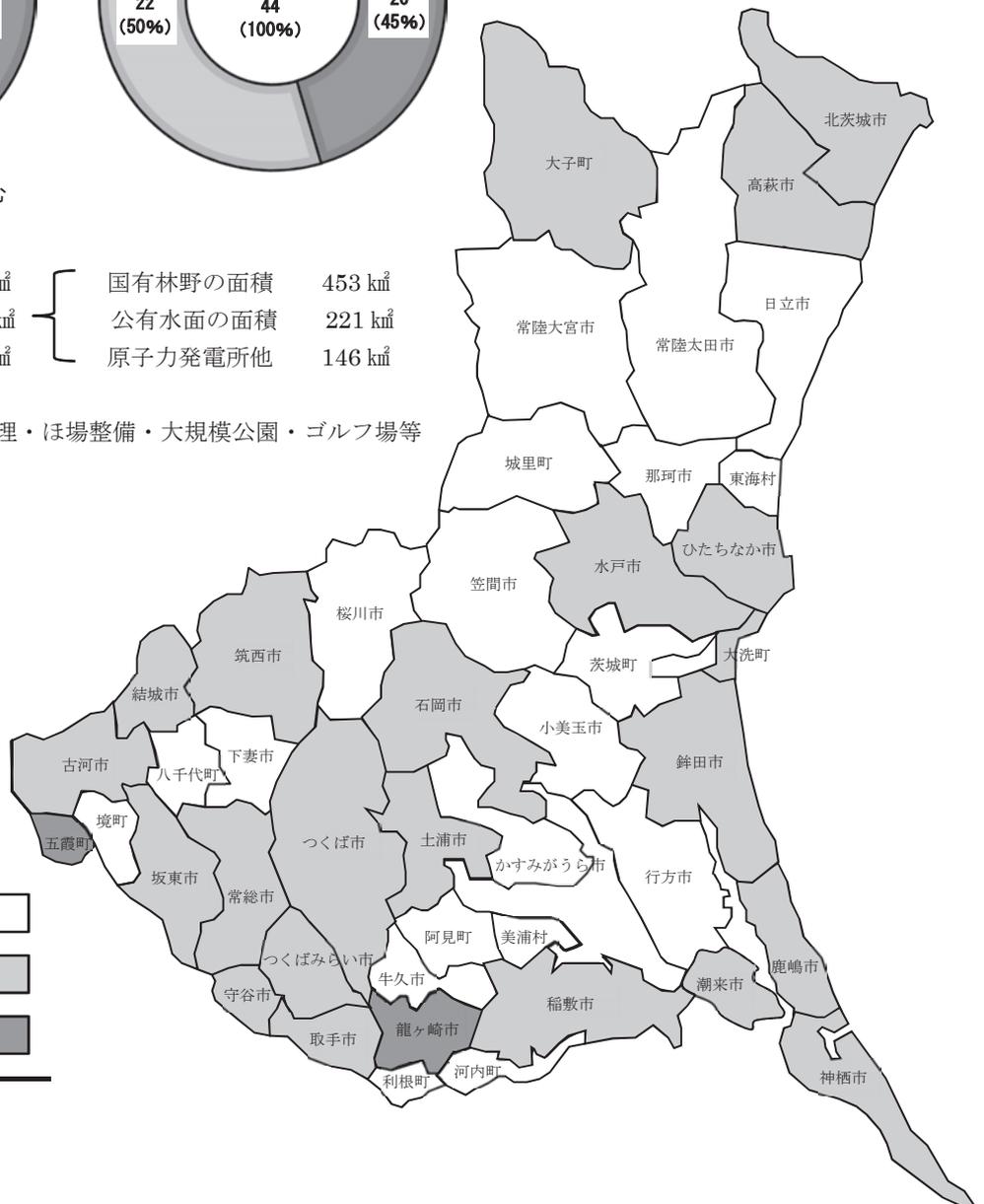


※調査中はR1補正0.3km²を含む

| | | | | |
|-----------|-----------------------|---|---------|---------------------|
| ・本県の全面積 | 6,097 km ² | } | 国有林野の面積 | 453 km ² |
| ・除外地 | 820 km ² | | 公有水面の面積 | 221 km ² |
| ・地籍調査の面積※ | 5,277 km ² | | 原子力発電所他 | 146 km ² |

※地籍調査の面積には、区画整理・ほ場整備・大規模公園・ゴルフ場等（980km²）を含む。

② 茨城県の地籍調査実施状況図（令和2年度）



凡例

- 地籍調査完了・・・20
- 地籍調査継続・・・22
- 地籍調査休止・・・2

計 44 市町村

7. 関係計画

- (1) 土地改良長期計画
- (2) 生活排水ベストプラン

(1) 土地改良長期計画

ア 土地改良長期計画

本県の土地改良長期計画は、昭和36年に「第1次土地改良10カ年計画」が策定されて以降、順次計画を策定しており、この計画に基づき、農業の生産基盤と農村の生活環境の整備を計画的に実施している。第8次計画までの概要は下表に示すとおりである。

| 事項 | 第1次土地改良10カ年計画 | 第2次土地改良10カ年計画 | 第3次土地改良10カ年計画 | 第4次土地改良10カ年計画 |
|------------|---|--|---|--|
| 策定年 | S36年12月 | S45年12月 | S51年9月 | S61年3月 |
| 期間 (実績) | S36～S45年度 (S36～S44年度) | S45～S54年度 (S45～S50年度) | S51～S60年度 (S51～S60年度) | S61～S70年度 (S61～H6年度) |
| 策定根拠 | 茨城県総合開発計画 | 茨城県総合開発計画 | 県民福祉計画 | 県民福祉計画 |
| 基本方針 | ①近代化ほ場の整備の促進 ②農地造成の促進 ③防災事業の促進 | ①首都圏に対する生鮮食料基地として生産基盤の整備を図る。 ②大型農業機械の導入を前提とした生産基盤の整備を図る。 ③農村環境整備の一環として生活・生産・流通に供する農道網の整備を図る。 | ①汎用耕地化等による高度利用と生産性の向上を図る生産基盤整備の促進 ②土地利用型農業を確立するための生産基盤の整備促進 ③農村社会の維持発展及び農産物流通の合理化を図る施設整備の促進 | ①農地の流動化を促進するための基盤づくり ②農業生産の再編成を促進するための基盤づくり ③土地改良施設の高度化と多面性のある施設づくり ④快適な生産基盤づくり |
| 事業費 | 418億円 352億円(9年間の計画) 365億円(9年間の実績) | 1,750億円 945億円(6年間の計画) 654億円(6年間の実績) | 4,505億円 3,802億円(10年間の実績) | 6,024億円 5,351億円(9年間の計画) 5,490億円(9年間の実績) |
| 達成率 | 104% | 69% | 84% | 103% |

| 事項 | 第5次土地改良10カ年計画 (いばらき農業農村整備プラン) | 第6次土地改良5カ年計画 (いばらき農業農村整備計画) | 第7次土地改良5カ年計画 (いばらき農業農村整備プラン) | 第8次土地改良5カ年計画 (いばらき農業農村整備プラン) |
|------------|---|--|---|---|
| 策定年 | H7年3月 | H18年3月 | H23年6月 | H28年3月 |
| 期間 (実績) | H7～H17年度 (H7～H17年度) | H18～H22年度 (H18～H22年度) | H23～H27年度 (H23～H27年度) | H28～H32年度 (H28～H29年度) |
| 策定根拠 | 茨城県長期総合計画 | 新茨城県総合計画元氣いばらき戦略プラン | 茨城県総合計画いきいきいばらき生活体験プラン | 茨城県総合計画(いばらき未来共創プラン) |
| 基本方針 | ①生産性を高め経営基盤強化をめざす生産基盤の整備 ②やすらぎとおいしいのある快適な農村空間の形成 ③水と緑豊かな美しい県土の保全 ④中山間地域における住みよい環境の創造 | ①競争力のある産地を育成する生産基盤の整備 ②豊かな資源を活かした快適で魅力ある農村づくり ③水と緑に囲まれた美しい県土・自然環境の保全 ④地域の活性を活かした中山間地域の活性化 | ①農業生産を支える基盤づくり ②地域の資源である農業水利施設の適切な保全管理 ③地域ぐるみで取り組む魅力ある農村づくり | ①農業競争力強化のための基盤づくり ②農村地域の強靱化・インフラ長寿命化 ③美しく元氣な農村づくり |
| 事業費 | 6,550億円 6,550億円(11年間の計画) 5,928億円(11年間の実績) | 1,305億円 (5年間の実績) | 836億円 (5年間の実績) | 306億円 (2年間の実績) |
| 達成率 | 91% | — | — | — |

○6次計画以降は、目標となる事業費を設定していません。

イ 「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」の推進に向けた取組
 「「儲かる農業」の実現に向けた取組の推進方針」 農業農村整備に関する取組方針

(ア) 位置づけ

県では、平成 30 年度からの県政運営の指針となる「茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～」(以下「総合計画」という。)を平成 30 年 11 月に策定した。県総合計画の重要施策となる「儲かる農業」の実現に向けた取組を着実に推進するために、農業農村整備に関する具体的取組の方向や参考となる指標を、推進方針の農業農村整備に関する取組方針として整理した。

(イ) 施策展開にあたっての基本方針と数値目標

i 競争力強化のための基盤づくり

①生産性の高い水田の基盤づくり

②高品質な青果物を安定供給する畑地の基盤づくりの推進

《数値目標》

| 指標名 | 整備対象 | 現況 (2017) | 目標 (2021) | 数値目標が示すもの | 位置 づけ |
|----------------------|----------|--------------|--------------|---------------------------|----------|
| 区画整理面積 | 81,100ha | 64,560ha | 65,510ha | 水田営農の低コスト化の促進 | 部 |
| うち大区画 | 51,100ha | 3,760ha | 4,410ha | 水田営農の低コスト化の促進 | 局 |
| 排水整備面積 | 81,100ha | 60,370ha | 61,950ha | 高収益作物等の導入可能な水田の畑地化・汎用化の促進 | 局 |
| 農地中間管理事業等を活用した農地集積面積 | — | 2,600ha | 4,600ha | 農地中間管理事業等を活用した経営規模の拡大 | 局 |
| 区画整理面積 | 44,000ha | 18,320ha | 18,680ha | 畑作営農の低コスト化の促進 | 部 |
| 畑地かんがい施設面積 | 15,100ha | 1,900ha | 2,250ha | 高品質な青果物の計画的栽培の促進 | 局 |
| 農地中間管理事業等を活用した農地集積面積 | — | 230ha | 410ha | 農地中間管理事業等を活用した経営規模の拡大 | 局 |

ii 農村地域の強靱化・インフラ長寿命化

③農業水利施設の計画的な長寿命化対策の推進

④農村地域の強靱化に向けた防災・減災対策の推進

《数値目標》

| 指標名 | 整備対象 | 現況 (2017) | 目標 (2021) | 数値目標が示すもの | 位置 づけ |
|-----------------------|------|--------------|--------------|-----------------------|----------|
| 基幹的農業水利施設の個別施設計画策定数 | 192 | 103 | 192 | 基幹的農業水利施設の長寿命化対策の取組状況 | 県 |
| 基幹的農業水利施設の長寿命化対策実施施設数 | 192 | 14 | 47 | 基幹的農業水利施設の長寿命化対策の取組状況 | 県 |
| 農地防災面積 | — | 14,870ha | 17,770ha | 農地の冠水被害等からの解消状況 | 県 |
| 農業水利施設の耐震診断施設数 | — | 29 | 59 | 農業水利施設の耐震対策の取組状況 | 県 |
| ため池の保全管理体制整備数 | — | 0 | 10 | 農業用ため池の防災・減災対策の取組状況 | 県 |

iii 美しく元気な農村の創生

- ⑤多面的機能の維持・発揮の促進
- ⑥豊かで住みよい農村環境の推進
- ⑦鳥獣被害防止対策の総合的な推進
- ⑧地域資源を活用した維持可能な農村づくり

《数値目標》

| 指 標 名 | 整備対象 | 現況 (2017) | 目標 (2021) | 数値目標が示すもの | 位置 づけ |
|----------------------------|---------------|--------------|--------------|-----------------------------------|----------|
| 共同活動等による農地や水路・道路の保全管理等の取組率 | — 123.5千ha | 27% 33千ha | 40% 50千ha | 農地や農道等の農村環境の保全管理状況と地域コミュニティの活性化状況 | 部 |
| 農業集落排水の接続率(霞ヶ浦流域) | — | 79.5% | 80.8% | 霞ヶ浦流域における農業集落排水施設への接続状況 | 県 |
| 農業集落排水施設の機能診断実施施設数 | 97 | 11 | 97 | 農業集落排水施設の長寿命化対策の取組状況 | 県 |
| 野生鳥獣による農作物被害金額 | — | 600百万円 | 450百万円以下 | 野生鳥獣被害対策の取組状況 | 県部 |
| 主要な都市農村交流利用施設利用者数 | — | 10,727千人 | 13,560千人 | 都市と農村の交流等による農村地域の活性化状況 | 部 |

※「県」：県の上位計画に位置付けられた指標（県総合計画，茨城県公共施設等管理計画，茨城県国土強靱化計画，いばらき農業水利施設等インフラ長寿命化計画等）

「部」：農林水産部の計画等に位置づけられた計画

「局」：農地局で設定した指標

(ウ) 農業農村整備事業を展開するにあたり推進していく事項

①農業農村整備に関する広報活動

各種イベントやホームページ等を活用した情報発信や体験型広報等あらゆる機会を通じて、農業農村整備事業の有効性や効果に対する農業経営者や県民の理解醸成に努める。

②土地改良区運営基盤の強化

土地改良区の運営基盤の強化を図るため、「第6次茨城県土地改良区統合整備推進方針」に基づき土地改良区の合併等の再編整備を促進するとともに、平成30年6月の土地改良法改正に伴い必要となる定款変更や賃借対照表作成等が円滑に実施されるよう支援・指導等を行う。

(2) 生活排水ベストプラン

1 生活排水ベストプランとは

生活排水ベストプランは、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水排水処理施設を最も効率的に配置して、整備や維持管理を進めるための整備構想です。

2 生活排水ベストプランの改定

生活排水ベストプランは平成7年度に策定され、平成15年度に第1回改定、平成21年度に第2回改定を行いました。そして、第3回改定となる今回は、急激な人口減少や厳しい財政事情等といった社会情勢の変化に対応するとともに、さらなる事業の効率化を目指しています。

【第3回改定の概要（平成28年6月）】

今回の改定では、平成37年度を中期計画の目標年度とし、污水処理施設整備の早期概成を目指しています。また、長期計画で污水処理施設の整備完了を目指すとともに、長期的な視点から、集合処理施設同士の統合や編入など、既存ストックを有効活用した効率的な維持管理を推進するなど、持続可能な污水処理運営を行うための再構築を図ることとしています。

整備人口と普及率の年度別・自業種別目標

| 区 分 | | 基準年 (平成25年度) | | 中期計画 (平成37年度) | | 長期計画 (整備完了時) | |
|-------------|-------------|-----------------|------------|------------------|------------|-----------------|------------|
| | | 整備人口 (人) | 普及率 (%) | 整備人口 (人) | 普及率 (%) | 整備人口 (人) | 普及率 (%) |
| 集合処理 | 下水道 | 1,766,323 | 59.2 | 1,918,584 | 68.6 | 2,037,723 | 79.5 |
| | 農(漁)業集落排水施設 | 169,734 | 5.7 | 163,315 | 5.8 | 159,512 | 6.2 |
| | コミュニティ・プラント | 13,449 | 0.5 | 2,591 | 0.1 | 1,902 | 0.1 |
| | 集合処理合計 | 1,949,506 | 65.3 | 2,084,490 | 74.6 | 2,199,137 | 85.8 |
| 合併処理 浄化槽 | (市町村設置型) | 8,963 | 0.3 | 15,344 | 0.5 | 37,086 | 1.4 |
| | (個人設置型) | 450,882 | 15.1 | 439,070 | 15.7 | 326,777 | 12.7 |
| | 個別処理合計 | 459,845 | 15.4 | 454,414 | 16.3 | 363,863 | 14.2 |
| 污水処理人口普及率 | | 2,409,351 | 80.7 | 2,538,904 | 90.8 | 2,563,000 | 100.0 |
| 全県人口統計 | | 2,984,562 | — | 2,796,000 | — | 2,563,000 | |

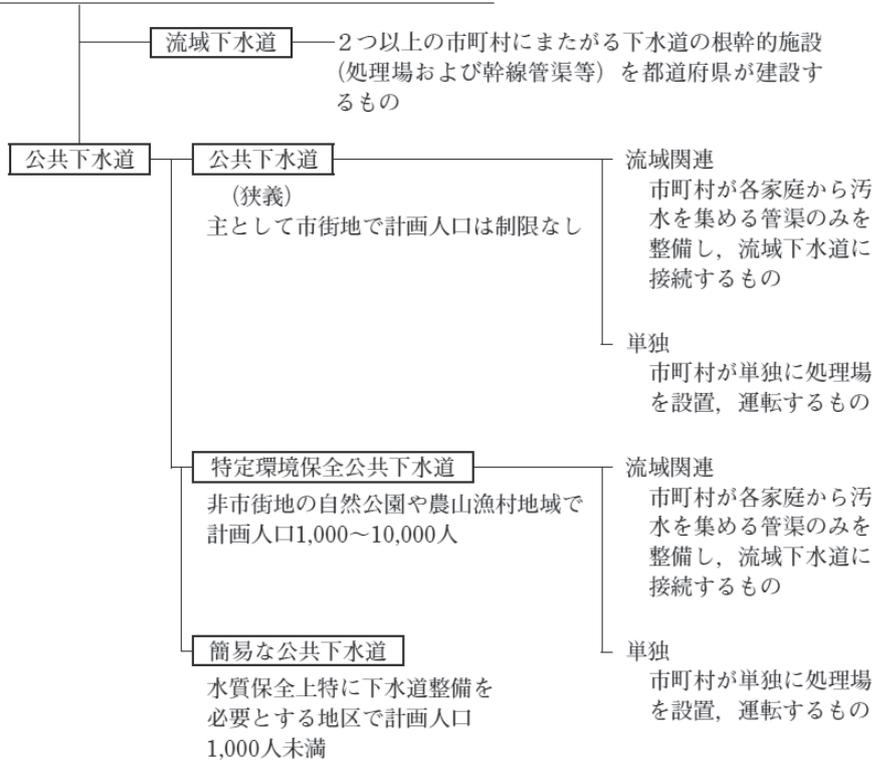
※四捨五入により、普及率の合計が合わないものがあります。

※全県人口は県総合計画「いばらき共創プラン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略 茨城県人口ビジョン」と整合を図っています。

生活排水処理施設の種類

一般に「下水道」と呼ばれるものには様々な種類があり、国土交通省、農林水産省及び環境省の所管により各種の事業が実施されています。

(1) 国土交通省所管（下水道法に基づく下水道）



公共事業として整備される集合処理施設
(公的機関が整備)

(2) 農林水産省所管

- ① 農業集落排水施設 農業振興地域内で概ね計画規模20戸以上、原則として概ね1,000人程度
- ② 漁業集落排水施設 漁業背後の漁業集落で計画人口 100人~5,000人

(3) 環境省所管

- ① コミュニティ・プラント 計画人口 101人以上~30,000人未満
- ② 合併処理浄化槽 個人設置型……個人が設置・維持管理をするもの
市町村設置型…市町村が設置・維持管理をするもの

8. 農業農村整備事業の制度概要

- (1) 農業農村整備事業の進め方
 - (2) 農業農村整備事業の制度概要
 - (3) 農業基盤整備資金等
 - (4) 農地中間管理事業
 - (5) 農地売買等事業
- (参考) 補助率推移表

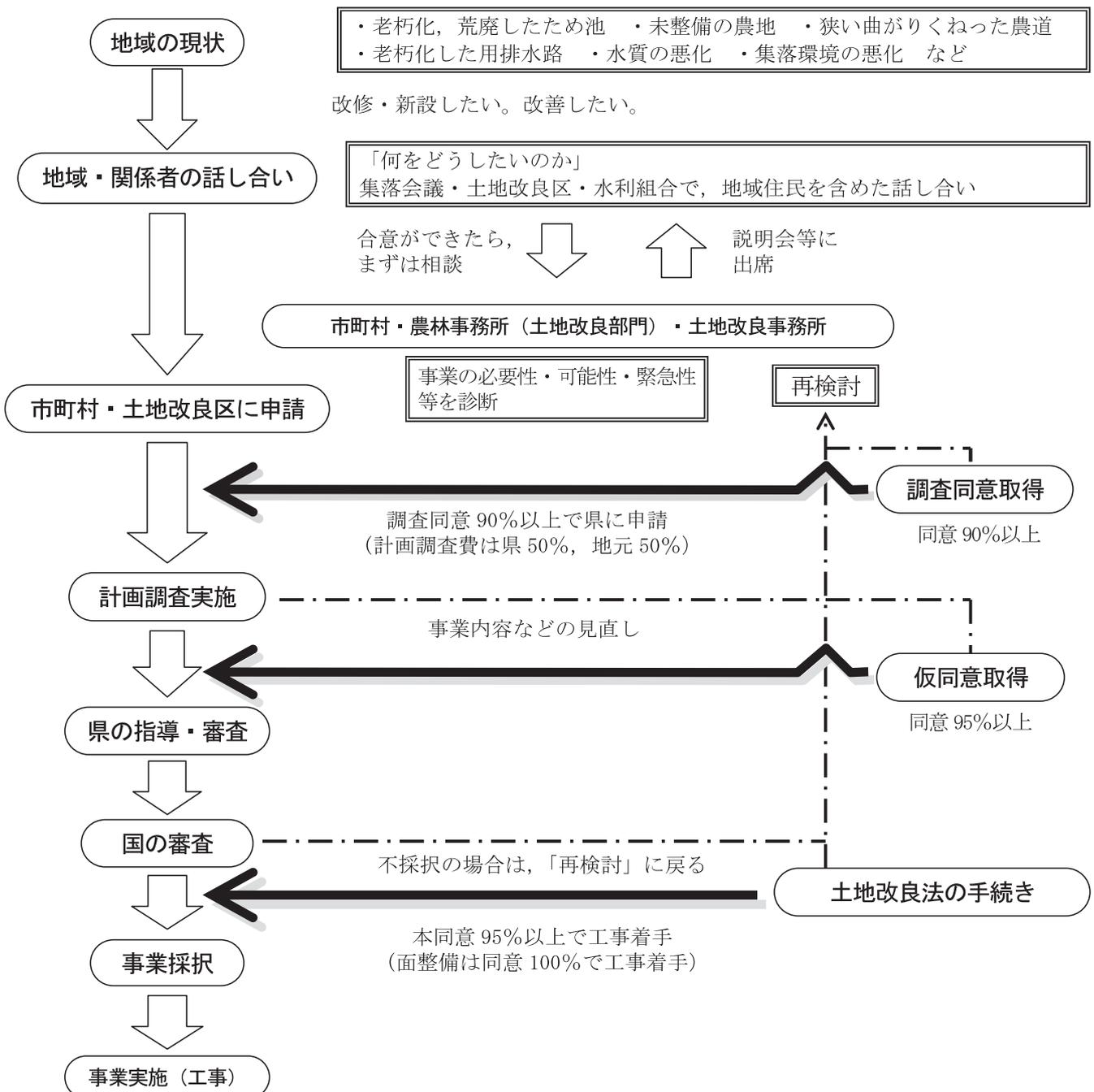
(1) 農業農村整備事業の進め方 (県営生産基盤整備事業)

水田や畑の区画整理を行いたい。老朽化した用排水路やため池を改修したい。農業集落の下水道や集落道路を整備したい。農村に残る貴重な自然を守りたい・・・。

このような話が地域で盛り上がったとき、まずお近くの農林事務所や土地改良事務所、お住まいの市町村にお問い合わせください。

農業農村整備事業は、農地や用排水路・農道等を利用する人たちからの申請によって、第一歩がはじまります。事業を開始してから工事を実施し完了するまでには、さまざまな問題が生じることもあります。関係する農家の方や地域住民の皆さまとの話し合いの中で、これらの問題を解決しながら、事業を進めていきます。

◆ 事業の進め方・・・詳細は農林事務所や土地改良事務所、市町村にお尋ね下さい。



(2) 農業農村整備事業の制度概要

目 次

| 事業名 | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 1 国営事業 | 85 |
| 2 農地中間管理機構関連農地整備事業 | 85 |
| 3 農業競争力強化農地整備事業 | 86 |
| 4 水利施設等保全高度化事業 | 88 |
| 5 中山間地域農業農村整備事業 | 91 |
| 6 農村地域防災減災事業 | 92 |
| 7 汚水処理施設整備交付金 | 99 |
| 8 道整備交付金 | 99 |
| 9 施設管理事業等 | 99 |
| 10 災害・災害復旧関連事業 | 99 |
| 11 その他国補事業 | 100 |
| 12 農山漁村地域整備交付金 | 102 |
| 13 農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策） | 104 |
| 14 県単土地改良事業 | 105 |
| 15 農地集積関連 | 107 |
| 16 地元負担金軽減 | 108 |
| 17 計画調査費関連 | 108 |

(使用上の注意)

本制度概要については、令和2年3月1日時点の内容となっております。この時点以降に行われる要綱等の改正について反映されていない場合がありますので、必ず最新の事業要綱等を確認するようお願いします。

| 1 国営事業 | | | |
|----------------------------|----------------------------|--|--------------------|
| 国営かんがい排水 (一般型) (特別型) | | 受益面積が3,000ha(畑に係るものは1,000ha)以上であり、かつ、末端支配面積が500ha(畑に係るものは100ha、畑地におけるファームポンド等は20ha)以上の農業用排水施設の整備 ・一般型は、県負担分について借入金をもって財源に充てる事業 ・特別型は、県及び地元負担分について借入金をもって財源に充てる事業 | |
| | 国 7/10 県 未定 地元 未定 | 5,000(畑2,000)haかつ有効貯水量7,000(畑2,000)千m ³ 以上のダム, 5,000(畑2,000)ha以上の頭首工、排水機場及び排水樋門 | |
| | 国 1/2 県 未定 地元 未定 | 末端ファームポンド | |
| | 国 2/3 県 7/30 地元 3/30 | 上記以外のダム(H5.4.1より適用) | 那珂川沿岸1期 |
| | 国 2/3 県 6/30 地元 4/30 | 上記以外の施設(〃) | 那珂川沿岸1期 那珂川沿岸2期 |
| 国営造成 土地改良施設整備事業 | 国 2/3 県 未定 地元 未定 | 国営土地改良事業により造成された施設のうち、ダム、頭首工、用排水機場、幹線水路等の基幹的な施設で、受益面積が500ha以上、総事業費が10億円以上 | |
| 国営施設機能保全事業 | 国 2/3 県 未定 地元 未定 | 受益面積が3,000ha(畑に係るものは1,000ha)以上であり、かつ、末端支配面積が500ha(畑に係るものは100ha)以上、総事業費が10億円以上 | |
| 国営施設応急対策事業 | 国 2/3 県 未定 地元 未定 | ・地区施設の受益が概ね500ha(畑に係るものは100ha)以上 ・1箇所あたりの事業費が2,000万円以上 | |
| 国営緊急 農地再編整備事業 | 国 2/3 県 6/30 地元 4/30 | ・受益面積400ha以上(うち区画整理200ha以上) ・耕作放棄地及び耕作放棄地のおそれがある農地を10%以上含むこと ・担い手への農地の利用集積が一定割合以上増加すること | 茨城中部 |

| 2 農地中間管理機構関連農地整備事業 | | | |
|--------------------|--|--|--|
| 農地整備事業 | 事業主体：県 国 50 県 27.5 地元 22.5 ※中山間の場合 国 55 県 27.5 地元 17.5 ※推進費として 事業費の12.5% を全額国費で交 | 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めない農地の大区画化等の基盤整備を実施することで、担い手への農地の集積・集約化の加速化を図る。 ・対象工種：区画整理、農用地造成 ・主な附帯事業：機構集積推進事業(推進費12.5%(中山間の場合7.5%)) ・集積・集団化等促進基盤整備計画の作成(県) ①事業対象農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること ②受益面積：10ha以上(中山間地域等は5ha以上) (事業対象農用地を構成する団地は1ha以上(中山間地域等は0.5ha以上)のまとまりを有する農用地) ③農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること ④全ての事業対象農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内にその農用地の8割以上を担い手に集団化することを機構の方針として設定していること (続く) | |

| | | |
|--------|--|--|
| 農地整備事業 | | <p>⑤担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がそれぞれ50ポイント以上向上すること ※50ポイント以上向上しない場合は、以下のア～ウをすべて満たすこと ア 目標年度において、次のいずれかを満たすこと。 ・米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること ・作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること イ 事業実施前の事業対象施行地域内農用地において、狭小・不整形、排水不良等の農用地が過半を占めること。 ウ 事業実施前の担い手の農地利用集積率及び担い手の農地集約化率がいずれもおおむね80パーセント以下であること。</p> <p>⑥事業対象農用地の収益性が事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に20%以上向上すること（事業対象農用地の販売額が20%以上向上、又は生産コスト20%以上削減） なお、「生産コスト20%以上削減」を選択する場合には、⑤の農地利用集積率等を50%以上向上する地区であっても「米の生産コストが9,600円/60kgを下回ることが見込まれること」を満たすこと。 ・その他詳細な要件は要綱・要領を参照のこと。</p> |
|--------|--|--|

| | | | |
|----------------|---|---|--|
| 実施計画等策定事業 | | | |
| 実施計画策定事業 | 事業主体：県 国 62.5 県 未定 地元 未定 | 農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計 ・対象地区：農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区 ・策定期間：2年以内 | |
| 経営体育成促進換地等調整事業 | 事業主体：土地改良区、市町村、都道府県土地改良事業団体連合会 国 62.5 県 未定 地元 未定 | 農地整備事業が確実に行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるもの | |
| 農村環境計画策定事業 | 事業主体：市町村、県 国 62.5 県 未定 地元 未定 | 農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査 | |

3 農業競争力強化農地整備事業

農地整備事業においては、次に掲げるいずれかの区分に適合する「農業競争力強化基盤整備計画」を策定していること。

(1) 国営事業関連区分
国営事業関連地区等と一体となって行うもの

(2) 農地集積促進区分
事業完了時において、「担い手農地利用集積率」が50%以上となることが確実と見込まれるものであること

(3) 高付加価値化等促進区分
高収益作物の導入・生産拡大又は集落営農組織等の設立・法人化もしくは農業用施設や地域活性化施設を用途とする用地を創設

| | | | |
|--------|--|--|---|
| 農地整備事業 | | | |
| 経営体育成型 | 事業主体：県 国 50 県 27.5(30) 地元 22.5(20) ()はH22年度新規採択地区まで | ・事業の内容：備考欄に掲げる1の(4)又は(5)を実施し、または(1)～(5)のうち2以上を総合的に実施するもの。それと密接な関連のある農業生産基盤整備付帯、営農環境整備等 ・受益面積：20ha以上 ・「基盤整備関連経営体育成等促進計画」の作成（市町村） ・「農用地利用集積促進土地改良整備計画」の作成（県） ・事業完了時に「担い手農地利用集積率」が以下のとおり増加すること（H16年度より適用） (1) 40%未満 → 50%以上となること (2) 50%～55% → 60%以上となること (3) 55%～90% → 5%ポイント以上増加すること 等 | 1生産基盤 (1) 農業用排水 (2) 農道 (3) 客土 (4) 暗渠排水 (5) 区画整理 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全 2農業生産基盤整備付帯 3営農環境整備 4農業経営高度化支援 |

| | | | |
|----------------|--|---|---------------------------|
| 経営体育成型 | | <p>※認定農業者の育成（H16年度よりH25年度まで適用） 事業完了時に次の(1), (2)のいずれかを満たすこと (1)認定農業者の全農家戸数に占める割合が目標以上 (2)認定農業者が30%以上増加すること ※H15年度新規採択地区は以下の要件を適用 担い手農地利用集積率25%以上かつ担い手農地利用集積増加率20%以上 ※H14年度迄新規採択地区は以下の要件を適用 担い手農地利用集積増加率20%以上</p> | |
| 中山間地域型 | 事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容は経営体育成型と同じ ・中山間地域において実施するもの ・受益面積：10ha以上 | |
| 中山間傾斜農地型 | 事業主体：県 国 55 県 27.5 地元 17.5 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業の内容は経営体育成型と同じ ・中山間地域において実施するもの ・主傾斜が100分の1以上の農地の面積が当該事業の実施区域の全農地の面積の50%以上を占める地域とする ・受益面積：10ha以上 ・高収益作物の作付面積割合が受益面積に対し3%^{未満}以上増加すること ・高収益作物の作付面積割合が当該担い手に係る受益面積に対し5%^{未満}以上増加する担い手が1戸以上となること ・特定地域導入促進計画の作成（市町村） ・特定地域農用地利用集積等促進土地改良整備計画の作成（県） ・事業完了時に「担い手農地利用集積率」が以下のとおり増加すること（H16年度より適用） (1)20%未満 → 30%以上となること (2)50%～55% → 60%以上となること (3)55%～90% → 5%^{未満}以上増加すること 等 <p>※採択期間はR3年度まで</p> | |
| 実施計画等策定事業 | | | |
| 実施計画策定事業 | 事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 | 農地整備事業又は水利施設等保全高度化事業の畑地帯総合整備型に係る地域において、当該事業に必要な諸条件についての調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するもの ・策定期間は1年以内（担い手農地利用集積率が80%以上となる場合は、2年以内） | |
| 経営体育成促進換地等調整事業 | 事業主体：土地改良区、市町村、土地改良事業団体連合会等 国 50 県 未定 地元 未定 | 農地整備事業等が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるもの | |
| 農村環境計画策定事業 | 事業主体：市町村、県 国 50 県 未定 地元 未定 | 農村環境計画の策定及び策定に必要な現況調査 | |
| 農業基盤整備促進事業 | 事業主体：市町村、土地改良区、中間管理機構等 定率助成： 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) 定額助成： 国 事業種類による | 担い手への農地集積と農業の高付加価値化等を推進するための、畦畔除去による ・事業費：200万円以上 ・受益面積：5ha以上 ・受益者数：2者以上 ○定率助成 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農用地の保全、調査・調整、指導 ○定額助成 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫 ※中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成単価に加算 | ※（ ）は過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合 |

4 水利施設等保全高度化事業

次に掲げるいずれかの区分に応じ「保全高度化整備計画」を作成していること

- (1) 高付加価値化区分
高収益作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるもの
- (2) 農地集積促進区分
事業完了時において「担い手農地利用集積率」が50%以上となることが確実と見込まれるもの
- (3) 水管理省力化区分
水管理の省力化や維持管理の低コスト化等に資するもの

一般型

| | | | |
|--------------------|---|---|-------------------------|
| <p>基幹水利施設整備型</p> | <p>事業主体：県 国 50 県 25 地元 25</p> | <p>用排水施設整備事業を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）</p> <p>(1) 農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積200ha以上であり、かつ、末端支配面積100ha以上 (2) 畑地を受益地とする農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積100ha以上であり、かつ、末端支配面積20ha以上 (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行う国営事業施行部分に接続する農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積100ha以上のものの受益面積200ha以上のもの (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであって、国営事業施行部分に接続する畑地を受益地とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更であって、末端支配面積20haのものの受益面積100ha以上 (5) 畑地を受益地とする農業用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設（附帯施設を含む）を伴う農業用排水施設の新設又は変更であって、受益面積100ha以上 (6) 河川に設置されている取水施設が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であって、受益面積200ha以上で、これに要する費用の額5千万円以上。ただし、この場合の事業費（取水施設の機能障害対策に係るもの。）にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。</p> | |
| <p>農業用水再編対策型</p> | <p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p> | <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの</p> <p>(1) 受益面積200ha以上であって、かつ、末端支配面積が5ha以上のもの（ただし、管路は、末端支配面積の制限を設けない）であること。 (2) 実施地域内に100ha以上の農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域が含まれること (3) 次に定める要件のいずれかに該当すること。 ア 再編水量が毎秒0.5立方メートル以上 イ 再編水量の比率が10%以上 (4) 農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること</p> | |
| <p>地域用水機能増進型</p> | <p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p> | <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能（かんがい用水である農業用水が有する生活用水機能、防火用水機能、景観保全機能、消流雪用水等をいう。）を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの</p> <p>(1) 受益面積200ha以上であって、かつ、末端支配面積5ha以上 (2) 当該地区内の末端支配面積5ha以上のすべての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10%以上 (3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合5%以上 (4) 地域用水対策協議会を設置等</p> | <p>（他、細部要件は実施要領を参照）</p> |
| <p>流域水質保全機能増進型</p> | <p>事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定</p> | <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの （続く）</p> | <p>（他、細部要件は実施要領を参照）</p> |

| | | | |
|--------------------------|---------------------------------|--|--|
| 流域水質保全機能増進型 | 事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定 | (1) 受益面積200ha以上 (2) 対象となる施設は、末端支配面積100ha以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積5ha以上） (3) 広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域 (4) 環境保全型農業の推進に関する指針の策定 (5) 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域 (6) 地域用水協議会の設置等 | |
| 排水対策特別型 | 事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 | 1 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水施設等の更新又は整備を実施するもの 2 1の事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものであって排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とする次のものとを併せて一体的に実施するもの ア 排水施設と一体としての機能を有するもの イ 排水施設の整備と併せ行うことにより相互の事業効率を高めることとなるもの ウ 排水施設の受益面積及び事業費に比して小規模なもの (1) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が受益地内の50%以上 ア 降雨時において、排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田 イ 常時地下水位が高い水田 ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田 (2) 受益面積20ha以上、かつ、末端支配面積5ha以上 | 事業種類 整備 (1) 用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 客土 (4) 区画整理 |
| 基幹水利施設保全型 | 事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 | 1 国営造成施設及び県営造成施設に関する機能保全計画の策定（機能保全計画の作成に必要な当該施設の機能診断を含む） 2 国営造成施設及び県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 3 国営造成施設又は県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む）の実施 (1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの (2) 1の県営造成施設は、県の実施方針に位置づけられたもの (3) 2は、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されており、法律補助にあつては地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であり、末端支配面積100ha以上（田以外は末端支配面積20ha以上） (4) 3は、県の実施方針により県知事が選定した施設 | |
| 水利施設集約再編型 | 事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定 | 農業水利施設の更新等に併せて、施設規模の変更も含めた農業水利ストックの集約・再編を行い、適正化を図る。 (1) 受益面積：100ha以上 (2) 施設計画において、単独更新と集約・再編の総費用を比較し、集約・再編を行う場合の方が、地区全体で施設の更新等に要する総費用が低減されること。 | |
| 特別型 | | | |
| 産地収益力向上型 (高収益作物導入促進型) | 事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定 | 1 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)又は(4)に掲げるものを実施するもの 2 1の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)（農作業道の変更に限る。）、(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)並びに備考欄の2の(1)及び(4)並びに4の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち1の事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの 3 国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)と併せて、産地形成促進事業を一体的に実施するもの 1 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)又は(4)に掲げるものを実施するもの 2 1の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)（農作業道の変更に限る。）、(3)、(5)、(6)、(7)及び(8)並びに備考欄の2の(1)及び(4)並びに4の事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち1の事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの 3 国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)と併せて、産地形成促進事業を一体的に実施するもの (続く) | 事業種類 1 生産基盤整備事業 (1) 農業用排水 (2) 農道 (3) 客土 (4) 暗渠排水 (5) 区画整理 (6) 除礫 (7) 農用地造成 (8) 農地保全 |

| | | | |
|----------|---------------------------------|--|--|
| 高収益作物転換型 | 事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定 | 1 生産基盤整備事業の事業種類の欄の(1)(3)(4)及び(5)に掲げるもののうち1以上を実施するもの 2 1の事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)(農作業道の変更に限る。)(6),(7)及び(8)並びに備考欄の2の(1)から(4)までの欄に掲げる事業のうち1の事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの 3 水田農業高収益化推進計画(産地推進計画)に位置付けられているもの (1) 受益面積：水田5ha以上 (2) 団地要件：1ha以上(中山間地域等においては0.5ha以上) (3) 高収益作物の作付要件について、ア及びイを満たすこと ア高収益作物の作付面積割合が5割以上であること イ高収益作物の作付面積割合が10%ポイント以上増加すること (4) 産地形成支援事業として事業費の10%を定額交付 | |
|----------|---------------------------------|--|--|

| | | | |
|-------|--|---|---------------------------|
| 簡易整備型 | | | |
| 簡易整備型 | 事業主体：市町村, 土地改良区等 国 50(55) 県 14(14) 地元 36(31) | 水管理の省力化や維持管理の低コスト化に資する簡易な農業水利施設等の整備であり、次に掲げるもの 1 農業用排水施設の新設、廃止又は変更 2 給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に付随する施設の整備 (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上 (3) 1地区当たりの受益面積が、5ha以上 | ※()は過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合 |

| | | | |
|-----------------------|--|---|------------------|
| 実施計画策定事業 | | | |
| 水利用調整事業【令和3年度まで】 | 事業主体：県,市町村,土地改良区等 国 50 県 未定 地元 未定 | 1 用水の取得・再生に係る需要調査 2 試験通水等による協議,操作管理調整 | |
| 水利用高度化推進事業【H30採択地区まで】 | 事業主体：県,市町村,土地改良区等 国 50 県 未定 地元 未定 | 1 地域用水機能増進計画の策定 2 地域用水機能増進支援活動 3 地域用水機能増進活動 4 3を補完する施設等の改修整備 | (他,細部要件は実施要領を参照) |
| 施設計画策定事業【令和2年度まで】 | 事業主体：県,市町村,土地改良区等 国 定額 | 1 実施計画策定 2 水管理方法の技術的検討 3 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究,整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備,管理マニュアルの作成 4 その他,地域の水管理上必要となる調査・計画等 (1)当該事業費が200万円以上 | |
| 機能保全計画策定事業【令和2年度まで】 | 事業主体：県,市町村,土地改良区等 国 定額 | 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定(機能保全計画の策定に必要な当該施設の機能診断を含む。) (1)末端支配面積が10ha以上 | |
| 資産評価データ整備事業【令和2年度まで】 | 事業主体：土地改良区,土地改良事業団体連合会等 国 定額 | 資産評価マニュアル等に基づく資産評価に必要なデータの整理,土地改良施設台帳の作成。 | |

5 中山間地域農業農村整備事業

| | | | |
|-------------------|-------------------------------------|--|--|
| 中山間地域農業農村整備事業(補助) | 事業主体：県,市町村 国 55 県 未定 地元 未定 | 中山間地域の特徴を生かした営農の確立のため,農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保と農業の維持・発展を図るために農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用 (1)受益面積：農業生産基盤整備 2工種以上の合計で10ha以上 (2)対象地域：3法(過疎・山村振興・特定農山村)指定地域,指定棚田地域 (3)中山間地域農業農村総合整備計画を策定していること 1 農業生産基盤整備 農業用排水路施設整備,農道整備,ほ場整備,農用地開発,農地防災,客土,暗渠排水,農用地の改良又は保全,土地基盤の再編・整序化 2 農業振興環境整備 農業集落道整備,営農飲雑用水整備,集落防災安全施設整備,用地整備,生産・販売・交流・農泊等活性化施設整備,情報基盤施設整備,農業施設新設・補強・集約・環境整備,交換分合 | |
|-------------------|-------------------------------------|--|--|

6 農村地域防災減災事業 ※本事業において、「団体」とは、市町村、土地改良区、農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものをいう。細分要件は、要領別紙を参照すること。

| | | | |
|--------------|--|---|--|
| I 調査計画事業 | | | |
| (1) 調査計画事業 | 事業主体：都道府県 又は団体（1（1） （5）の事業にあつては、都道府県又は市町村） 国 50 県 25 地元 25 | 1 農村地域防災減災総合計画等策定 （1）農村地域防災減災総合計画策定 （2）安全度評価 （3）防災情報管理システム整備計画策定 （4）地域危機管理整備計画策定 （5）地域排水機能強化計画策定 2 ため池緊急防災対策情報整備 | 要領別紙1 |
| II 整備事業 | | | |
| 1 用排水施設等整備 | | | |
| (1) 防災ダム整備事業 | 事業主体：都道府県 国 55 県 未定 地元 未定 | 1 防災ダム整備事業 洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む。）の新設又は改修及び併せ行う関連整備 | 要領別紙2 |
| | 事業主体：都道府県 又は団体 国 50 県 25 地元 25 | 2 実施計画策定等 （1）実施計画策定 （2）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 （3）施設長寿命化計画策定 ※R2年度までに採択する場合は定額 | |
| (2) ため池整備事業 | 事業主体：都道府県 （1）のうち、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 事業主体：都道府県 又は市町村 （1）のうち、耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修 【大規模事業】 国 55 県 25 地元 20 【小規模事業】 国 50 県 25 地元 25 【中山間地域】 国 55 県 22.5 地元 22.5 | 1 ため池総合整備工事 （1）地震・豪雨対策型 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備 【大規模】 ・防災重点ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であつて、ア又はイに該当し、かつウ、エの要件を満たすもの ア防災受益面積70ha以上、受益面積40ha以上 イ防災受益面積7ha以上、受益面積2ha以上、想定被害額（農外）3億円以上 ウ堤高10m以上又は貯水量10万立方m（中山間地域にあつては、おおむね5万立方m）以上のもの エ当該ため池の決壊による想定被害額1億円以上、かつ、想定被害額（農外）5,000万円以上を占め、更に、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの（中山間地域にあつては、想定被害額が5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの。） 【小規模】 ・防災重点ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であつて、次に該当するもの ア防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4,000万円以上、受益面積2ha以上 かつ イ総事業費800万円以上 ----- 【ため池緊急対策として事業を実施する場合】 ア防災受益面積7ha以上又は想定被害額（農外）4,000万円以上、かつ イ総事業費800万円以上 ----- 【農地等の洪水調節機能の発揮のための整備】 対策の対象となる農地面積が10ha以上であり、次に掲げるもの （1）対象農地の排水先にあたる排水施設の整備 （2）対象農地の排水先にあたる排水施設の一部を兼ねる農道の整備 （3）対象農地の関連整備 【耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修】 次のいずれかに該当するもの （1）大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池の改修であつて、地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条第1項に掲げる地震防災緊急事業五箇年計画に定められ、又は定められる予定があるもの （2）要領第2の2のアからエまで又はクのいずれかに該当する地域で行う事業であり、耐震化対策整備計画が策定されている事業であること。 | 要領別紙3、3-2 ※農村地域防災減災事業における中山間地域とは過疎、振興山村特定農山村に該当又は含む市町村 ※特定地域とは、地震関連の旧観測強化地域及び旧特定観測地域（龍ヶ崎市、取手市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、稲敷市、神栖市、稲敷郡（美浦村及び阿見町を除く）、つくばみらい市（旧伊奈町）、北相馬郡） |

| | | | |
|---|--|--|------------------|
| (2)ため池整備事業 | <p>事業主体：都道府県又は市町村（ため池の廃止に係るもの）</p> <p>事業主体：都道府県又は団体（ため池の廃止に係るものを除く）</p> <p>【大規模事業】 国 55 県 25 地元 20</p> <p>【小規模事業】 国 50 県 25 地元 25</p> <p>【中山間地域】 国 55 県 22.5 地元 22.5</p> | <p>1ため池総合整備工事 (2)一般整備型</p> <p>築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事</p> <p>【大規模（ため池の廃止に係るものを除く）】 ・都道府県が行うもの ※【】中山間地域 受益面積100【70】ha以上、かつ総事業費8,000【3,000】万円以上 ・ため池の水質浄化に係るもの 農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、総事業費3,500万円以上</p> <p>【小規模（ため池の廃止に係るものを除く）】 ・受益面積2ha以上、かつ総事業費800万円以上 ・ため池の水質浄化に係るもの 農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うもの、総事業費3,500万円以上 ・ため池緊急対策として実施する場合 総事業費800万円以上</p> | <p>要領別紙3、3-2</p> |
| | | <p>【ため池の廃止】 ・貯水量1,000立方m以上、総事業費800万円以上 ・ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限る。 ・機能を廃止する上で必要最低限の整備であって、次の要件のすべてに該当するものとする。 (1) 貯水量1,000立方m以上 (2) 埋立て等により土地造成がなされるときは、当該土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。 (3) 事業実施に先立ち、事業実施主体は廃止後の維持管理を行う者と、常時及び非常時の見回り方法、開削部等に異常が確認された場合の対処方法について明らかにしておくこと。 (4) 従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないもの</p> | |
| | | <p>【ため池のしゅんせつ】 ・ため池の安全性を損なわないもの ・次のいずれかの要件を満たすものとする（地域資源の有効利用の観点から、ため池のしゅんせつ土を耕土、基盤土等として利用） (1) 貯水量に対する堆砂率10%以上 (2) 流域内の山崩れ、地すべり、林地荒廃等の特殊要因による堆砂を対象とし、かつ、貯水量10万立方m以上30万立方m未満、堤高10m以上、堆砂量3万立方m以上 (3) 池敷地内の土地造成に係るもの、当該土地が公共の用に供され、かつ、その面積1,000平方m以上</p> | |
| <p>事業主体：都道府県又は団体 国 50 県 25 地元 25</p> <p>【中山間地域】 国 55 県 22.5 地元 22.5</p> | <p>1ため池総合整備工事 (3)長寿命化型</p> <p>施設長寿命化計画等に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事</p> <p>・施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積2ha以上 ・ため池緊急対策として実施する場合 施設長寿命化計画等が策定されているもの</p> | | |

| | | | |
|----------------------|---|---|-------------------|
| <p>(2)ため池整備事業</p> | <p>事業主体：都道府県</p> <p>【大規模事業】 国 55 県 未定 地元 未定</p> <p>【小規模事業】 国 50 県 未定 地元 未定</p> <p>※事業費のうち国の助成を除いた残額は都道府県及び市町村等地方公共団体の費用をもって充当するよう努める。</p> | <p>2ため池群整備工事 複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備</p> <p>【大規模事業（小規模事業の場合）】 ア防災重点ため池を含むもの イ防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもの、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるもの、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの （ア）ため池間の農業用水の調整により、洪水調節機能又は土砂流出防止機能が向上するもの （イ）ため池からの流出水量の調整により洪水調節機能が向上するもの （ウ）決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの ウため池の受益面積80（10）ha以上のもの エため池の防災受益面積200（20）ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10（1）億円以上のもの オ特例地域において行うものにあつては、エの規定にかかわらず、ため池の防災受益面積140（14）ha以上又は想定被害額（農外）の合計が7億（7,000万）円以上のもの カ及びキ（省略、小規模の場合は該当なし） ク農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの</p> | <p>要領別紙3, 3-2</p> |
| <p>(3)用排水施設等整備事業</p> | <p>事業主体：都道府県又は団体</p> <p>【大規模事業】 国 55 県 30 地元 15</p> <p>【小規模事業】 国 50（50） 県 30（25） 地元 20（25）</p> <p>【中山間地域】 国 55（55） 県 27（22.5） 地元 18（22.5）</p> <p>※（）は基幹部以外の工事</p> | <p>3実施計画策定等 （1）実施計画策定 （2）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 （3）施設長寿命化計画策定 （4）ため池群調査計画策定 ※R2年度までに採択する場合は定額</p> <p>1 湛水防除事業 （1）排水施設整備対策工事 （ア）排水施設整備工事 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う排水施設の新設又は改修 【大規模】受益面積400ha以上、総事業費5億円以上 【小規模】受益面積 30ha以上、総事業費5千万円以上</p> <p>（イ）排水管理施設整備工事 排水施設の一元管理を必要とする地域で、主として（ア）によって造成された排水施設について、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修 【大規模】受益面積1,000ha以上 【小規模】受益面積 100ha以上</p> <p>（ウ）湛水防除施設改修工事 （ア）により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更 【大規模】受益面積400ha以上、総事業費5億円以上 【小規模】受益面積 30ha以上、総事業費5千万円以上</p> <p>（2）クリーク防災機能保全対策工事 （ア）排水施設の新設、廃止又は改修 （イ）農業用道路の改修 （ウ）暗渠排水 （エ）整地 【大規模】受益面積100ha以上 【小規模】受益面積 20ha以上 市町村を単位として、次の条件のいずれかに該当する地域であること。 （ア）受益農用地に占める貯留容量を有するクリーク面積割合6.7%以上 （イ）受益農用地100ha当たり67,000立方m以上の貯留容量</p> <p>2 地盤沈下対策事業 地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備、農道の改修、客土、整地又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備 【大規模】受益面積 400ha以上 【小規模】受益面積 20ha以上</p> <p>当該農業用施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30パーセント以上のものとする。ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合を除く。 ・水源を地下水以外のものに転換する場合 ・自然的・社会的状況の変化等による機能低下を防止する場合</p> | <p>要領別紙4, 4-2</p> |

| | | | |
|---------------|--|---|-----------|
| (3)用排水施設等整備事業 | <p>事業主体：都道府県又は団体</p> <p>【大規模】 国 55 県 25 地元 20</p> <p>【小規模】 国 50 (55) 県 25 地元 25 ※()は中山間地域</p> <p>※要領別紙1の第2の2の調査又はこれに準ずる調査において、必要と認められたものであること。</p> | <p>3用排水施設整備事業</p> <p>(1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場若しくは水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>(2) 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更</p> <p>(3) 土砂崩壊防止工事又は水抜工及びこれに関連する整備</p> <p>(4) 湖岸堤防工事</p> <p>(1) (2)の事業 【大規模事業】※()は中山間地域 ア都道府県が行うもの 受益面積400 (200) ha以上、総事業費8,000 (3,000) 万円以上 イア以外が行うもの 受益面積200 (100) ha以上、総事業費8,000 (3,000) 万円以上 【小規模事業】※()は中山間地域 受益面積 20 (10) ha以上、総事業費800万円以上</p> <p>(3) (4)の事業 ア都道府県が行うもの a 湖岸堤防工事 防災受益面積20ha以上 b 土砂崩壊防止工事 防災受益面積5ha以上 (※水抜工10ha以上) イア以外が行うもの 【大規模事業】 防災受益面積200ha以上 (土砂崩壊防止工事を除く)、総事業費8,000万円以上 【小規模事業】 防災受益面積 20ha以上 (土砂崩壊防止工事を除く)、総事業費 800万円以上</p> | 要領別紙4、4-2 |
| | <p>事業主体：都道府県又は団体</p> <p>国 50 県 未定 地元 未定</p> | <p>4 鉍毒対策事業</p> <p>いおう、銅、その他農作物に有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設又は毒源処理が困難な場合における農業用排水施設の新設又は改修並びにこれに附帯する客土又は排土</p> <p>【小規模】 受益面積 20ha以上</p> | |
| | <p>事業主体：都道府県又は団体</p> <p>国 50 県 25 地元 25</p> | <p>5実施計画策定等</p> <p>(1) 実施計画策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 (3) 施設長寿命化計画策定</p> | |
| (4)農地保全整備事業 | <p>事業主体：都道府県又は団体 (1 (5), 4, 5の場合は都道府県に限る。3の場合は団体に限る)</p> <p>国 50 (45) 県 未定 地元 未定 ※()併せ行う関連工事</p> <p>4の場合 総合補助率 国 未定 県 未定 地元 未定</p> | <p>1 農地浸食防止工事 (本工事) 急傾斜地帯若しくはこれに準じる地帯又は特殊土地帯における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備</p> <p>2 本工事と併せ行う関連工事 (1) 本工事に係る排水施設と連絡する等機能上密接な関連のある排水施設の新設又は改修 (2) 農道の新設又は改修 (3) 農道の効用を兼ねる水路の新設又は改修 (4) シラス地域等保全対策工事 (5) 農村地域防災施設整備工事</p> <p>3 排除工事 4 特殊農地保全整備工事 5 農地機能保全対策工事 6 国土保全機能持続対策工事 7 特殊自然災害対策工事</p> | 要領別紙5、5-2 |
| | <p>事業主体：都道府県又は団体</p> <p>国 50 県 25 地元 25</p> | <p>8実施計画策定</p> | |
| (5)地域防災機能増進事業 | <p>事業主体：都道府県又は市町村</p> <p>国 50 県 未定 地元 未定</p> | <p>1 土地改良施設豪雨対策事業 地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、総事業費800万円以上又は防災受益面積30ha以上</p> | 要領別紙6 |

| | | | |
|---------------------|--|---|-------|
| (5) 地域防災機能増進事業 | 事業主体：都道府県 又は市町村 【大規模】 国 55 県 未定 地元 未定 | 2 土地改良施設耐震対策事業 耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次の（１）及び（２）に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの （１）大規模事業 防災受益面積400ha以上 （２）小規模事業 総事業費800万円以上又は防災受益面積30ha以上 | 要領別紙6 |
| | 【小規模】 国 50 県 未定 地元 未定 | 3 農道防災対策工事 防災対策の必要性が整理されており、かつ、次の（１）及び（２）に掲げる事業ごとに、それぞれ掲げる要件に該当するもの。 （１）大規模事業 防災受益面積400ha以上 （２）小規模事業 総事業費800万円以上又は防災受益面積30ha以上 | |
| | 事業主体：都道府県 又は市町村 国 50 県 25 地元 25 | 4 実施計画策定等 （１）実施計画策定 （２）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 | |
| (6) 農業用河川工作物等緊急対策事業 | 事業主体：都道府県 又は団体 【大規模】 国 55 県 37 地元 8 【小規模】 国 50 (50) 県 42 (32) 地元 8 (18) | 1 農業用河川工作物応急対策事業 農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。）の整備補強、撤去又は撤去に伴う整備 2 農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業 農業用道路横断工作物（高速道路、又は一般有料道路を横断する水管橋、水路橋、農道橋等）の耐震補強対策 【大規模事業】 総事業費 1 億円以上（都道府県のみ） 【小規模事業】 総事業費800万円以上 ※（）は800万円以上5千万円未満の場合 | 要領別紙7 |
| | 事業主体：都道府県 又は団体 国 50 県 25 地元 25 | 3 実施計画策定等 （１）実施計画策定 （２）耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 | |
| (7) 特定農業用管水路等特別対策事業 | 事業主体：都道府県 又は団体 国 50 (55) 県 未定 地元 未定 ※（）は中山間地域 | 1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 2 1 の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 3 石綿等が使用されている土地改良施設（農業用管水路を除く。）において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 | 要領別紙8 |
| | 事業主体：都道府県 又は団体 国 50 県 25 地元 25 | 4 実施計画策定 1～3 の事業の実施に必要な施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定 ※R2年度までに採択する場合は定額 | |
| (8) 水質保全対策事業 | 事業主体： 1, 5 の事業：都道府県又は団体 2, 3 の事業：都道府県又は市町村 【大規模】 国 55 県 未定 地元 未定 【大規模以外の事業の場合】 国 50 (55) 県 未定 地元 未定 ※（）は中山間地域 | 1 農業用排水施設整備 （１）水質汚濁等に起因する障害を除去するための農業用排水施設その他施設の 신설、廃止若しくは変更又はこれと併せて行う客土 （２）水質浄化施設整備 （３）処理施設整備 （４）併せ行う施設整備 2 水質保全施設整備 （１）水質浄化施設整備 （２）処理施設整備 （３）環境保全施設整備 （４）面源負荷抑制施設整備 （５）併せ行う施設整備 3 支援事業 4 耕土流出防止施設整備（鹿児島県、沖縄県のみ） 5 水質保全施設改修工事 | 要領別紙9 |

| | | | |
|-------------------|---|---|-----------------|
| (8)水質保全対策事業 | 事業主体：都道府県 又は団体 国 50 県 25 地元 25 | 6 実施計画策定 ※R2年度までに採択する場合は定額 | 要領別紙9 |
| (9)公害防除改良事業 | 事業主体：都道府県 又は市町村 国 40～55 県 未定 地元 未定 ※事業区分に応じて異なる。 | 事業者の事業活動によって生ずるカドミウム、いおう、銅、浮遊物質等による農用地の土壌又はかんがい用排水の汚染に起因して人の健康をそこなうおそれがある農畜産物が生産され、農作物等の生育が阻害され、又は農作業の能率が低下することを防止することにより、人の健康を保護するとともに、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ることを目的としたかんがい排水施設の整備又は農用地の土壌の汚染を除去するために行う排土・客土等の事業 | 要領別紙10, 10-2 |
| (10)地すべり対策事業 | 事業主体： 1, 2, 4, 5の事業の場合：都道府県 3の事業の場合：団体 国 50 県 未定 地元 未定 | 地すべりの防止を図るために行う地すべり防止施設の整備等 1 地すべり防止工事 2 ぼた山崩壊防止工事 3 関連事業 (1) 地すべり防止工事と直接関連し、地すべり防止の機能を果たすもの (2) 地すべりによる二次被害の増大を排除するもの (3) 地すべりによる被害を軽減することに役立つもの 4 地すべり防止施設長寿命化対策工事 5 施設長寿命化計画策定 | 要領別紙11 |
| 2 災害管理施設等整備 | | | |
| (1)農業用施設等災害管理対策事業 | 事業主体：都道府県 又は団体 国 50 (55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域 | 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 2 土地改良施設における危機管理向上施設の整備 (1) 雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備 (2) 農業用施設等の防災・減災のために必要な体制の整備及び体制等に基づいて行う行動 3 農地の防災機能増進工事 4 簡易な施設整備 5 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な整備 (1) 親水・景観保護のための施設 (2) 生態系保全のための施設 (3) 適切な利用と保全を図るための施設 (4) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水 (5) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備 (6) (4) 又は (5) と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備 (7) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備 6 特認事業 | 要領別紙12 |
| (2)農村防災施設整備事業 | 事業主体：都道府県 又は団体 国 50 (55) 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域 | 災害発生の危険が高い地域における農村防災施設等の整備 1 農村防災施設整備 (1) 緊急避難路整備 (2) 緊急避難施設整備 (3) 防火水槽整備 (4) 緊急避難施設の耐震化 (5) 情報基盤施設整備 (6) 雪崩防止施設整備 (7) 防護柵等安全設備 (8) 災害防除林 2 農業生産基盤整備 (1) 農業用排水施設整備 (2) 区画整理 (3) 農用地造成 (4) 農道整備 (5) 農用地の改良又は保全 3 農村生活維持施設整備 (1) 農業集落道路整備 (2) 営農飲雑用水施設整備 (3) 農業集落排水施設整備 (4) 農業施設等用地整備 4 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 | 要領別紙13, 13-2 |

| | | | |
|-------------------|---|---|-------------|
| (3)農業水利施設危機管理対策事業 | 事業主体：都道府県 国 50 県 未定 地元 未定 | (ア) 防災・減災，国土強靱化のための3か年緊急対策（平成30年12月14日閣議決定）に基づく対策として，非常時においても施設機能を維持するために必要な対策を実施するもの 1 農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備 2 土地改良施設の災害に係る危機管理向上のために必要な施設の整備 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であること | 要領別紙16 |
| | 事業主体：都道府県又は団体 国 50 県 未定 地元 未定 | (イ) 農業水利施設における安全対策を実施するもの 3 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備 農業水利施設の安全対策実施方針に定めた施設であり，以下の要件を全て満たすもの。1 地区当たりの事業費200万円以上 (1) 国営造成施設又は国庫補助事業によって造成された農業水利施設 (2) 過去において，事故が発生した箇所又は都道府県内で発生した事故と同様の条件下にある農業水利施設 (3) 構造上の問題（深さや傾斜，直壁等），あるいは水深等からみて，転落した場合に子供が脱出できないような農業水利施設 (4) 通学路，公園，病院，学校等に近接する農業水利施設 (5) 過去に湛水若しくは溢水が発生又は水防法（昭和24年法律第193号）第14条に定める洪水浸水想定区域等に位置する農業水利施設 (6) 避難箇所，避難経路に近接する農業水利施設 | |
| Ⅲ体制整備事業 | | | |
| (1)ため池緊急防災環境整備事業 | 事業主体： 1，2，4，5の事業の場合：都道府県又は団体 3，4（ため池の統廃合），5の事業の場合：都道府県又は市町村 1，2，3の事業 国 定額 4，5の事業 国 50（55） 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域 | ため池における不測の事態に備えるとともに，一刻も早い整備を体制整備環境整備事業を進めるために行う監視・管理体制の強化，権利関係の調整等を実施するもの 1 監視・管理体制の強化 2 緊急的な防災対策 3 地域防災上のリスク除去 4 ハード整備の着手促進 5 実施計画策定 ※1，2の事業は，R2年度までに採択する場合に限る ※5の事業は，R2年度までに採択する場合は定額 | 要領別紙14，14-2 |
| (2)ため池群管理体制整備事業 | 事業主体：都道府県又は団体 国 50（55） 県 未定 地元 未定 ※()は中山間地域 | 複数のため池を対象に行う管理体制の見直しであり，管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催，広域管理計画の策定，広域管理の試行等を実施するもの | 要領別紙15 |

| 7 汚水処理施設整備交付金 | | | |
|---------------|--|--|--|
| 農業集落排水事業 | 事業主体：県，市町村，土地改良区，農協等 国 50 (50) 県 10 (13.5) 地元 40 (36.5) ※ () は霞ヶ浦流域 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生計画の策定 ・農業振興地域であって，受益戸数20戸以上，処理人口概ね1,000人程度規模以下の集落，重金属等を含む工場排水等は対象外 ・霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。 ・公共下水道，集落排水施設，浄化槽の2以上の施設を連携して一体的に整備 ※団体営事業の県費補助分は，農業集落排水事業推進交付金として，事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する。 | |

| 8 道整備交付金 | | | |
|--------------|---------------------------------|--|--|
| 広域営農団地農道整備事業 | 事業主体：県 国 50 県 38 地元 12 | <ul style="list-style-type: none"> ・広域営農団地の基幹となるもので，受益面積概ね1,000ha以上，延長10km以上，車道幅員5m以上（振興山村，過疎地域，急傾斜地帯，特定農山村地域で300ha以上，車道幅員4m以上）のもの ・自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めるものであること | |

| 9 施設管理事業等 | | | |
|---------------------------|--|--|--|
| 基幹水利施設管理事業 | 事業主体：市町村 国 30 県 30 地元 40 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象施設：ダム，頭首工，用水機場，排水機場，排水樋門，水路であって国により管理委託とされた一定規模の施設 2 受益面積：1,000ha（地盤沈下地帯にあつては500ha）以上，畑を受益とするものにあつては300ha（地盤沈下地帯にあつては100ha）以上 3 非農地率：1割以上 | |
| 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型） | 事業主体：県，市町村 国 50 県 20 地元 30 | 国営造成施設及びこれを一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図るために行う | |
| 国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型） | 事業主体：土地改良区 国 60 県 20 地元 20 | 国営事業完了予定地区において，施設管理者に水管理施設を管理運用するための技術を習得させ，操作体制の整備を図る | |
| 基幹水利施設管理技術者育成支援事業 | 事業主体：土地改良区連合会 国 30 県 30 地元 40 | 土地改良区等への施設管理技術者を対象に，土地改良施設の適正な機能確保，管理の効率化及び施設の予防的な保全対策に関する管理技術・専門知識等の研修を行う事業 | |
| 土地改良施設維持管理適正化事業 | 事業主体：土地改良区等 国 30 県 30 地元 40※ | <ol style="list-style-type: none"> 1 団体営規模以上の事業により造成された土地改良施設 2 1施設当たりの事業費が200万円以上の整備補修等 ※地元負担金については， <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良区等は事業費の30%を5年間で県土連を通して全土連に拠出 ・全土連は国30%と県30%の補助金と併せて90%の資金を造成 ・土地改良区等は施行年度に10%を負担し交付される90%と併せて実施 | |

| 10 災害・災害復旧関連事業 | | | |
|----------------|--|--|---------------------|
| 農地災害 | 事業主体：県，市町村，土地改良区等 国 50 県 25 (0) 地元 25 (50) | 豪雨，洪水等により被害を受けた農地の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの | ※負担割合欄の () は団体営の場合 |
| 農業用施設災害 | 事業主体：県，市町村，土地改良区等 国 65 県 25 (0) 地元 10 (35) | 豪雨，洪水等により被害を受けた農業用施設の復旧で1ヶ所の工事費が40万円以上のもの | ※負担割合欄の () は団体営の場合 |
| 農業用施設災害関連事業 | 事業主体：市町村，土地改良区等 国 50 県 0 地元 50 | 災害復旧事業だけでは将来復旧施設が再度災害を被むるおそれがある場合に，再度災害を防止するため被災施設及び関連するぜい弱な未被災施設等の補強等を災害復旧事業に併せて行う事業等 | |

| 1 1 その他国補事業 | | | |
|--------------------|--|--|---|
| 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | | |
| | 事業主体：市町村，土地改良区等 | <p>農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか，水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組，施設の機能低下による災害のおそれが生じている箇所において，その機能を回復するとともに，被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施</p> <p>1 長寿命化・防災減災計画を作成していること 2 長寿命化対策又は防災減災対策を実施する場合には，1に加え，以下の要件を全て満たすこと (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上 (2) 交付対象事業1地区当たりの受益者数が農業者2者以上 (3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内 3 ソフト対策を実施する場合には，1に加え，交付対象事業1地区当たりの事業工期が1か年以内であること</p> | <p>※交付対象事業毎の事業内容及び実施要件は要綱・要領を参照のこと。</p> <p>※負担割合の欄の（ ）は過疎地域，山村振興，特定農山村地域の場合</p> |
| 長寿命化対策 | <p>ア 国 50 (55) 県 14 (14) 地元 36 (31)</p> <p>イ～オ 国 定額 ※</p> | <p>(1)長寿命化対策 長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備</p> <p>ア 水利施設整備 イ 機能保全計画策定等 ウ 実施計画策定 エ 水利用調査・調整 オ 耐震性点検・調査</p> | ※上限1,000万円/地区 |
| 防災減災対策 | <p>ア～ケ 国 50 県 ※ 地元 ※ ※農村地域防災減災事業に準じる</p> <p>コ～シ 国 定額 ※</p> | <p>(1)自然災害等対策 自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備</p> <p>ア ため池整備 イ 湛水防除 ウ 地盤沈下対策 エ オ 農業用排水施設整備 カ キ 土砂崩壊防止 ク ケ 特定農業用管路等特別対策 コ サ シ 農業用河川工作物応急対策 ク ケ 水質保全対策 コ ケ 利活用保全 コ ケ 機能保全計画策定等 サ シ 実施計画策定 シ シ 耐震性点検・調査</p> | ※上限1,000万円/地区。ただし、シ（ため池）の場合は3,000万円/地区 |
| | <p>ア～ケ 国 50 県 未定 地元 未定</p> | <p>(2)危機管理対策 防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備</p> <p>ア 危機管理システム等整備 イ 安全確保対策</p> | |
| | <p>ア 国 50 県 未定 地元 未定</p> <p>イ～ウ 国 定額 ※</p> | <p>(3)ため池防災環境整備 ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備</p> <p>ア 緊急的な防災対策 イ 地域防災上のリスク除去 ウ ハード整備の着手促進 ※R2年度までに採択する場合は定額</p> | <p>※イ 堤高に応じ上限1,000万～3,000万円</p> <p>※ウ 上限500万/地区</p> |
| ため池の保全・避難対策 | <p>ア～ウ 国 50 県 未定 地元 未定</p> | <p>(1)ため池の保全・避難対策 緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策</p> <p>ア ハザードマップ作成 イ 監視・管理体制の強化 ウ 減災対策の実施 ※R2年度までに採択する場合は定額</p> | |
| 土地改良施設突発事故復旧事業 | | | |
| 土地改良施設突発事故復旧事業(補助) | <p>事業主体：県，市町村，土地改良区等</p> <p>国 50 (55) 県 21 (21) 地元 29 (24)</p> | <p>法第2条第2項に規定する土地改良施設において突発事故被害が発生し，機能が低下又は喪失した場合に行う（ただし，突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧は対象外）</p> <p>(1)末端支配面積：20ha（中山間地域は10ha）以上 (2)事業費：1箇所当たり200万円以上 (3)適切に保全管理されている土地改良施設として，以下の要件を全て満たすこと（ただし，竣工後10年を経過しない施設等は除く） ア 維持管理事業計画等に基づいた管理 イ 機能保全計画等を定め，計画に基づいて対策や施設監視</p> <p>1 現地仮復旧 2 機能回復を行う復旧工事 3 緊急応急工事</p> | ※負担割合欄の（ ）は過疎地域，山村振興，特定農山村地域の場合 |

| 耕作条件改善事業 | | | |
|-----------------------------|--|---|--|
| <p>農地耕作条件改善事業 (非公共)</p> | <p>事業主体：市町村、土地改良区、中間管理機構、農業法人等</p> <p>定率助成 国50 (55) 県14 (14) 地元36 (31)</p> <p>定額助成 国 事業種類による</p> | <p>農地中間管理機構による担い手への農地集積と農業の高付加価値化等を推進するためのきめ細かな耕作条件の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費：200万円以上 ・受益者数：2者以上 ・実施地域：農地中間管理事業の重点実施区域もしくは重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる地域 ・作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること(高収益作物転換型の場合) <p>1 地域内農地集積型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定額助成 <p>区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設、客土、除礫、更新整備(用排水路、農作業道)、条件改善推進費</p> <p>※中心経営体に集約化(面的集積)する農地については、定額助成単価に加算有り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定率助成 <p>農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、管理省力化支援、品質向上支援、営農環境整備支援、条件改善促進支援、指導</p> <p>2 農地集積促進型</p> <ul style="list-style-type: none"> ○面的整備の場合、事業対象農地は、1ha以上(中山間等は0.5ha)以上の連担化した農地であること ○総事業費が1,000万円以上の県営事業であること。 ○目標年度までに、①担い手への農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積され、また、②担い手への農地集団化率が向上し、概ね8割以上となること <p>3 高収益作物転換型農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合に、計画策定から営農定着に必要な取り組みをハードとソフトを組み合わせ一括支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定額助成 1 地域内農地集積型と同様、高収益作物転換推進費 ○定率助成 1 地域内農地集積型と同様、高収益作物導入支援 | <p>※()は過疎地域、山村振興、特定農山村地域の場合</p> |
| <p>高収益畑作モデル基盤整備事業</p> | <p>事業主体：県</p> <p>国50 県40 地元10</p> | <p>高収益な畑作営農を实践する担い手の経営戦略に早期に対応できる基盤を整備するため、小区画を大区画にする簡易な畑地基盤整備をモデル的に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営かんがい排水事業受益地内の畑地 ・10ha未満/地区 ・農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)の要件 ・事業実施年度から起算して5年間以上高収益作物を耕作すること ・全体面積に占める高収益作物作付面積割合が5パーセントポイント以上増加、かつ面積割合が10%以上 ・農地の貸借は農地中間管理事業及び利用権設定 <p>1 農業用排水施設(農業用水施設)</p> <p>2 区画整理(換地を伴わない)</p> | <p>県事業(令和4年度まで)</p> |
| <p>畑地かんがい推進モデルほ場設置事業</p> | <p>事業主体：県</p> <p>国50 県50</p> | <p>基幹かんがい施設の整備の進捗に合わせた末端施設整備の円滑な推進と、多様化・高度化した土地及び水利用技術、作物栽培管理技術等とその普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国営かんがい排水事業の受益地内の地域であること ・畑地かんがい技術の確立及びその啓発普及のモデルとなりうる地域であること <p>1 モデルほ場設置</p> <p>農業用排水施設、整地工、農道、土層改良、暗渠排水等の新設、廃止又は変更</p> <p>2 かんがい技術試験</p> <p>土壌水分測定、気象観測等の調査測定用器具の設置及び調査測定試験</p> | <p>県事業名：畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業費(令和4年度まで)</p> |

1 2 農山漁村地域整備交付金

農地整備

農地整備事業

| | | |
|--------|--|---|
| 経営体育成型 | (各事業メニューの負担割合、採択要件等は農業競争力強化農地整備事業の同一メニューを参照) ・経営体育成型、中山間地域型においては、事業完了時に「担い手農地利用集積率」が以下のとおり増加すること。 | |
| 耕作放棄地型 | (1)20%未満 → 30%以上となること (2)20%～50% → 10%ポイント以上増加すること 等 | |
| 通作条件整備 | 事業主体：県 国 50 県 未定 地元 未定 | 1 基幹農道整備 (1) 一般型 ・受益面積が50ha以上で総事業費1億円以上、車道幅員4.0m以上 ・自動車交通量のうち農業に係るものが過半を占めていること (2) 保全対策型：受益面積が50ha以上で総事業費3,000万円以上 ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること 2 一般農道整備 (1) 一般型・受益面積50ha以上で総事業費5,000万円以上、全幅4.5m以上 (2) 保全対策型・受益面積が50ha以上で総事業費3,000万円以上 ・個別施設毎の具体の対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されていること |

農業基盤整備促進事業 (各事業メニューの負担割合、採択要件等は農業競争力強化農地整備事業の同一メニューを参照)

実施計画策定事業

| | | |
|--------|------------------------------------|---|
| 実施計画策定 | 事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 | 土地改良法に基づいて実施する県営事業又は団体営事業（市町村営事業、土地改良区営事業）のための実施計画策定。 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土又は暗渠排水事業の予定地区が対象。実施期間は、1年以内。 |
| | 事業主体：市町村等 国 50 県 10 地元 40 | |

水利施設整備

水利施設等整備事業

| | |
|-------------|---|
| 基幹水利施設整備型 | (各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照) |
| 農業用水再編対策型 | |
| 排水対策特別型 | |
| 基幹水利施設保全型 | |
| 地域農業水利施設保全型 | |

水利施設等整備事業のうち畑地帯総合整備型

| | |
|-----------|---|
| 畑地帯担い手育成型 | (各事業メニューの負担割合、採択要件等は水利施設等保全高度化事業の同一メニューを参照) ・農業農村活性化計画において担い手の経営面積が事業完了時に一定要件以上になること |
| 畑地帯担い手支援型 | |

広域農業用水適正管理対策事業

| | | |
|----------------|--|---|
| 広域農業用水適正管理対策事業 | 事業主体：県、市町村、土地改良区等 国 58 県 26 地元 16 | 国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業水利施設のうち、当該事業完了後の関連事業が完了しない等のため残存しているもの（頭首工、水門、樋管、樋門等）で、農業用水管理又は河川管理上支障を及ぼすおそれのある農業水利施設の撤去 ・国庫補助率：従前の国営土地改良事業完了時の国庫補助率 |
|----------------|--|---|

| 農地防災【農地防災事業】 | | | |
|--|--|---|---|
| 防災ダム事業 | | | |
| 防災ため池工事 | (各事業メニューの負担割合, 採択要件等は農村地域防災減災事業の同一メニューを参照) | | |
| 地震対策防災ため池工事 | | | |
| ため池等整備事業 | | | |
| ため池整備工事 | (各事業メニューの負担割合, 採択要件等は農村地域防災減災事業の同一メニューを参照) | | |
| 用排水施設整備工事 | | | |
| 湛水防除事業 | | | |
| (各事業メニューの負担割合, 採択要件等は農村地域防災減災事業の同一メニューを参照) | | | |
| 地盤沈下対策事業 | | | |
| (各事業メニューの負担割合, 採択要件等は農村地域防災減災事業の同一メニューを参照) | | | |
| 農業用河川工作物応急対策事業 | | | |
| (各事業メニューの負担割合, 採択要件等は農村地域防災減災事業の同一メニューを参照) | | | |
| 農村整備 | | | |
| 農村集落基盤再編・整備事業 | | | |
| 集落基盤再編事業 | 事業主体：県、市町村、土地改良区等 | 農村振興基本計画に即して作成される農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき実施される事業。 ア 農業生産基盤整備事業と農村生活環境整備事業を一体的に実施する事業 イ 農村生活環境基盤整備事業のみを行う事業（一部事業を除く） ※県営農村振興総合整備事業の補助率は、国50、県25、地元25（県15、地元35） ※むらづくり総合整備事業の補助率は、国50、県20、地元30（県15、地元35） ※農村空間整備事業の補助率は、国50、県25、地元25 ※農村交流基盤整備事業の補助率は、国50、県25、地元25 ※補助率の（）はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用 | 1 農業生産基盤整備事業（農業用排水・農道整備・ほ場整備・農用地開発・農地防災・客土・暗渠排水・農用地の改良又は保全） 2 農村生活環境整備事業（農業用排水・集排・防災安全施設・用地整備・活性化施設・活動拠点施設・集落環境管理施設・交流施設・情報基盤施設・市民農園・生態系保全施設・地域資源利活用施設・施設補強・施設環境整備・歴史的施設保全・施設集約・交換分合・集落土地基盤整備） |
| | 国 50 県 15～25 地元 35～25 | | |
| 中山間地域総合整備事業 【集落型】 (一般型) | 事業主体：県 | 農業生産基盤及び農村生活環境等の一体的整備を実施するもの。 過疎地域、山村振興、特定農山村の指定市町村又は準じる市町村であって、事業計画が農村振興基本計画等に即した内容であること。農業生産基盤整備事業（2工種以上）並びに農村生活環境整備事業を実施し、農業生産基盤整備事業の受益面積の合計が60ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は20ha以上） ※（）はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用 | |
| | 国 55 県 30(25) 地元 15(20) | | |
| 中山間地域総合整備事業 【集落型】 (生産基盤型) | 事業主体：市町村 | 農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね20ha以上（林野率75%以上かつ主傾斜1/20以上の農用地が50%以上は概ね10ha以上） ※（）はH17年度以降新規採択地区で農業生産基盤整備以外の工種に適用 | |
| | 国 55 県 20(15) 地元 25(30) | | |
| 中山間地域総合整備事業 【集落型】 (生活環境型) | 事業主体：県 | 事業対象地域を中心とした活性化の基本方向、土地状況に応じた整備の基本方向及び活性化の推進方策についての構想を策定。 ほ場整備又はほ場整備と併せてその他の農業生産基盤整備事業を実施するもの。生産基盤にかかる受益面積が20ha以上（ほ場整備10ha以上を含む） | |
| | 国 55 県 30 地元 15 | | |
| 中山間地域総合整備事業 【広域連携型】 | 事業主体：市町村 | ほ場整備にかかる受益面積が概ね10ha以上 | |
| | 国 55 県 20 地元 25 | | |
| 実施計画策定 | 事業主体：県 | 農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの | |
| | 国 55 県 未定 地元 未定 | | |
| 実施計画策定 | 事業主体：市町村 | 市町村全域から複数市町村に及び広域的な地域からなり、農業生産基盤整備事業及び農村生活環境整備事業を一体的に行うものであり、2以上の農業生産基盤整備事業を実施。農村生活環境整備事業（一部事業を除く）及び特認事業のうち2以上の事業を行うもの。農業生産基盤整備事業の2以上の受益面積の合計が概ね60ha以上 | |
| | 国 55 県 未定 地元 未定 | | |
| 実施計画策定 | 事業主体：県 | 農業生産基盤のみ又は農業生産基盤及び農村生活環境の再編・整備の実施に際し、計画を策定する事業（実施期間は1年以内） | |
| | 国 55 県 未定 地元 未定 | | |

| | | | |
|----------|---|--|--|
| 農業集落排水事業 | | | |
| 農業集落排水事業 | 事業主体：市町村等 国 50 県 10(13.5) 地元 40(36.5) ()は霞ヶ浦流域 | ・受益戸数20戸以上、処理人口概ね1,000人程度規模以下、重金属等を含む工場排水等は対象外 ・霞ヶ浦流域とは「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」適用地域 ・農業集落排水資源循環促進計画が策定されていること。改築の場合は対象 ・事業費が200万円以上、供用開始後7年以上 ・機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた「最適整備構想」が策定されていること ※県費補助分は、農業集落排水事業推進交付金として、事業実施翌年度から5ヶ年間で交付する | |
| 農道整備事業 | | | |
| 農道整備事業 | 事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 | 1 基幹農道整備事業 2 一般農道整備事業 交付要件：平成21年度以前に採択され着手していること。 ※基幹農道の補助率は、国9/18、県5/18、地元4/18 | |

1 3 農山漁村振興交付金（うち農山漁村活性化整備対策）

| | | | |
|------------------|---|--|--|
| | | 農山漁村における定住や地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律」に基づき、県又は市町村が創意工夫を活かした活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的支援する 1 地域の目指す姿を数値目標の形で明確化する「活性化計画」を策定すること 2 個別メニューごとの要件を満たしていること | |
| 生産基盤及び施設の整備（その他） | 事業主体：県、市町村、一部事務組合、農協等 国 50～55 生産基盤 県 10～25 | 農林漁業の振興その他就業機会の増大地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備や多様な地域産業の振興に必要な施設等の整備への支援 1 基盤整備 連絡農道、林道・作業道 2 生産機械施設 新規作物導入支援施設、育苗施設、農林水産物運搬施設、営農飲雑用水施設、高生産性農業用機械施設、農業経営改善安定機械施設、農林業基盤整備用機械、林業機械施設、特用林産物生産施設、種苗生産・蓄養殖施設 3 処理加工・集出荷貯蔵施設 農林水産物処理加工施設、乾燥調整貯蔵施設、農林水産物集出荷貯蔵施設 4 新規就業者技術習得管理施設 新規就農者技術習得管理施設、林業技術研修施設 | |

1 4 県単土地改良事業

県単土地改良事業

| | | | |
|-------------------------|--|--|--|
| 農業生産基盤整備事業 (一般地帯型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 37.5(42.5) 地元 62.5(57.5) | 一般地帯で行う事業で、受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha）、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は事業完了後に転作が行われるもので、受益面積が1～20haまでのもの 水田の区画整理が伴う場合の負担割合は、県40%（45%）、地元60%（55%） | 事業種目 1 かんがい排水 2 ほ場整備 3 暗渠排水 4 客土 5 農道整備 6 農地保全 7 特認事業 |
| (山間急傾斜地帯型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 47.5(52.5) 地元 52.5(47.5) | 山間急傾斜地帯指定地域（以下「指定区域」という）で行う事業で、受益面積が1ha～20ha、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は事業完了後に転作が行われるもの 水田の区画整理が伴う場合の負担割合は、県50%（55%）、地元50%（45%） | |
| (畑地基盤対策特別パイロット型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 40 地元 60 | 受益面積が概ね20ha以下で畑地率が50%以上、事業費20万円以上のもので、次のうちいずれかに該当すること 1 受益面積のうち15%以上の農地の流動化計画のある地区 2 畑地かんがいによるブロックローテーションの営農計画がある地区 | |
| (地域水田緊急整備型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5) | 同一集落内で2工種以上を整備する事業で、受益面積が5ha～20ha（山間部では3ha～20ha、指定地域では1ha～20ha）、事業費20万円以上のもの 対象工種：農業用排水施設、暗渠排水（浅層・補助暗渠を含む）、畦畔除去等、客土、土壌改良 ※負担割合欄の（）は指定区域で実施する場合 | |
| (土地改良施設緊急整備補修型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 25 地元 75 | 災害以外の原因により機能が損なわれ、早急に対応する必要がある土地改良施設の補修を行う事業で、事業費が20万円以上のもの | |
| (ため池整備型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 50 地元 50 | 堤とう及びその附属施設の改良、池敷の改良又は拡張、その他貯水量を増大させるために必要な施設の新設又は改良を行う事業で、事業費が20万円以上のもの | |
| (用水障害対策型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 50(2/3) 地元 50(1/3) | 農業用水に障害をきたし、かんがい施設の新設・改良を行う事業で、事業費が10万円以上のもの次の要因によるもの 1 河床の変動 2 水質汚濁 ※負担割合欄の（）は、1の要因が人為的な場合 | |
| (防災安全施設型) | 事業主体：市町村、土地改良区、土地改良区連合、農協等 県 50 地元 50 | 土地改良施設での転落事故等の未然防止を図るために行う事業で、事業費が20万円以上のもの 1 土地改良事業により造成された施設のうち、安全の確保を目的として行う更新、補修又は改修 2 現行の基準に照らして整備が必要となる安全施設の新設 | |
| (防災減災施設型) | 事業主体：市町村、土地改良区等 県 50 地元 50 | 湛水防除施設の小規模な補修や耐震化対策を実施し、施設の安定的な機能発揮及び長寿命化対策を行う事業 1 湛水防除事業により造成された施設について、災害発生の際においても、その機能が発揮されるようにすることを主たる目的として行う、小規模な更新又は補修及び耐震化対策等を行う事業であり、事業費が20万以上かつ5,000万円以下のもの | |
| 農村環境整備事業 (生活関連農道整備型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 37.5(47.5) 地元 62.5(52.5) | 集落間や集落と公共施設を結ぶ、受益面積10ha未満、延長1.0km以下、幅員4m以上の農道の整備、既設農道（幅員4m以上）に設置する歩道（幅員1.5m～2.0m）を整備する事業で、事業費20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は指定区域で実施する場合 | 休止中 |
| (集落水辺環境保全整備型) | 事業主体：市町村、土地改良区、農協、共同施行等 県 50 地元 50 | ため池・農業用排水路等の施設を利用した親水護岸等の設備及び水質浄化施設の整備を行う事業で、受益面積3ha以上、事業費20万円以上のもの | 休止中 |

| | | | |
|-----------------|--|--|-------------------------------|
| (農業集落排水整備型) | 事業主体：市町村， 土地改良区，農協，共同施行等 県 50 (55) 地元 50 (45) | 農業振興地域内で行う，し尿，生活雑排水処理施設の整備を行う事業で，受益個数20戸未満，事業量20万円以上のもの ※負担割合欄の（）は霞ヶ浦地域内で実施する場合 | 休止中 |
| (茨城グリーン道路景観形成型) | 事業主体：市町村， 土地改良区，農協，共同施行等 県 50 市町村 50 | 広域営農団地農道整備事業により整備された農道の道路用地内の景観形成を図り，植栽及び沿線に設置する駐車場等の施設用地造成を行う事業で，事業費20万円以上のもの | 休止中 |
| 農業水利施設強化促進事業 | | | |
| 施設監視支援 | 事業主体：県 県 100 | 受益面積20ha以上の県営造成施設を対象として行う事業で，県内全域の農業水利施設の強化に資すること ・施設監視マニュアル等技術指針の作成 ・監視箇所を選定や監視方法，監視効果の検証方法をまとめた図書類の作成 ・管理体制強化に要する技術体系の構築に資する各種調査，研修等 | (事業成果が県内局所地域に限られる場合は採択不可) |
| 保全管理強化 | 事業主体：県，市町村，土地改良区 県 75 地元 25 | 受益面積20ha以上の県営造成施設を対象とし，機能診断や機能保全対策，管理台帳整備，水利用再編検討・調査等を行う事業で，以下のいずれかの要件に該当すること (事業主体：県) ・受益面積20ha以上の県営事業を実施中又は，完了後まもない県営造成施設であること。ただし事業主体を県とする機能診断，機能保全対策の実施については，個別施設計画が策定済みであり，且つ，県営事業を実施中に限る。 (事業主体：市町村，土地改良区) ・受益面積100ha以上且つ個別施設計画が策定済みの県営造成施設であること | (区分) 機能診断機能保全対策管理台帳整備水利用再編 |
| ふるさと農道整備事業 | 事業主体：県 県 70 (うち起債90%) 地元 30 | 集落間又は集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設，改良等の事業で，次の要件を全て満たす事業 ・受益面積50ha(過疎・山振地帯30ha)以上，全幅4m以上，総事業費6千万円以上。 | |
| 中山間地域農業基盤整備促進事業 | 事業主体：市町村，土地改良区，農協，共同施行 県 62.5 地元 37.5 | 生産条件が不利な中山間地域において，水田から畑地への転換のために行う簡易な基盤整備 ・1ha未満の農地で，2名以上の地権者がいること。 ・中山間地域等直接支払制度の対象地域 ・畦畔除去，暗渠排水，客土，用排水路，進入路，電柵等を対象 | |
| 水田畑地化推進事業 | | | |
| 畑地化基盤整備事業 | 事業主体：市町村，土地改良区，農協，農業法人等 県 62.5 地元 37.5 | 内容：用排水施設整備，暗渠排水，客土，畦畔除去等の基盤整備 要件：水田受益面積1ha以上20ha未満かつ畑地化面積1ha以上 (中山間地域は，0.5ha以上10ha未満かつ畑地化面積0.5ha以上) | |
| 畑地化調査・調整事業 | 事業主体：市町村，土地改良区，農協，農業法人等 県 50 地元 50 | 内容：営農計画の策定費用，営農意向調査，土壌診断，地下水調査，作付実証は，栽培技術の指導，市場調査等 要件：畑地化基盤整備事業と一体となって実施 | 令和4年度まで |
| 畑地化指導事業 | 事業主体：県 県 100 | 内容：県が行う啓発普及，実証試験，効果検証 要件：高収益作物導入に資するために必要な事業内容であること | |

| 15 農地集積関連 | | | |
|--------------------------|---|---|---|
| 経営体育成関連 流動化促進事業 | | <p>対象事業完了までに農地の集積等の一定条件を達成又は達成見込みのある場合において、受益者等に対して助成・支援を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「農業経営高度化計画」の作成 ・高度経営体が1以上育成されること 適用：経営体育成（H22年度新規まで），畑総（H22年度新規まで） ・認定農業者の育成：事業完了時に次の1，2のいずれかを満たすこと※1 1 認定農業者の全農家戸数に占める割合が目標以上 2 認定農業者が30%以上増加すること 適用：経営体育成（H16，17年度採択），畑総（H22新規まで） ・集積対象者（担い手）への農地集積※2 事業完了時に担い手農地利用集積率が以下のとおり増加すること 1 担い手農地利用集積率20%未満→30%以上へ 2 担い手農地利用集積率20～50%未満→10ポイント以上増加等 適用：経営体育成（H16，17年度採択），畑総（H22新規まで） ・上記※1又は※2のいずれかを満たすこと 適用：畑総（H23年度以降） <p>※H15年度新規地区は事業完了時に以下の要件（1かつ2）を適用 1 担い手農地利用集積率を25%以上 2 担い手農地集積増加率を20%以上 ※H14年度新規地区までは以下の要件を適用 1 担い手農地集積増加率を20%以上</p> | <p>経営体育成基盤整備事業， 県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）に限る。</p> <p>※国事業名： 農業経営高度化支援事業</p> |
| 土地利用調整事業 （土地利用調整指導事業） | <p>事業主体：県 国 50（100） 県 50（0）</p> | <p>土地利用調整及び農地の利用集積を推進するため県が行う指導事業</p> | <p>※国事業名： 高度土地利用調整事業（指導事業），耕作放棄地解消支援事業（指導事業）</p> |
| 土地利用調整事業 （土地利用調整推進事業） | <p>事業主体：市町村等 国 50（100） 県 25（0） 市町村 25（0）</p> | <p>市町村等が自主的に土地利用調整活動等を行う推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハード事業完了後に行う場合は，以下の条件を満たすこと（一般型） 高度経営体の経営等農用地の面積割合が完了時から5%ポイント以上増加（面的集積型） 集積団地要件を満たす面積割合が完了時から3.5%ポイント以上増加 | <p>※国事業名： 高度土地利用調整事業（調査・調整事業），耕作放棄地解消支援事業（調査・調整事業）</p> |
| 高生産性農業 集積促進事業 | <p>事業主体：市町村 国 50 県 2/6 市町村 1/6</p> | <p>高度経営体への一定の集積増加を達成した地区に対して，総事業費の一定割合を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度までに下記要件を満たしている場合に助成。 ・高度経営体集積向上率が20%以上25%未満の場合，総事業費の2%を限度とする等（耕作放棄地）担い手に面的に集積される耕作放棄地の面積割合に応じて一定割合を助成。 | <p>※国事業名： 農業経営高度化促進事業</p> |
| 耕地利用高度化 推進事業 | <p>事業主体：市町村 国 50 県 2/6 市町村 1/6</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平，暗渠の維持管理，（耕作放棄地活用のための条件整備活動）その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動 ・生産基盤整備事業等の完了後の作物別の作付面積，単収・単価等の調査（耕作放棄地型は除く。） ・ハード事業の総事業費の2%を限度とする | <p>※国事業名： 耕地利用高度化推進事業，耕作放棄地活用推進事業</p> |
| 農地集積基盤整備 推進事業 | <p>事業主体：市町村 貸し手のハード事業の 分担金に対し 県 55 市町村 25 貸し手 20※</p> | <p>経営体への農地の利用集積を推進するため，貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象事業 経営体，畑総 ・受益面積 経営体：概ね40ha以上，畑総：概ね20ha以上 ・経営体の経営面積率 地区における全ての農業経営等面積の総和が目標年度（採択から概ね5年）までに，経営体：概ね40%以上，畑総：概ね20%以上 ・大区画化率（経営体） 受益面積の大区画化率が土地改良事業完了時に概ね50%以上 ・流動化率（畑総） 受益面積の流動化率が土地改良事業完了時に概ね20%以上 ・補助対象額はハード事業費の10%以内 <p>※ただし，負担率は， H18～H20まで採択地区 県：60%，市町村：20%，貸し手：20% H15～H17まで新規地区 県：70%，市町村：20%，貸し手：10% H14 まで新規地区 県：75%，市町村：25%</p> | |
| 担い手育成農地集積事業 | <p>事業主体：日本政策 金融公庫</p> | <p>対象となるハード事業の農家負担分の5/6（ただし，農家負担率が12%を越える場合には，年度事業費の10%以内）を限度として無利子資金を融資</p> | |

1 6 地元負担金軽減

| 農家負担金軽減支援対策事業費 | | | |
|--------------------|------------------------------------|---|--|
| 土地改良負担金償還平準化事業 | 事業主体：土地改良事業団体連合会 県 50 連合会 50 | H5年度までに採択された、土地改良法等に基づく事業の負担金を対象として、下記事業の要件に該当するもの（借り換えによりピーク時年償還額を平準化目標額まで軽減） ・採択要件：（認定はH16年度まで） 1 農産物自由化作目作付率1/3以上等 2 合算ピーク時年償還額3万円以上/10a等（農産物自由化特認：1万円以上/10a等） | |
| 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業 | 事業主体：土地改良事業団体連合会 連合会 100 | H6年度以降に採択された土地改良法等に基づく事業等の負担金を対象として下記事業の要件に該当するものにおいて、土地改良区等に対して農家負担金の5/6相当額の無利子貸付けを行う ・事業認定後5年以内に担い手への農地利用集積率が一定割合以上増加することが見込まれること等（認定期間：平成19年度～） | |
| 経営安定対策基盤整備緊急支援事業 | 事業主体：土地改良事業団体連合会 連合会 100 | 負担金償還の負担軽減を図るため、採択要件を満たす地域に対して、償還金利子相当額の助成を行う ・助成期間：H21～H32年度（採択申請はH21～H27年度） ・交付先：土地改良区等 ・採択要件： 1 担い手への農地集積率、面的集積率又は担い手者数が一定割合以上増加することが見込まれること 2 農家負担率が一定割合以上又は償還額が一定額以上あること 3 人・農地プランを作成していること又は作成することが確実と見込まれること | |

1 7 計画調査費関連

| 土地改良施行予定地区計画調査費 | | | |
|-----------------|--|--|--|
| 計画調査 | 事業主体：県 県 50 地元 50 | 県営土地改良事業（かんがい排水、畑総、経営体、防災、農道、その他）施行予定地区に係る計画調査。（経営体、畑地整備等にあつては換地の事前調査を含む。） | |
| 実施計画策定 | 事業主体：県 国 50 県 25 地元 25 | 県営土地改良事業のうち経営体、畑総、又は防災事業の施行予定地区にかかわる計画調査。（参照：農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型）、農村地域防災減災事業、農山漁村地域整備交付金） | |
| 田園環境整備計画策定 | 事業主体：県 県 1/3 地元 2/3 | 環境に配慮した事業計画を策定するための施行予定地区にかかわる生態系等の調査等。 | |
| 産地育成畑地整備促進事業 | 事業主体：県 県 3/4 地元 1/4 | 畑地帯総合整備事業の啓発地区において基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る | |
| 団体営調査設計事業 | 事業主体：県 国 50 県 10 地元 40 | 団体営事業新規地区のとりまとめに要する経費の補助。農山交の実施計画策定事業により実施。 | |
| 農業集落排水事業（調査） | 事業主体：市町村等 国 50（定額） 地元 50（－） | 1 農業集落排水施設の整備又は改築に必要な調査等に要する経費の補助 2 農業集落排水施設の機能診断調査及び最適整備構想策定に要する経費の補助 ※（ ）は 2 の事業内容に適用 | |
| 県単土地改良事業調査設計事業 | 事業主体：土地改良連合会等 県 50 地元 50 | 県単土地改良事業の調査設計 ・事業費：10 万円以上 | |
| 換地設計事業費 | 事業主体：土地改良区、市町村、土地改良事業団体連合会等 国 50 県 未定 地元 未定 | 換地計画を要する団体営事業が行われる予定地区の事前調査であつて、概ね20ha以上。農業競争力強化農地整備事業の経営体育成促進換地等調整事業により実施。 ※以前の国補助率における負担割合は、国40%、県10%、地元50% | |

(3) 農業基盤整備資金等

1 農業基盤整備資金の概要

農業基盤整備資金は、農業の生産力の増大及び生産性の向上を図るためのかんがい排水、ほ場整備、農道、農地造成などの農業生産基盤の整備開発を行う事業の推進や、農業集落排水施設の整備など生産基盤と一体として行う生活環境基盤の改善を図るための資金である。

(1) 融資対象となる事業

① 改良・造成事業

農地・牧野改良・造成事業及び災害復旧事業が融資対象となる。

| 主たる事業種類 | 事業内容 |
|----------|---|
| かんがい排水 | ・頭首工(井堰)、ため池、農業用排水施設、水路、温水施設等(併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。しゅんせつ船等の取得 |
| 畑地かんがい | ・畑地かんがい施設(スプリンクラーの立ち上がり、ヘッドを含む。)の新設・改良 |
| ほ場整備 | ・区画整理、かんがい排水施設、客土、暗渠排水、農道等の工種を総合的に実施する事業 |
| 暗渠排水 | ・完全暗渠(土管の埋設)、簡易暗渠(朶木、竹、木材、石れきの埋設)、弾丸暗渠(地下穿孔機牽引する方法)等の新設 |
| 客土 | ・搬入客土、流水客土、ポンプ客土 |
| 農道 | ・農道(単独舗装や併せ行う安全施設等の設置を含む。)の新設・改良。農道橋の新設・改良 |
| 索道 | ・空中ケーブル新設・改良。軌条(モノラック)の新設・改良 |
| 畦畔整備 | ・コンクリート、ブロック、石積畦畔 |
| 石れき除去 | ・工作に支障となる石れきを除去する事業 |
| 農地造成 | ・畑(普通畑、樹園地[地目変換の事業を含む。])、田(わさび田等を含む。)の造成 |
| 農地保全 | ・シラス等の特殊土壌対策、急傾斜地帯対策、水質障害対策等の事業 |
| 防災 | ・老朽ため池事業、地盤沈下対策、たん水防除等の事業 |
| 維持管理 | ・土地改良施設の補修、更新、しゅんせつ等の事業(水路の補改修、土水路のコンクリート装甲、フリューム設置、水路や農道の安全施設設置、用排水施設のオーバーホール・塗装、維持管理に必要な建物・施設や機械の取得など。) |
| 農村環境基盤施設 | ・農林水産省の補助事業として実施する農道集落道、農業集落排水事業、営農飲雑用水施設及び集落防災安全施設の新設・改良。なお、農業集落排水施設については、補助事業に係る農業集落排水整備計画に定められた地域において補助事業を補完して一体的に実施される非補助事業も融資の対象とする。 |
| 集落環境基盤整備 | ・農林水産省の補助事業として実施する連絡道の新設・改良 |
| 飲雑用水施設 | ・土地改良事業関係補助金交付要綱、農地開発事業補助金交付要綱、農村振興対策事業費補助金等交付要綱及び農山漁村地域整備交付金実施要綱に基づいて行うもの並びに以上の各事業と一体の計画の元に行う末端支派線の工事にかかるもの。 |

(注) 主たる事業種類に掲げる共通なものとして、調査設計費も融資の対象となる。

② 災害復旧事業

農地・牧野又はその保全・利用上必要な施設の災害復旧

③ 留意事項

ア 融資対象事業 行政庁の許認可を要する事業及び事項については、許認可を受けたものが融資の対象となる。

イ 分担金融 地方公共団体が行う事業について受益者が負担する分担金等は条例に基づくものに限り融資の対象となる。

ただし、特別な理由により条例により難くかつ融資の必要があると認められる場合（例えば災害復旧事業の繰上施行や調査設計事業）はこの限りではない。

ウ 補助事業 事業には補助事業と非補助事業がある。補助事業とは国からの補助金及びN T T株式の売払収入を活用した国から貸し付けられる無利子貸付金（これらを財源の全部又は一部とする都道府県の補助金を含む。）が支出される事業をいい、非補助事業はその他の事業をいう。従って地方公共団体単独の補助金が交付される事業、畜産振興事業団の助成金を受ける事業及び地方競馬全国協会の補助金を受ける事業等は非補助事業である。

エ 利子軽減対象事業 非補助事業のうち、非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和33年10月8日付け33農地第3814号農林事務次官通達）により行政庁の選認定を受けた事業は、利子軽減対象事業として更に有利な条件で融資を受けられる・

（注）現在は金利情勢の変化等をかんがみ、平成8年9月20日より、当分の間中止している。

2 経営体育成促進事業（担い手育成農地集積事業）

「担い手育成農地集積資金」は、経営体育成促進事業実施要綱（平成15年4月1日付け農振第2431号農林事務次官通知）に基づき、経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、効率的かつ安定的な経営体の育成をすることを目的として融資される日本政策金融公庫の資金（無利子貸付）であり、農業基盤整備資金と一体として融資を行うものである。

(1) 貸付金額の最高限度

貸付けを受ける者が負担する額のうち、原則として年度事業費の10%以内（ただし、農家負担金が年度事業費の12%以下の場合には農家負担金の6分の5以内。）

なお、本無利子資金と一体として貸し付けられる農業基盤整備資金については、限度を設けないため、農家負担金の全額について、公庫資金の貸付けが受けられることになる。

(2) 貸付対象事業の採択要件

1. 事業完了時における認定農業の増加が基準以上であること。
2. 事業完了時における担い手の経営等農用地面積のシェアが基準以上であること。

要件未達成の場合は、調整金（無利子融資と同時に貸付を受けた農業基盤整備資金（有利子）と同利率で算出される利子相当額）を貸付対象者から徴収することになる。

3 融 資 条 件

| 区 分 | 事業主体 | 借入主体 | 利率(年利) | 償還期間 (据置期間を含む) | 据置期間 | 融資限度額 |
|-------------------------|----------------------------------|--------------------------------|-----------------------|-------------------|-------|--|
| 補助 残 県 営 土地改良事業 | 県 | 土地改良区 農 協 等 | 0.35% | 25年以内 | 10年以内 | ・貸付を受ける者の負担 する額 ・最低借入限度額 50万円 |
| 補助 残 団 体 営 土地改良事業 | 市 町 村 土地改良区 共同施行 農業振興法人 | 農 協 土地改良区 共同施行 農業振興法人 | 0.20% | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 非 補 助 土地改良事業 | 同 上 | 同 上 | 0.20% | 同 上 | 同 上 | 同 上 |
| 災害復旧事業 | 同 上 | 同 上 | 融資期間により 0.16~0.20% | 同 上 | 同 上 | ・貸付を受ける者の負担 する額 ・最低借入限度額 10万円 |
| 担い手育成農地 集積資金 | 同 上 | 土地改良区 農 協 等 | 無 利 子 | 同 上 | 同 上 | 次のいずれか低い額 ・当該年度に負担する額の 5/6 ・融資対象事業費の10% |

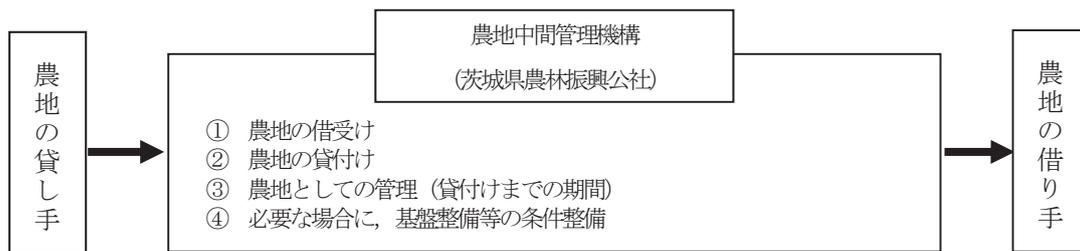
(注)表中の金利は平成31年3月20日現在のものである。

(4) 農地中間管理事業

農地中間管理事業は、「農地中間管理事業の推進に関する法律（H25.12.13 公布）」に基づき、県が（公社）茨城県農林振興公社を農地中間管理機構（以下、「機構」という。）に指定（H26.4.1）し、農業経営の規模拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進などによる農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図り、農業生産性の向上を目的とする事業である。

機構は、農業をやめる方や経営規模を縮小したい方の農地を借り受け、市町村、農業委員会、JA等と連携して、地域の認定農業者等の担い手へ農地を転貸する。

<農地中間管理事業のしくみ>



出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続

でお困りの方

農地を貸すメリット

| | |
|--------------------------------|--------------------------|
| 貸付期間満了後、農地は確実に出し手に戻ります。 | 貸付期間満了後、継続して貸付することもできます。 |
| 設定した地代は機構から確実に支払われます。（現物納付も可能） | 公的な機関なので、安心して貸付できます。 |

担い手

- 規模拡大
- 新規参入

をお考えの方

農地を借りるメリット

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 長期の借入期間により（原則10年）安定した営農が可能です。 | 分散した農地の集約化が可能となり作業効率や生産性の向上につながります。 |
| 地代は機構にまとめて支払っていただき、機構が出し手へ個別に支払います。 | 耕作ができなくなった場合、機構が次の担い手を探します。 |

<機構が借り受ける農地の基準>

- ・ 農業振興地域内の農地であること
- ・ 再生作業が著しく困難な遊休農地ではないこと
- ・ 農用地利用の効率化、高度化の促進につながる農地であること

<お問い合わせ>

茨城県農林振興公社または、最寄りの農林事務所所在の機構推進員まで

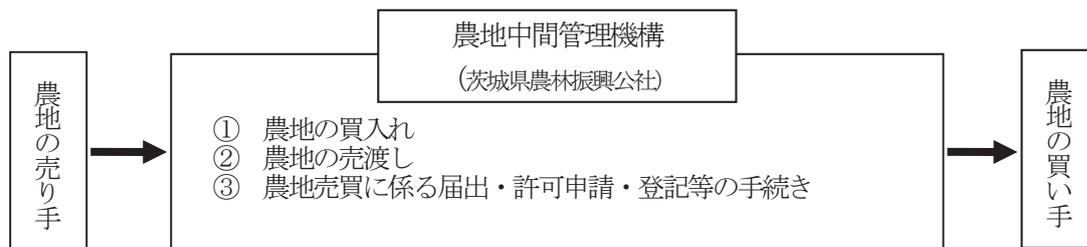
| | |
|---------------------|------------------|
| 農地中間管理機構（茨城県農林振興公社） | TEL：029-239-7131 |
| 県北農林事務所（常陸太田合同庁舎3F） | TEL：0294-33-8772 |
| 県央農林事務所（水戸合同庁舎3F） | TEL：029-231-6560 |
| 鹿行農林事務所（鉾田合同庁舎2F） | TEL：0291-32-6272 |
| 県南農林事務所（土浦合同庁舎3F） | TEL：029-823-5633 |
| 県西農林事務所（筑西合同庁舎5F） | TEL：0296-48-8225 |

(5) 農地売買等事業（農地中間管理機構が行う特例事業）

機構では、農地の貸し借りの他に、「農業経営基盤強化促進法（S55.5.28 公布）」に基づき、農地中間管理機構の特例事業として、農地売買等事業も行っている。

この事業は、機構が農業をやめる方や経営規模を縮小したい方から農地を買入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整したうえで、農地の売渡し等を行う事業である。

<農地中間管理事業（特例事業）のしくみ>



<機構を通じた売買の適用要件>

- ・ 農業振興地域・農用地区域内の農地であること
- ・ 買入れ価格は、近傍類似の取引価格を参考に、農業委員会の意見を聴いて定める
- ・ 売渡相手方の農地取得後の経営面積が、所在市町村の平均経営面積以上となること等

<お問い合わせ>

茨城県農林振興公社または、最寄りの市町村農業委員会まで

農地中間管理機構（茨城県農林振興公社） TEL：029-239-7131

9. 参 考 資 料

- (1) 地域指定の状況
- (2) 土地改良区の状況
- (3) 広域営農団地農道位置図
- (4) 農地局関連の主な会議一覧
- (5) 農業農村整備事業の変遷

(1) 地域指定の状況

① 6法指定地域

(令和2年4月1日現在)

| 指定区分 | 指定地域 | 根拠法令 |
|------------------|---|------------------------------------|
| 過疎地域 (4市町) | 常陸大宮市(旧御前山村, 旧山方町, 旧美和村, 旧緒川村), 常陸太田市(旧金砂郷町, 旧水府村, 旧里美村), 大子町, 城里町(旧七会村), 利根町 | 過疎地域自立促進特別措置法 |
| 振興山村 (6市町) | 日立市(旧日立市(旧中里村)) 常陸太田市(旧里美村) 高萩市(旧高岡村) 常陸大宮市(旧御前山村(旧伊勢畑村), 旧美和村) 大子町(旧生瀬村, 旧依上村, 旧佐原村, 旧黒沢村) 城里町(旧七会村) | 山村振興法 |
| 特定農山村地域 (9市町) | 日立市(旧十王町), 常陸太田市(旧常陸太田市(旧菅田村, 旧河内村), 旧金砂郷町(旧金砂村), 旧水府村, 旧里美村), 高萩市, 北茨城市(旧華川村, 旧関本村), 常陸大宮市(旧御前山村(旧伊勢畑村), 旧大宮町(旧大場村), 旧山方町(旧世喜村, 旧下小川村), 旧美和村), 大子町, 城里町(旧七会村), 古河市(旧総和町(旧岡郷村), 旧三和町), 坂東市(旧猿島町(旧生子菅村, 旧沓掛村)) | 特定農山村における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 |

② 県単土地改良事業指定地域

| 指定区分 | 指定地域 | 根拠法令 |
|-----------------------|---|-------------------------|
| 山間急傾斜地帯指定地域 (10市町) | 日立市(旧日立市〔旧東小沢村の区域を除く〕, 旧十王町), 石岡市(旧八郷町), 常陸太田市(旧常陸太田市〔旧西小沢村及び旧幸久村の区域を除く〕, 旧金砂郷町, 旧水府村, 旧里美村), 高萩市, 北茨城市, 笠間市〔旧笠間市〕, 常陸大宮市(旧御前山村, 旧大宮町, 旧山方町, 旧美和村, 旧緒川村), 桜川市(旧岩瀬町, 旧真壁町〔旧長讃村の区域を除く〕, 旧大和村〔旧大国村の区域を除く〕), 城里町(旧常北町, 旧桂村〔旧坏村の区域を除く〕, 旧七会村), 大子町 | 茨城県県単土地改良事業補助金交付要項別表の付表 |

※下線を引いた市町村は行政区画の一部が区域指定に係るものである。



(2) 土地改良区の状況

① 土地改良区設立状況等一覧

| 事項 区分 | 地区数 | | | | | | 地区面積 (ha) | | | 組合員数 (人) | | |
|----------|--------------|---------------|----|----|----|---------------|--------------|---------------|------|--------------|---------------|--------|
| | 30.4.1 現在 | 31.3.31 現在 | 異動 | | | R2.3.31 現在 | 30.4.1 現在 | 31.3.31 現在 | 増減 | 30.4.1 現在 | 31.3.31 現在 | 増減 |
| | | | 設立 | 解散 | 増減 | | | | | | | |
| 土地改良区 | 199 | 193 | 2 | 9 | △7 | 186 | 108,749 | 108,615 | △134 | 192,934 | 191,669 | △1,265 |
| 同連合 | 2 | 2 | - | - | - | 2 | 9,894 | 9,861 | △33 | 19,513 | 19,381 | △132 |
| 合計 | 201 | 195 | 2 | 9 | △7 | 188 | 118,643 | 118,476 | △167 | 212,447 | 211,050 | △1,397 |

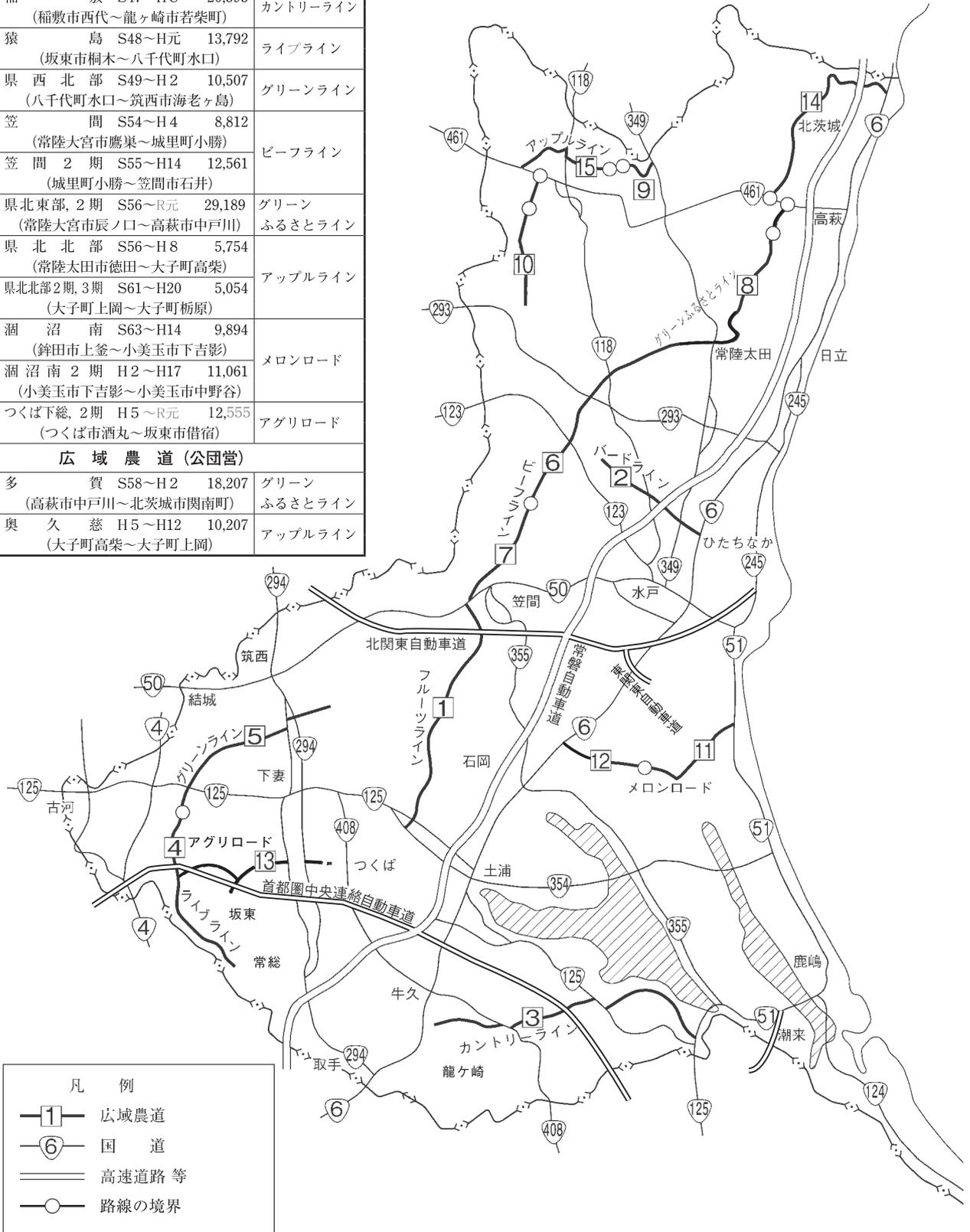
② 土地改良区組合員数規模別一覧表

(平成31年3月31日現在)

| 組合員数 区分 | 300人未満 | 300人～ 1,000人未満 | 1,000人～ 5,000人未満 | 5,000人～ 10,000人未満 | 10,000人以上 | 計 |
|------------|--------|-------------------|---------------------|----------------------|-----------|-----|
| 土地改良区 | 88 | 69 | 29 | 4 | 3 | 193 |
| 同連合 | - | - | 1 | - | 1 | 2 |
| 計 | 88 | 69 | 30 | 4 | 4 | 195 |

(3) 広域営農団地農道位置図

| 広域農道(県営) | | | |
|-----------|--------------------------------------|--------|-----------------|
| 路線番号 | 路線名 | 工期 | 事業量(m) |
| 1 | 八郷 S45~S55 (笠間市来栖~土浦市上坂田) | 18,365 | ブルーライン |
| 2 | 那珂 S46~S57 (那珂市下江戸~ひたちなか市田彦) | 14,427 | バードライン |
| 3 | 稲敷 S47~H8 (稲敷市西代~龍ヶ崎市若柴町) | 20,595 | カントリーライン |
| 4 | 猿島 S48~H元 (坂東市桐木~八千代町水口) | 13,792 | ライブライン |
| 5 | 県西北部 S49~H2 (八千代町水口~筑西市海老ヶ島) | 10,507 | グリーンライン |
| 6 | 笠間 S54~H4 (常陸大宮市鷹巣~城里町小勝) | 8,812 | ビーフライン |
| 7 | 笠間 2期 S55~H14 (城里町小勝~笠間市石井) | 12,561 | |
| 8 | 県北東部, 2期 S56~R元 (常陸大宮市辰ノ口~高萩市中戸川) | 29,189 | グリーン ふるさとライン |
| 9 | 県北北部 S56~H8 (常陸太田市徳田~大子町高柴) | 5,754 | アップルライン |
| 10 | 県北北部 2期, 3期 S61~H20 (大子町上岡~大子町栃原) | 5,054 | |
| 11 | 涸沼南 S63~H14 (鉦田市上釜~小美玉市下吉影) | 9,894 | メロンロード |
| 12 | 涸沼南 2期 H2~H17 (小美玉市下吉影~小美玉市中野谷) | 11,061 | |
| 13 | つくば下総, 2期 H5~R元 (つくば市酒丸~坂東市借宿) | 12,555 | アグリロード |
| 広域農道(公団営) | | | |
| 14 | 多賀 S58~H2 (高萩市中戸川~北茨城市関南町) | 18,207 | グリーン ふるさとライン |
| 15 | 奥久慈 H5~H12 (大子町高柴~大子町上岡) | 10,207 | アップルライン |



(4) 農地局関連の主な会議一覧

(令和2年4月1日現在)

| 所管課 | 会議の名称 | 設置根拠 | 内 容 | 会議の種類 | 構 成 員 | |
|-----------------------|-----------------------|------|--|----------|-------|-----|
| | | | | | 本庁 | 事務所 |
| 農 村 計 画 課 | 農業農村整備事業進行管理委員会 | 要領 | 農業農村整備事業に関する施策の進捗状況 確認に必要な調査と進行管理 農山漁村地域整備計画の評価 事業の再評価・事後評価 事業計画の審査・承認 | 委員会, 幹事会 | ○ | |
| | 茨城県土地改良区統合整備推進協議会 | 要項 | 土地改良区の合併及び解散の推進 | 協議会, 指導班 | ○ | ○ |
| | 農地局災害対策班 | 規定 | 農地, 農業用施設災害に関する情報収集, 連絡調整 | 対策班, 班員 | ○ | ○ |
| | 土地改良技術検討会 | 要領 | 業務の統一基準等を作成 | 検討会, 部会 | ○ | ○ |
| | 茨城県農業農村整備事業広報会議 | 要項 | 農業農村整備事業のPR | 委員会, 幹事会 | ○ | ○ |
| | 茨城県日本型直接支払制度推進委員会 | 要領 | 対策の実施状況の点検, 活動組織の取組 の評価及び指導・助言 | 委員会 | ○ | |
| | 茨城県イノシシ等被害防止対策協議会 | 規約 | 農林業等への被害防止に係る総合的対策 の推進 | 幹事会, 全体会 | ○ | ○ |
| | ふるさと水と土基金運営委員会 | 要綱 | 基金に係わる事業の推進 | 委員会, 幹事会 | ○ | ○ |
| 水政課 | 茨城県渇水対策連絡会議 | 要項 | 県内の渇水情報の共有, 対応策の協議 | 会議 | ○ | |
| 県土連 | 利根川水系農業水利協議会 茨城県支部 | 規約 | 水利情報の提供と農業水利諸問題の研究 | 委員会, 幹事会 | ○ | |

| 所管 課 | 会 議 の 名 称 | 設置 根拠 | 内 容 | 会 議 の 種 類 | 構 成 員 | |
|-----------------------|---------------------------------|------------------------------|---|-----------------|-------|-----|
| | | | | | 本庁 | 事務所 |
| 農 地 整 備 課 | 茨城県農林水産部農地局公共事業 コスト削減対策推進委員会 | 要綱 | 農地局が施行する公共事業のコスト削減を 推進する | 委員会, 幹事会 | ○ | |
| | 国営那珂川沿岸農業水利事業連絡 調整会議 | 要領 | 事業の円滑な推進に関する連絡調整 | 本会議, 検討部会 | ○ | ○ |
| | 建設 I T いばらき推進協議会 | 要綱 | 総合的, 戦略的に IT 化を推進するとともに 建設 CALS/EC の早期導入を図る | 協議会, 幹事会 | ○ | |
| | 茨城県公共事業コスト削減対策推 進委員会 | 要綱 | 公共事業のコスト削減を推進する | 委員会, 幹事会 | ○ | |
| | 茨城県木材利用推進会議 | 要領 | 県産材の利用促進を図る | 会議 | ○ | |
| | 茨城県リサイクル建設資材評価認 定委員会 | 要項 | リサイクル建設資材製品の評価認定に関する 検討 | 委員会 | ○ | |
| | 関東標準積算システム利用団体連 絡会 | 規約 | 標準積算システムを利用するにあたってシス テム化の促進を経済的, 効率的に実現させる | 連絡調整 | ○ | |
| | 全国土地改良施設管理事業推進協 議会 | 規約 | 情報の交換, 研さん等を行うことにより維持 管理事業の円滑な推進に資する | 協議会, 管理部会 | ○ | |
| | 関東地域技術情報連絡協議会 | 規約 | 農業農村整備事業に関する計画・設計・積算・ 施工・管理・環境・電子情報化等の検討とこ れらの合理化の推進を図るとともに品確法関 連の市町村支援等について検討する | 協議会, 幹事会, 部会 | ○ | |
| | 茨城県建設副産物リサイクル推進 協議会 | 要綱 | 再生資源の利用と廃棄物の減量等を通じて, 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な 処理を官民一体となり推進する | 協議会, 幹事会 | ○ | |
| | 関東ブロック発注者協議会 | 要領 | 公共工事の品質確保の促進 | 協議会, 幹事会 | ○ | |
| | 茨城県農業集落排水施設接続率向 上委員会 | 要項 | 農業集落排水施設への接続率向上のための支 援及び啓発活動 | 委員会, 幹事会 | ○ | ○ |
| 茨城県国土調査推進協議会 | 任意 | 事業の啓発普及, 講習会の開催, 関係者の顕 彰等 | 総会, 理事会 | ○ | | |

| 年 | 農政の動き | 農業農村整備事業の変遷 | | | | 国計画 | その他計画等 | 県の動き | | | |
|------|--|---|--|-------------------|---------------------------------------|--------------------------------|---|---|-----------------------|--|---|
| | | 目的・名称 | 農業生産基盤整備 | 農村整備 | 農地等保全管理 | | | | | | |
| 平成23 | 戸別所得補償制度の本格実施 | 多面的な発展の確保 農村の安定供給の確保 食料の安定供給の確保 農村の持続的な発展の確保 | H23戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業 | | H23農地・水保全管理支払交付金 H23震災対策農業水利施設整備事業 | | 第7（次） H23 国土 2次 3次 改良 25 7か 年 計画 | H23県長期総合計画(改定) H23新茨城農業改革大綱の答申 H23新茨城農業改革大綱 | H23いばらき農業水利施設機能保全推進計画 | | |
| 24 | 農林水産業・地域の活力創造プラン(H26, H28改定) | | | | | | | | | | |
| 25 | 農地中間管理機構の創設・経営所得安定対策見直し・水田フル活用とコメ政策の見直し・日本型直接支払制度の創設 | | H25農業競争力強化基盤整備事業 | | H26多面的機能支払交付金 | H26国土強靱化基本計画 H26-インフラ長寿命化計画 | | | | H25いばらきの畑地再生事業 | |
| 26 | 食料・農業・農村基本計画 総合的なTPP関連政策大綱 | | H27農地耕作条件改善事業 | | | | | | H27茨城県公共施設等総合管理計画 | H27中山間地域農業基盤整備促進事業 H27中山間地域アグリビジネス創出調査研究事業 H27元気な農業農村創生チャレンジ事業 | |
| 27 | 農業競争力強化プログラム | | | H28農山漁村振興交付金 | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | H30農地中間管理機構関連農地整備事業 H30農業水路等長寿命化・防災減災事業 | | | | | | | H28県長期総合計画(改定) H28新茨城農業改革大綱 H28茨城県国土強靱化計画 | H29いばらき農業水利施設等インフラ長寿命化計画 H30水田水質保全対策モデル事業(森林湖沼環境税活用) |
| 令和元 | | | | R2中山間地域農業農村総合整備事業 | | | | | | | |

